

# 伊勢市公報

第418号  
令和5年4月5日  
水曜日

## 目次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例	5
○ 伊勢市情報公開条例の一部を改正する条例	9
○ 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例	19
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	22
○ 伊勢市職員定数条例の一部を改正する条例	25
○ 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例	27
○ 伊勢市特別会計条例の一部を改正する条例	29
○ 伊勢市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例	31
○ 伊勢市奨学金支給条例の一部を改正する条例	34
○ 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	36
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	39
○ 伊勢市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例	41
○ 伊勢市産業支援センター条例を廃止する条例	43
○ サンライフ伊勢条例を廃止する条例	45
○ 伊勢市営住宅管理条例及び伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	47
○ 伊勢市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例	50
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	52
○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例	54
○ 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	56
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	60
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	65
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市職員の住居手当に関する規則及び職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則	67
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	69
○ 伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則	71
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	73
○ 伊勢市職員給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料に関する規則	75
○ 伊勢市指定金融機関選定委員会規則等を廃止する規則	93
○ 伊勢市職員の定年等に関する規則	95
○ 伊勢市職員の暫定再任用に関する規則	105
○ スマートシティ伊勢推進構想策定委員会規則	109
○ 旧賓日館保存活用計画策定委員会規則	111
○ 伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	113
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	115
○ 住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則	117
○ 伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則	152
○ 伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	164
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する等の規則	174

○ 伊勢市職員の退職管理に関する規則等の一部を改正する規則	198
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	200
○ 伊勢市幼稚園預かり保育に係る保育料の徴収に関する規則	202
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	204
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	213
○ 伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則	219
○ 伊勢市電子計算組織管理運営規則等の一部を改正する規則	263
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則を廃止する規則	266
○ 伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則	268
○ 伊勢市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則	272
○ 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則	279
○ 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則	283
<b>訓令</b>	
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令	293
○ 伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令	298
<b>教育委員会訓令</b>	
○ 伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令	300
<b>消防訓令</b>	
○ 伊勢市火災調査規程の一部を改正する訓令	302
<b>議会訓令</b>	
○ 伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程	304
<b>上下水道事業管理規程</b>	
○ 伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	346
○ 伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程	348
<b>病院事業管理規程</b>	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	350
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程	352
○ 伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程等の一部を改正する規程	364
<b>告 示</b>	
○ 指定地域密着型サービス事業者の廃止について	377
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	378
○ 令和5年度当初予算並びに令和4年度及び令和5年度の補正予算の要領について	380
○ 市道の路線の廃止について	456
○ 市道の路線の認定について	457
○ 道路の区域の決定について	459
○ 道路の供用開始について	460
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	462
○ 住宅使用料、道路占用料等及び墓地管理手数料の収納の事務の委託の告示事項の変更について	463
○ 市税の収納の事務の委託の告示事項の変更について	464
○ 後期高齢者医療保険料の収納の事務の委託の告示事項の変更について	465
○ 国民健康保険料の収納の事務の委託の告示事項の変更について	466
○ 介護保険料の収納の事務の委託の告示事項の変更について	467
○ 保育所保育料及び認定こども園保育料の収納の事務の委託の告示事項の変更について	468

○ 墓地管理手数料の収納の事務の委託について	469
○ 道路占用料等の収納の事務の委託について	470
○ 住宅使用料の収納の事務の委託について	472
○ 市税の収納の事務の委託について	473
○ 後期高齢者医療保険料の収納の事務の委託について	474
○ 国民健康保険料の収納の事務の委託について	475
○ 介護保険料の収納の事務の委託について	476
○ 保育所保育料及び認定こども園保育料の収納の事務の委託について	477
○ 指定納付受託者の指定について	478
○ 地籍調査の実施について	479
○ 指定納付受託者の指定について	480
○ 指定納付受託者の指定について	481
○ 指定納付受託者の指定について	482
○ 指定納付受託者の指定について	483
○ 指定納付受託者の指定について	484
○ 指定納付受託者の指定について	485
○ 指定納付受託者の指定について	486
○ 指定納付受託者の指定について	487
○ 指定納付受託者の指定について	488
○ 道路の占用を制限する区域の指定について	489
○ 令和5年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	491
○ 令和5年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	492
○ 伊勢市人事行政の運営等の状況について	493
○ 伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務の委託について	513
○ 収納の事務の委託について	514
○ 指定納付受託者の指定について	515

**教育委員会告示**

○ 教育委員会会議の招集について	516
------------------	-----

**選挙管理委員会告示**

○ ポスター掲示場の設置について	517
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	534
○ 期日前投票所の設置について	535
○ 投票所の設置について	536
○ 開票の日時及び場所について	539
○ 開票管理者及び職務代理者の選任について	540
○ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について	541
○ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	547
○ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更について	550

**農業委員会告示**

○ 農業委員会総会の招集について	551
------------------	-----

**公 告**

○ 第4次伊勢市食育推進計画の策定について	552
○ 第2次伊勢市農村振興基本計画の改定について	553
○ 公示送達	554
○ 公売公告兼見積価額公告	556
○ 公売公告兼見積価額公告	563
○ 伊勢市男女共同基本計画の策定について	571
○ 新型コロナウイルス感染症ワクチンに係る予防接種の実施について	572
○ 第3期伊勢市環境基本計画の変更について	577
○ 農用地利用集積計画について	578
○ 伊勢市立地適正化計画の変更について	579

**上下水道事業公告**

- 都市計画事業及び明和都市計画下水道事業の縦覧について 580

**岡本町財産区条例**

- 伊勢市岡本町財産区の個人情報の保護に関する条例 581

**監査委員公表**

- 令和4年度定期監査等結果の公表について 583
- 令和4年度財政援助団体等監査結果の公表について 602



伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 3 号

### 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成 17 年伊勢市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 11 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 11 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第 11 号中「緊急停止させることができる措置

を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第 12 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 13 号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第 16 号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第 18 号を第 19 号とし、第 17 号を第 18 号とし、第 16 号の次に次の 1 号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第 16 条第 1 項中「日本産業規格」の次に「(産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。)」を加える。

第 23 条第 3 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項又は前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z 8210 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z 8210 に適合するものとしなければならない。

第 23 条第 5 項中「前項第 2 号」を「第 3 項第 2 号」に改める。

別表第 4 から別表第 7 までを次のように改める。

別表第 4 から別表第 7 まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の伊勢市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 23 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 23 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 23 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

伊勢市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第4号

### 伊勢市情報公開条例の一部を改正する条例

伊勢市情報公開条例（平成17年伊勢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第9条第8号及び第13条第3項」を「第13条第2項」に改め、同条第2号中「、写真」を削る。

第6条中「公文書の公開を請求しよう」とを「前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしよう」とに改め、「請求書」の次に「（次項において「公開請求書」という。）」を加え、同条第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同条第2号中「公開を請求しよう」とを「公開請求をしよう」とに、同条第3号中「請求しよう」とを「公開請求をしよう」とに改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第7条第1項中「前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、公開の請求」を「公開請求があったときは、公開請求があった日から14日以内に、公開請求」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第7条第2項中「前条に規定する請求者」を「公開請求者」に、「公開の請求」を「公開請求」に改め、同条第3項中「実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができな

いときは、同項の規定にかかわらず、30日を限度としてその期間を」を「第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り」に、「請求者」を「公開請求者」に、「速やかに延長の期間」を「遅滞なく、延長後の期間」に改め、同条第6項中「第9条第1号ただし書エ」を「第9条第1号ただし書イ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

第7条第7項中「45日以内」を「公開請求があった日から44日以内」に、「すべて」を「全て」に改め、「おそれがある場合には」の次に「、第3項前段の規定にかかわらず」を加え、「この場合においては」を「この場合において、実施機関は」に改める。

第8条第2項中「、図画及び写真」を「又は図画」に改め、同条第3項中「公開の請求」を「公開請求」に、「次条の規定に該当することにより、非公開情報」を「次条各号に掲げる情報のいずれか」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 公開請求に係る公文書に次条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等（文書、図画若しくはフィルム又は電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。同号において同じ。）の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第9条を次のように改める。

(公文書の公開義務)

第9条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務



の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (4) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第11条中「公開の請求」を「公開請求」に、「公開しないことができる情報（以下「非公開情報」という。）」を「非公開情報」に改める。

第12条中「公開の請求」を「公開請求」に改める。

第13条を次のように改める。

（公開の実施に係る手数料等）

第13条 公文書の公開を受ける者は、公開請求に係る公文書1件につき、別表の左欄に掲げる公文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる公開の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により公開を受ける場合にあつては、その合算額）の公開の実施に係る手数料（以下「公開実施手数料」という。）を納めなければならない。

- 2 市長及び病院事業管理者は、公文書の公開を受ける者が経済的困難により公開実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、公開請求

1 件につき2,000円を限度として、公開実施手数料を減額し、又は免除することができる。

- 3 公文書の公開を受ける者は、公開実施手数料のほか送付に要する費用を納付して、公文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、前納しなければならない。

第14条中「公開の請求」を「公開請求」に改める。

第14条の2の見出し中「情報公開・個人情報保護審査会」を「情報公開審査会」に改め、同条第1項中「公開の請求」を「公開請求」に、「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会」を「伊勢市情報公開審査会」に改め、同条第3項第2号中「請求者」を「公開請求者」に改め、同条第4項中「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会」を「伊勢市情報公開審査会」に改める。

第15条の見出し中「情報公開・個人情報保護審査会」を「情報公開審査会」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会」を「伊勢市情報公開審査会」に改め、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「及び個人情報保護制度」を削り、同号を同項第2号とし、同条第3項中「及び個人情報保護条例の規定により報告を受けた事項」を削る。

第16条第1項中「公開の請求」を「公開請求」に改め、「又は保有個人情報（個人情報保護条例第22条第1項、第34条第1項又は第45条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下同じ。）」を削り、「又は保有個人情報の開示」を「の公開」に改め、同条第3項中「又は保有個人情報に含まれている情報」を削る。

第17条の3中「若しくは保有個人情報」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第13条関係）

公文書の種別	公開の実施の方法	公開実施手数料の額
文書及び図画	複写機により複写したものの（黒色単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る。）の交付	1枚につき10円
	複写機により複写したものの（多色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る。）の交付	1枚につき30円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1枚につき70円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	その他の方法による写しの作成による交付	当該写しの作成に要する費用の実費に相当する額
フィルム	用紙に印刷したものの（黒色単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る。）の交付	1枚につき10円
	用紙に印刷したものの（多色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る。）の交付	1枚につき30円
	その他の方法による写しの作成による交付	当該写しの作成に要する費用の実費に相当す

		る額
電磁的記録	用紙に出力したもの（黒色単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る。）の交付	1枚につき10円
	用紙に出力したもの（多色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る。）の交付	1枚につき30円
	光ディスクに複写したものの交付	1枚につき70円に1ファイルごとに180円を加えた額
	その他の方法による写しの作成による交付	当該写しの作成に要する費用の実費に相当する額

備考 用紙を用いて写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として費用の額を算定する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後にされた公開請求について適用し、施行日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

（伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正)

- 3 伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護審査会の委員の項中「情報公開・個人情報保護審査会」を「情報公開審査会」に改める。

（伊勢市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

- 4 伊勢市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「情報公開・個人情報保護審査会」を「情報公開審査会」に改める。

伊勢市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第5号

### 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例

伊勢市行政不服審査法関係手数料条例（平成28年伊勢市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「これらの規定を」の次に「法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び」を加える。

第2条第1項中「から第4条まで」を「及び次条」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「法第38条第1項」の次に「（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同項を同条第2項とする。

第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「法第38条第5項」を「前項」に、「審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）は、同条第1項」を「審査請求人等は、法第38条第1項」に改め、「（法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。以下同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。以下同じ。）は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

第4条第1項中「（以下「送付費用」という。）」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第5条中「前3条」を「第2条及び第3条」に、「前条第2項」を「第3条第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を



受ける審査請求人等は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、前納しなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものに係る手数料及び送付に要する費用の減免については、なお従前の例による。

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第6号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部伊勢市行政改革推進委員会の項の前に次のように加える。

スマートシティ伊勢推進構想策定委員会	スマートシティの推進に関する基本的な構想の策定に関する事項についての調査審議に関すること。	15人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、知識経験を有する者 (3) その他市長が必要と認める者	委嘱され、又は任命された日から調査審議が終了した日まで
--------------------	---	-------	--	-----------------------------

別表第1市長の部旧賓日館保存整備委員会の項中「関すること」の次に「(旧賓日館保存活用計画策定委員会の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

旧賓日館保存活用計画策定委員会	旧賓日館の保存活用計画の策定に関する事項についての調査審議に関するこ	7人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が必要	委嘱され、又は任命された日から
-----------------	------------------------------------	------	-------------------------------	-----------------

	と。		と認める者	調査審 議が終 了した 日まで
--	----	--	-------	--------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。  
別表旧賓日館保存整備委員会の委員の項の次に次のように加える。

旧賓日館保存活用計画策定委員会の委員	日額	10,000円
--------------------	----	---------

伊勢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第7号

伊勢市職員定数条例の一部を改正する条例

伊勢市職員定数条例（平成17年伊勢市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「200人」を「216人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第8号

### 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例

伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第13項の見出し中「令和5年3月」を「令和6年3月」に改め、同項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



伊勢市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第9号

### 伊勢市特別会計条例の一部を改正する条例

伊勢市特別会計条例（平成17年伊勢市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の伊勢市特別会計条例第1条第4号に規定する住宅新築資金等貸付事業特別会計（以下「旧特別会計」という。）の令和4年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧特別会計に属する権利及び義務は、この条例の施行の際に一般会計に帰属するものとする。ただし、前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧特別会計における令和4年度の収入及び支出に係るもので同年度の出納の閉鎖の際旧特別会計に属するものにあつては、その出納の閉鎖の際に一般会計に帰属するものとする。

伊勢市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第10号

### 伊勢市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例

伊勢市立幼稚園預かり保育条例（平成17年伊勢市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者の生活形態の多様化等により、保育の延長を要する園児の預かり保育」を「教育課程に係る教育時間の終了後及び長期休業日（教育委員会規則で定める長期休業日をいう。）に園児のうち保育を必要とする者を対象として行う教育活動（以下「預かり保育」という。）」に改める。

第2条の見出しを「（実施日及び実施時間）」に改め、同条中「時間」を「実施時間」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

（対象者）

第3条 預かり保育の対象者は、幼稚園に在籍している園児であって、教育委員会が保育を必要と認めるものとする。

（利用の申込み等）

第4条 預かり保育を利用しようとする園児の保護者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

（保育料）

第5条 預かり保育を利用した園児の保護者は、預かり保育の利用に係る費用（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。

2 保育料の額は、日額300円とする。この場合において、園児1人につき、同一の月における保育料の合計額が4,500円を超える場合は、当該月の保育料の納付すべき額は、4,500円を限度とする。

3 保育料の徴収方法は、規則で定める。

第6条中「の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で」を「に定め

るもののほか、必要な事項は、市長又は教育委員会が別に」に改め、同条を第8条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

(保育料の減免)

第6条 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(利用の承認の取消し)

第7条 教育委員会は、第4条の承認を受けた園児又はその保護者について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 園児が当該幼稚園に在籍しなくなったとき。
- (2) 疾病その他の理由により、預かり保育に堪えられないとき、又は他の利用園児に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) その他教育委員会が預かり保育の利用を不相当と認めるとき。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市奨学金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第11号

### 伊勢市奨学金支給条例の一部を改正する条例

伊勢市奨学金支給条例（平成17年伊勢市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は高等専門学校」を「、高等専門学校又は専修学校の専門課程若しくは高等課程」に改める。

第3条第1号中「又は高等専門学校」を「、高等専門学校又は専修学校の専門課程若しくは高等課程」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 経済的理由により修学に困難がある者

第5条各号を次のように改める。

(1) 大学、高等専門学校（第1学年から第3学年までを除く。）又は専修学校の専門課程に在学する奨学生 年額14万4,000円以内で教育委員会規則で定める額

(2) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）又は専修学校の高等課程に在学する奨学生 年額7万2,000円以内で教育委員会規則で定める額

第8条を削り、第9条を第8条とする。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 伊勢市条例第12号

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するとき、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を現実

に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第13号

### 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

第18条の10中「20万円」を「22万円」に改める。

第22条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第29条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第18条の10及び第22条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 14 号

伊勢市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成 29 年伊勢市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「33 人」を「32 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 12 月 11 日から施行する。

伊勢市産業支援センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 15 号

### 伊勢市産業支援センター条例を廃止する条例

伊勢市産業支援センター条例（平成 19 年伊勢市条例第 38 号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



サンライフ伊勢条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 16 号

サンライフ伊勢条例を廃止する条例

サンライフ伊勢条例（平成 17 年伊勢市条例第 151 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例及び伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第17号

伊勢市営住宅管理条例及び伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市営住宅管理条例の一部改正)

第1条 伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号ア中「第5項」を「第4項」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第9条第1項各号列記以外の部分中「次の各号」を「令第7条各号」に改め、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、住宅に困窮する程度を勘案して入居させるべき順位を定め難い者については、公開抽選によって入居者を決定するものとする。

第9条第1項各号及び第2項を削り、同条第3項中「第1項に規定する者」を「令第7条各号に掲げる者」に、「寡婦」を「配偶者のない者」に、「前項」を「前項後段」に改め、同項を同条第2項とする。

第11条第1項第1号中「市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する賃貸契約書」を「賃貸契約書」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第16条第1項、第44条及び第51条の11中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第51条の14を削る。

(伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年伊勢市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第5条中「伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号。以下「市営住宅管理条例」という。）第51条の14に規定する伊勢市営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて入居」を「入居の申込みをした者に対し、入居」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 入居の申込みをした者の数が入居させるべき改良住宅の戸数を超える場合においては、抽選その他公正な方法により入居者を選定するものとする。

第6条第1項第1号中「市内に居住し独立の生計を営む者で、市長が適当と認める保証人の連署する賃貸契約書」を「賃貸契約書」に改める。

第11条第4項中「市営住宅管理条例」を「伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号。以下「市営住宅管理条例」という。）」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において伊勢市営住宅入居者選考委員会の委員である者の任期は、第1条の規定による改正前の伊勢市営住宅管理条例第51条の14第5項の規定にかかわらず、その日に満了する。

伊勢市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する

条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第18号

伊勢市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する  
条例を廃止する条例

伊勢市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例  
(昭和49年伊勢市条例第4号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年3月31日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 伊勢市条例第19号

### 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

附則第9条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、令和4年度以前の年度分の保険料であって同項に規定する保険料に準ずるものとして規則で定めるもの（令和5年4月1日から規則で定める日までの間に納期限が定められているものに限る。）の減免について準用する。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第20号

### 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第10項を附則第11項とし、附則第9項の前の見出しを削り、同項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)」を付し、附則第8項の次に次の1項を加える。

- 9 前項の規定は、令和4年度以前の年度分の保険料であって同項に規定する保険料に準ずるものとして規則で定めるもの（令和5年4月1日から規則で定める日までの間に納期限が定められているものに限る。）の減免について準用する。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第21号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の

所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）
- 2 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目

的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 伊勢市条例第22号

### 伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条

第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第17項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第19項を削る。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とし、附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項

とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の伊勢市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下

この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の伊勢市市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第23号

### 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第14項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第46項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第39項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第39項」とする。

伊勢市職員の住居手当に関する規則及び職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第10号

伊勢市職員の住居手当に関する規則及び職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市職員の住居手当に関する規則(平成17年伊勢市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

(職員の通勤手当支給に関する規則の一部改正)

第2条 職員の通勤手当支給に関する規則(平成17年伊勢市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第18条を削り、第19条を第18条とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 11 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則（令和 2 年伊勢市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 5 月 7 日までに感染し、又は発熱等の症状がありその感染が疑われた新型コロナウイルス感染症（伊勢市国民健康保険条例（平成 17 年伊勢市条例第 101 号）附則第 6 条第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の療養のためその労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日の初日」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の  
一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第12号

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則（平成17年伊勢市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「39万円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第3項第2号の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る助産の実施について適用し、同日前の出産に係る助産の実施については、なお従前の例による。

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和5年3月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第13号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年伊勢市規則第21号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の見出し中「令和5年3月」を「令和6年3月」に改め、同項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

別表第1 高齢者総合相談支援員（2種）の項中「高齢者総合相談支援員（2種）」を「高齢者総合相談支援員」に、「介護支援専門員」を「主任介護支援専門員、介護支援専門員」に改め、同表高齢者総合相談支援員（1種）の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則別表第1に定める高齢者総合相談支援員（2種）又は高齢者総合相談支援員（1種）に従事し、施行日においてこの規則による改正後の伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則別表第1に定める高齢者総合相談支援員として任用された会計年度任用職員に伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則第4条の規定を適用する場合においては、高齢者総合相談支援員（2種）又は高齢者総合相談支援員（1種）に従事した期間については、それぞれ高齢者総合相談支援員に従事した経験年数とみなして、同条の規定を適用する。

伊勢市職員給与条例附則第 16 項、第 18 項又は第 19 項の規定による給  
料に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第14号

伊勢市職員給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。）附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 伊勢市職員の定年等に関する条例（平成17年伊勢市条例第23号）第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、給与条例附則第16項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 給与条例附則第14項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 給与条例第5条に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。



- (6) 初任給基準異動 給与条例第2条の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則(平成18年伊勢市規則第27号)別表第2に定める一般職員初任給基準表及び別表第3に定める特殊技術職員初任給基準表(第6条第1項第1号においてこれらを「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 給与条例第6条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項又は第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあっては、当該給料月額に伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号)第3条第2項ただし書の規定により定められた当該職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額)をいう。
- (9) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(給与条例附則第16項の規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第16項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、次に掲げる職員
- ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
- イ 異動日から特定日までの間に降格をした職員

ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

エ 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額をされることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第18項の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員

（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。

以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との

差額に相当する額を、給与条例附則第18項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
  - ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員 市長の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第18項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第18項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした

場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第18項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円

以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第18項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員から書面による同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当

該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- (4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員 市長の定める額

- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動

期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第18項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第19項の規定による給料の支給）

第7条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項に



において同じ。) であって、降任等相当転任日 (当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。) の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 (第4項各号に掲げる職員を除く。) のうち、特定日に給与条例附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額 (以下この項において「特定日給料月額」という。) が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額 (当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。) に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める

日以後、市長の定める額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
- (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- (4) 降任等相当転任日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第

8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。
  - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
  - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした職員
  - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員  
（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第19項の規定による給料の支給）

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は

転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から書面による同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職

員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日

の前日までの間、市長の定める額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。

- (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に給与条例第5条に規定する昇格をした職員
- (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する給与条例附則第19項の規定による給料の支給）

第10条 国家公務員、他の地方公共団体の職員その他市長の定めるこれらに準ずる者であった者（第4項第1号において「国家公務員等」という。）から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第14項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職

員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第14項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例

附則第14項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第19項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて国家公務員等となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員
- (4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては、特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となった日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

（この規則により難い場合の措置）

第11条 給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



伊勢市指定金融機関選定委員会規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 15 号

伊勢市指定金融機関選定委員会規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 伊勢市指定金融機関選定委員会規則（令和 3 年伊勢市規則第 51 号）
- (2) 伊勢市リモート案内システム導入事業業務受託者選定委員会規則（令和 4 年伊勢市規則第 32 号）
- (3) いせファミリー・サポート・センター事業運営業務受託者選定委員会規則（令和 4 年伊勢市規則第 37 号）
- (4) 伊勢市育児・家事支援事業運営業務受託者選定委員会規則（令和 4 年伊勢市規則第 38 号）
- (5) 伊勢市駅前保健福祉拠点施設子育て支援センター交流ひろば環境整備業務受託者選定委員会規則（令和 4 年伊勢市規則第 44 号）
- (6) 伊勢市福祉健康センター譲渡先選定委員会規則（令和 5 年伊勢市規則第 1 号）
- (7) 伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則（令和 5 年伊勢市規則第 5 号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市職員の定年等に関する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第16号

### 伊勢市職員の定年等に関する規則

伊勢市職員の定年等に関する規則（平成17年伊勢市規則第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、伊勢市職員の定年等に関する条例（平成17年伊勢市条例第23号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定年退職 条例第2条の規定により退職することをいう。
- (2) 勤務延長 条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。
- (3) 勤務延長職員 条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。

（勤務延長等に係る職員の同意）

第3条 条例第4条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、適切な時期に書面によって得なければならない。

（定年に達している者の任用の制限）

第4条 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該採用しようとする職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員の職、他の地方公共団体の職員の職、伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号。以下「退職手当支給条例」という。）第7条第4項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員の職又は三重县市町総

合事務組合退職手当支給条例（平成24年三重県市町総合事務組合条例第36号）第9条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員の職に就き、引き続いてこれらの職に就いているもの（これらの職のうち一の職から他の職に1回以上引き続いて異動した者を含む。）を、当該採用しようとする職に係る定年退職日（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の6に規定する定年退職日をいう。）以前に採用する場合は、この限りでない。

- 2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員を、特別の事情により市長の承認を得て昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

（勤務延長等に係る人事異動通知書の交付）

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面（以下「人事異動通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第1号又は第6号に該当する場合には、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 職員が定年退職をする場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

（勤務延長に関する報告）

第6条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況を市長に報告しなければならない。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第7条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第8条 条例第10条に規定する職員の同意は、適切な時期に書面によって得なければならない。

(降任等に係る人事異動通知書の交付)

第9条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をする場合には、職員に人事異動通知書を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。

(1) 条例第9条各項の規定により異動期間を延長する場合

(2) 異動期間の期限を繰り上げる場合

(3) 条例第9条各項の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

(異動期間の延長に関する報告)

第10条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条各項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を市長に報告

しなければならない。

(定年前再任用の原則)

第11条 任命権者は、定年前再任用（条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則、法第15条に定める任用の根本基準及び法第23条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第12条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用をされた場合の給与
- (4) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 前項の同意は、当該職員が明示された事項に同意する旨を示した文書の提出により、定年前再任用を行う前の適切な時期に行うものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第13条 条例第12条及び第13条第1項の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実

績

- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項  
(定年前再任用に係る人事異動通知書の交付)

第14条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合には、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 定年前再任用を行う場合  
(2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。）が当然に退職する場合  
(定年前再任用に関する報告)

第15条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を市長に報告しなければならない。  
(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、定年制度、管理監督職上限年齢制又は定年前再任用短時間勤務制の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(令和4年改正定年条例附則第2条第1項の規定による勤務についての準用)
- 2 第3条、第4条第2項、第5条及び第6条の規定は、伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年伊勢市条例第



34号。以下「令和4年改正定年条例」という。) 附則第2条第1項の規定による勤務について準用する。

(令和4年改正定年条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員)

3 令和4年改正定年条例附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(令和4年改正定年条例附則第2条第2項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正定年条例第1条の規定による改正前の条例(以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が条例第3条に規定する定年である職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

4 令和4年改正定年条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

5 第4条第2項ただし書の規定は、令和4年改正定年条例附則第2条第2項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

(条例附則第4項の年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 年齢60年に達する日の属する年度の前年度に条例附則第4項の規定による情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができない職員として

これらの規定で定める職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、これらの規定で定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。

7 条例附則第4項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

(1) 法第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報

(2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報

(3) 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）附則第14項から第22項までの規定による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

(4) 退職手当支給条例附則第15項から第18項までの規定又は伊勢市退職手当支給条例施行規則（平成17年伊勢市規則第39号）第1条の8の規定による当該職員が年齢60年に達した日から条例第3条に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に法第28条の6第1項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、法附則第23項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

8 任命権者は、条例附則第4項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

9 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思

- (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- (4) その他任命権者が必要と認める事項

10 附則第7項各号に掲げる情報を職員に提供するに当たっては、当該各号に掲げる情報を記載した文書を交付することにより行うものとする。

11 附則第9項各号に掲げる事項を職員に確認するに当たっては、当該各号に掲げる事項を記載した文書を職員に提出させることにより行うものとする。

(令和4年改正定年条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

12 令和4年改正定年条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新条例定年相当年齢が条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

13 令和4年改正定年条例附則第10条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

- 14 令和4年改正定年条例附則第10条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第12項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

伊勢市職員の暫定再任用に関する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 17 号

### 伊勢市職員の暫定再任用に関する規則

#### (総則)

第 1 条 この規則は、伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年伊勢市条例第 34 号。以下「令和 4 年改正定年条例」という。）附則第 3 条第 1 項及び第 2 項、附則第 4 条第 1 項及び第 2 項、附則第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する者（第 2 条及び第 4 条において「定年退職者等」という。）の暫定再任用（令和 4 年改正定年条例附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (暫定再任用の原則)

第 2 条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 13 条に定める平等取扱いの原則、法第 15 条に定める任用の根本基準及び法第 23 条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第 52 条第 1 項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第 56 条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

#### (暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第 3 条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日

- (3) 暫定再任用をされた場合の給与
- (4) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項  
(暫定再任用の選考に用いる情報)

第4条 令和4年改正定年条例附則第3条第1項及び第2項、附則第4条第1項及び第2項、附則第5条第1項及び第2項並びに附則第6条第1項及び第2項の規則で定める情報は、定年退職者等についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無  
その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項  
(人事異動通知書の交付)

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面（以下「人事異動通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合には、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 暫定再任用を行う場合
- (2) 暫定再任用職員（令和4年改正定年条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合  
(報告)

第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 前年度における暫定再任用の状況

(2) 前年度における暫定再任用職員の任期の更新の状況

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、暫定再任用の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。



スマートシティ伊勢推進構想策定委員会規則をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第18号

### スマートシティ伊勢推進構想策定委員会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、スマートシティ伊勢推進構想策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第4条 委員会の庶務は、情報戦略局デジタル政策課において処理する。

#### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

旧賓日館保存活用計画策定委員会規則をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第19号

### 旧賓日館保存活用計画策定委員会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、旧賓日館保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第4条 委員会の庶務は、情報戦略局文化政策課において処理する。

#### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第20号

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例施行規則（平成17年伊勢市規則第82号）の一部を次のように改正する。

附則第4項各号列記以外の部分中「附則第9条」を「附則第9条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改め、同項第1号中「附則第9条第1号」を「附則第9条第1項第1号」に改め、同項第2号中「附則第9条第2号」を「附則第9条第1項第2号」に、「附則第9条第1号」を「附則第9条第1項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 6 条例附則第9条第2項に規定する令和4年度以前の年度分の保険料であって規則で定める保険料は、令和5年3月31日までに被保険者の資格を取得したことその他これに類する事由により同項に規定する期間に納期限が定められている保険料とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第21号

### 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成17年伊勢市規則第83号）の一部を次のように改正する。

附則第3項各号列記以外の部分中「附則第8項」を「附則第8項（条例附則第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 条例附則第9項に規定する令和4年度以前の年度分の保険料であって規則で定める保険料は、令和5年3月31日までに第1号被保険者の資格を取得したことその他これに類する事由により同項に規定する期間に納期限が定められている保険料とする。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 22 号

### 住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則

住宅用家屋証明事務施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 10 条第 2 号に規定する認定長期優良住宅」を「第 10 条第 2 号イに掲げる住宅で住宅用家屋に該当するもの」に改め、同条第 4 項第 4 号中「建築後 25 年超（当該家屋が耐火建築物（登記記録に記録された当該家屋の構造が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建物。以下この号において同じ。）である家屋である場合に限る。）又は 20 年超（当該家屋が耐火建築物以外の家屋である場合に限る。）の」を「昭和 56 年 12 月 31 日以前に建築された」に改め、同号ア中「第 26 条第 2 項第 2 号」を「第 26 条第 3 項第 2 号」に改め、同号ウ(イ)中「隠れた<sup>かし</sup>瑕疵（構造耐力に影響のないものを除く。以下同じ。）」を「<sup>かし</sup>瑕疵（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。）（構造耐力に影響のないものを除く。次の b において同じ。）」に改め、同号ウ(イ)a 中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 4 項」に、「第 570 条において準用する同法第 566 条第 1 項」を「第 415 条、第 541 条、第 542 条、第 562 条及び第 563 条」に改め、同号ウ(イ)b 中「隠れた<sup>かし</sup>瑕疵」を「瑕疵」に改め、同項第 7 号中「増改築等工事証明書（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例用）（様式第 3 号）」を「増改築等工事証明書（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用）（様式第 3 号）又は増改築等工事証明書（住宅ローン減税・買取再販用）（様式第 3 号の 2）（以下これらを「増改築等工事証明書」という。）」に、「増改築等工事証明書（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の

税率の軽減の特例用)に」を「増改築等工事証明書に」に、「既存住宅売買  
瑕疵担保責任保契約」を「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約」に改め、  
同号イ中「隠れた瑕疵」を「瑕疵」に、「第2条第3項」を「第2条第4項」  
に、「第570条において準用する同法第566条第1項」を「第415条、第  
541条、第542条、第562条及び第563条」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

住宅用家屋証明申請書

- 租税特別措置法施行令
- (ア) 第41条
    - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
      - (a) 新築されたもの
      - (b) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
      - (c) 新築されたもの
      - (d) 建築後使用されたことのないもの
    - 認定低炭素住宅
      - (e) 新築されたもの
      - (f) 建築後使用されたことのないもの
  - (イ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
    - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
    - (b) (a)以外

の規定に基づき、次の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

申請者 住 所  
氏 名

代理人 住 所  
氏 名

所 在 地	
建 築 年 月 日	年 月 日
取 得 年 月 日	年 月 日
取 得 の 原 因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
申 請 者 の 居 住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床 面 積	m <sup>2</sup>
区 分 建 物 の 耐 火 性 能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
工 事 費 用 の 総 額 ( (イ) (a) の場合に記入)	円
売 買 価 格 ( (イ) (a) の場合に記入)	円

## 耐震基準適合証明書

証明申請者	住所	
	氏名	
家屋番号及び所在地		
家屋調査日	年 月 日	
適合する耐震基準	1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準	

上記の家屋が租税特別措置法施行令第42条第1項に定める基準に適合することを証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-------

1 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名	⑧		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

2 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称	⑧		
	住所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号	登録を受けた地方整備局等名

3 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称				印	
	住 所					
	登録年月日及び登録番号					
	登録をした者					
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名					
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号		
				登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付				
合格通知番号又は合格証書番号						

4 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称				印	
	住 所					
	指 定 年 月 日					
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名					
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号		
				登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付				
合格通知番号又は合格証書番号						

増改築等工事証明書

（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び  
改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用）

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

1 実施した工事の種別

第1号工事	1 増築    2 改築    3 大規模の修繕    4 大規模の模様替		
第2号工事	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替    2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替    4 壁の過半の修繕又は模様替		
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室    2 調理室    3 浴室    4 便所    5 洗面所    6 納戸 7 玄関    8 廊下		
第4号工事 （耐震改修工事）	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準		
第5号工事 （バリアフリー改修工事）	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅    2 階段の勾配の緩和    3 浴室の改良 4 便所の改良    5 手すりの取付    6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良    8 床材の取替		
第6号工事 （省エネ改修工事）	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	省エネルギー化のための修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事	
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事    3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
	地域区分	1 1地域    2 2地域    3 3地域    4 4地域 5 5地域    6 6地域    7 7地域    8 8地域	
改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事	
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
地域区分		1 1地域    2 2地域    3 3地域 4 4地域    5 5地域    6 6地域	

			7 7地域 8 8地域
		改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3
		住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称
			登 録 番 号
		住宅性能評価書の交付番号	第 号
		住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日
	増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事	
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域
		改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3
		長期優良住宅建築等計画の認定主体	
		長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
		長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日
第7号工事 (給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事)	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替		



## 2 実施した工事の内容

--

## 3 実施した工事の費用の額

### (1) 特定の増改築等に要した費用の総額

第1号工事～第7号工事に要した費用の総額	円
----------------------	---

### (2) 特定の増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に要した費用の額

第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
---------------------	---

### (3) 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した費用の額

① 第4号工事に要した費用の額	円
② 第5号工事に要した費用の額	円
③ 第6号工事に要した費用の額	円
④ 第7号工事に要した費用の額	円

上記の工事が、租税特別措置法施行令及び地方税法施行令に規定する工事に該当することを証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-------

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名	⑩		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号		
		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称	⑩		
	住 所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合	登 録 番 号		
登録を受けた地方整備局等名				

## (3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称				印
	住 所				
	登録年月日及び登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号		
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号					

## (4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称				印
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号		
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号					

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

増改築等工事証明書（住宅ローン減税・買取再販用）

証明申請者	住所	
	氏名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

I 所得税額の特別控除

1 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

第1号工事	1 増築    2 改築    3 大規模の修繕    4 大規模の模様替															
第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替    2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替    4 壁の過半の修繕又は模様替															
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室    2 調理室    3 浴室    4 便所    5 洗面所    6 納戸 7 玄関    8 廊下															
第4号工事 （耐震改修工事）	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準															
第5号工事 （バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅    2 階段の勾配の緩和    3 浴室の改良 4 便所の改良    5 手すりの取付    6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良    8 床材の取替															
第6号工事 （省エネ改修工事）	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	<p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替</p> <p>1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事</p> <p>上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p>4 天井等の断熱性を高める工事    5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域</td> <td>2 2地域</td> <td>3 3地域</td> <td>4 4地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 5地域</td> <td>6 6地域</td> <td>7 7地域</td> <td>8 8地域</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td> <td>1 等級1</td> <td>2 等級2</td> <td>3 等級3</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域		5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3
地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域												
	5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域												
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3													

認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓				
	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等				
	低炭素建築物新築等計画の認定主体				
	低炭素建築物新築等計画の認定番号	第	号		
低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年	月	日		
改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書に証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事			
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事			
		地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3		
		改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級2 2 断熱等性能等級3 3 断熱等性能等級4以上		
		住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名称		
			登録番号	第	号
		住宅性能評価書の交付番号	第	号	
		住宅性能評価書の交付年月日	年	月	日
		増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事	
上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事					
地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域			2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3				

			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級3 2 断熱等性能等級4以上
			長期優良住宅建築等計画の認定主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日

(2) 実施した工事の内容

(3) 実施した工事の費用の額等

①	第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
②	第1号工事～第6号工事に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
③	①から②を差し引いた額 (100万円を超える場合)	円

2 償還期間が5年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、特定断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等（省エネ改修工事）、特定多世帯同居改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合（特定増改築等住宅借入金等特別税額控除（工事完了後、令和3年12月31日までに入居したものに限り。））

(1) 実施した工事の種別

<p>高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事：2%控除分）</p>	<p>高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替</p> <p>1 通路又は出入口の拡幅    2 階段の勾配の緩和    3 浴室の改良  4 便所の改良    5 手すりの取付    6 床の段差の解消  7 出入口の戸の改良    8 床材の取替</p>										
<p>特定断熱改修工事等（省エネ改修工事：2%控除分）</p>	<p>全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替</p> <p>1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事  2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事  3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事</p> <p>上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替</p> <p>4 天井等の断熱性を高める工事    5 壁の断熱性を高める工事  6 床等の断熱性を高める工事</p> <table border="1" data-bbox="584 925 1473 1003"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域 5 5地域</td> <td>2 2地域 6 6地域</td> <td>3 3地域 7 7地域</td> <td>4 4地域 8 8地域</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="584 1003 1473 1137"> <tr> <td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td> <td>1 等級1</td> <td>2 等級2</td> <td>3 等級3</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 6 6地域	3 3地域 7 7地域	4 4地域 8 8地域	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3
地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 6 6地域	3 3地域 7 7地域	4 4地域 8 8地域							
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3								
	<p>認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合</p>	<p>次に該当する修繕又は模様替</p> <p>1 窓</p> <p>上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p>2 天井等    3 壁    4 床等</p> <table border="1" data-bbox="584 1312 1473 1391"> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画の認定主体</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="584 1391 1473 1469"> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画の認定番号</td> <td>第            号</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="584 1469 1473 1547"> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td> <td>年    月    日</td> </tr> </table>	低炭素建築物新築等計画の認定主体		低炭素建築物新築等計画の認定番号	第            号	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年    月    日			
低炭素建築物新築等計画の認定主体											
低炭素建築物新築等計画の認定番号	第            号										
低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年    月    日										
	<p>改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合</p>	<p>住宅性能評価書により証明される場合</p> <p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替</p> <p>1 窓の断熱性を高める工事</p> <p>上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替</p> <p>2 天井等の断熱性を高める工事  3 壁の断熱性を高める工事  4 床等の断熱性を高める工事</p> <table border="1" data-bbox="699 1906 1473 2029"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域 4 4地域 7 7地域</td> <td>2 2地域 5 5地域 8 8地域</td> <td>3 3地域 6 6地域</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域					
地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域								



		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3	
		改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3			
		住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称			
			登録番号	第	号	
		住宅性能評価書の交付番号	第	号		
		住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日			
	増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事  上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
		地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域	
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3	
		改修工事後の住宅が相当する省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3			
		長期優良住宅建築等計画の認定主体				
		長期優良住宅建築等計画の認定番号	第	号		
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日				
断熱改修工事等（省エネ改修工事：1%控除分）	エネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事  上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事					
	地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 6 6地域	3 3地域 7 7地域	4 4地域 8 8地域	
	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2			

認定低炭素建築物 新築等計画に基づく 工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓				
	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等				
	低炭素建築物新築等計画の認定主体				
	低炭素建築物新築等計画の認定番号		第	号	
	低炭素建築物新築等計画の認定年月日		年	月 日	
特定多世帯 同居改修工 事等（2% 控除分）	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 調理室を増設する工事 2 浴室を増設する工事 3 便所を増設する工事 4 玄関を増設する工事				
		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数
	改修工事前				
	改修工事後				
特定耐久性 向上改修工 事等（2% 控除分）	特定断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 4 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 8 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事				
	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
	長期優良住宅建築等計画の認定番号		第	号	
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年	月 日	

上記と併せて行う第1号工事～第4号工事 (1%控除分)	第1号工事	1 増築    2 改築    3 大規模の修繕    4 大規模の模様替
	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室    2 調理室    3 浴室    4 便所 5 洗面所    6 納戸    7 玄関    8 廊下
	第4号工事	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準

(2) 実施した工事の内容

## (3) 実施した工事の費用の額等

① 高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等、特定耐久性向上改修工事等及び第1号工事～第4号工事に要した費用の額	円
② 高齢者等居住改修工事等の費用の額等（2%控除分）	
ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額	円
イ 高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
③ 特定断熱改修工事等の費用の額等（2%控除分）	
ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額	円
イ 特定断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
④ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額等（2%控除分）	
ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額	円
イ 特定多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
⑤ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額等（2%控除分）	
ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額	円
イ 特定耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
⑥ ②ウ、③ウ、④ウ及び⑤ウの合計額	円
⑦ 断熱改修工事等の費用の額等（1%控除分）	
ア 断熱改修工事等に要した費用の額	円
イ 断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円

3 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

①住宅耐震改修	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準										
②高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅      2 階段の勾配の緩和      3 浴室の改良 4 便所の改良                      5 手すりの取付              6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良              8 床材の取替										
③一般断熱改修工事等 (省エネ改修工事)	窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事  上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事    3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事									
		<table border="1" data-bbox="579 857 1485 936"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域</td> <td>2 2地域</td> <td>3 3地域</td> <td>4 4地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 5地域</td> <td>6 6地域</td> <td>7 7地域</td> <td>8 8地域</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域		5 5地域	6 6地域	7 7地域
	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域						
		5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域						
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓									
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等    3 壁    4 床等									
		低炭素建築物新築等計画の認定主体									
	低炭素建築物新築等計画の認定番号	第                      号									
	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年    月    日									
	太陽熱利用冷暖装置の型式										
潜熱回収型給湯器の型式											
ヒートポンプ式電気給湯器の型式											
燃料電池コージェネレーションシステムの型式											
ガスエンジン給湯器の型式											
エアコンディショナーの型式											
太陽光発電設備の型式											
安全対策工事	有	無									
陸屋根防水基礎工事	有	無									
積雪対策工事	有	無									
塩害対策工事	有	無									
幹線増強工事	有	無									



第6号工事 (省エネ改修工事) ※③の工事を 実施していない 場合のみ選択	全ての居室 の全ての窓 の断熱改修 工事を実施 した場合	<p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替</p> <p>1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事</p> <p>上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p>4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事</p> <table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域 4 4地域 7 7地域</td> <td>2 2地域 5 5地域 8 8地域</td> <td>3 3地域 6 6地域</td> </tr> <tr> <td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td> <td>1 等級1</td> <td>2 等級2</td> <td>3 等級3</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3
	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域						
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3							
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	<p>次に該当する修繕又は模様替</p> <p>1 窓</p> <p>上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p>2 天井等 3 壁 4 床等</p> <table border="1"> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画の認定主体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画の認定番号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	低炭素建築物新築等計画の認定主体		低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日		
低炭素建築物新築等計画の認定主体										
低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号									
低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日									
	改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	<p>住宅性能評価書により証明される場合</p> <p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替</p> <p>1 窓の断熱性を高める工事</p> <p>上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p>2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事</p> <table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域</td> <td>2 2地域 4 4地域 6 6地域 8 8地域</td> </tr> <tr> <td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td> <td>1 等級1</td> <td>2 等級2 3 等級3</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域	2 2地域 4 4地域 6 6地域 8 8地域	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2 3 等級3		
地域区分	1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域	2 2地域 4 4地域 6 6地域 8 8地域								
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2 3 等級3								

増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級2 2 断熱等性能等級3 3 断熱等性能等級4以上			
	住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称			
		登 録 番 号	第	号	
	住宅性能評価書の交付番号	第	号		
	住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日			
	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事				
	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
	地域区分	1 1地域 3 3地域 5 5地域 7 7地域	2 2地域 4 4地域 6 6地域 8 8地域		
	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3	
	改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級3 2 断熱等性能等級4以上			
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
	長期優良住宅建築等計画の認定番号	第	号		
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日			



(2) 実施した工事の内容

--

(3) 実施した工事の費用の額等

① 住宅耐震改修		
ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額	円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
② 高齢者等居住改修工事等		
ア	当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	ウと200万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円

③ 一般断熱改修工事等		
ア	当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	ウと250万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
④ 多世帯同居改修工事等		
ア	当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	ウと250万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
⑤	①ウ、②ウ、③ウ及び④ウの合計額	円
⑥	①エ、②エ、③エ及び④エの合計額	円
⑦	①オ、②オ、③オ及び④オの合計額	円
⑧ 耐久性向上改修工事等 (対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)		
ア	当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
キ	ウ及びカの合計額	円
ク	キと250万円(対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のうちいずれか少ない金額	円
ケ	キからクを差し引いた額	円

⑨	②ウ、④ウ及び⑧キの合計額	円
⑩	②エ、④エ及び⑧クの合計額	円
⑪	②オ、④オ及び⑧ケの合計額	円
⑫	耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）	
	ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
	イ 当該対象住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
	ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
	エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
	オ 当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
	カ エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
	キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
	ク 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
	ケ キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
	コ ウ、カ及びケの合計額	円
	サ コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額	円
	シ コからサを差し引いた額	円
⑬	②ウ、④ウ及び⑫コの合計額	円
⑭	②エ、④エ及び⑫サの合計額	円
⑮	②オ、④オ及び⑫シの合計額	円
⑯	⑥、⑩又は⑭のうちいずれか多い額（10%控除分）	円
⑰	⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額	円
⑱	⑦、⑪又は⑮のうち⑱の金額に係る額	円
⑲	①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事	
	ア ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
	イ ⑲の改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
	ウ アからイを差し引いた額	円
⑳	⑰の金額と⑱及び⑲ウの合計額のうちいずれか少ない額	円
㉑	1,000万円から⑳を引いた残りの額（0円未満となる場合は0円）	円
㉒	㉑と㉑の金額のうちいずれか少ない額（5%控除分）	円



増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事  上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事		
	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域
	改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3	
	長期優良住宅建築等計画の認定主体		
	長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号	
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日	
第7号工事 (給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事)	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替		

(2) 実施した工事の内容

--

(3) 実施した工事の費用の額

① 特定の増改築等に要した費用の総額

第1号工事～第7号工事に要した費用の総額	円
----------------------	---

② 特定の増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に要した費用の額

第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
---------------------	---

③ 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した費用の額

ア 第4号工事に要した費用の額	円
イ 第5号工事に要した費用の額	円
ウ 第6号工事に要した費用の額	円
エ 第7号工事に要した費用の額	円

## II 固定資産税の減額

### 1-1 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容	1 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修
-------	-------------------------------------

### 1-2 地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種別及び内容	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替 1 増築 2 改築 3 修繕 4 模様替	
	工事の内容	
耐震改修を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち耐震改修の費用の額		円
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第        号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年    月    日

### 2 熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種別及び内容	断熱改修工事	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事		
		上記と併せて行った改修工事	1 天井等の断熱性を高める改修工事		
			2 壁の断熱性を高める改修工事		
	3 床等の断熱性を高める改修工事				
	断熱改修工事と併せて行った右記4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事	4 太陽熱利用冷温熱装置		型式：	
		5 潜熱回収型給湯器		型式：	
		6 ヒートポンプ式電気給湯器		型式：	
		7 燃料電池コージェネレーションシステム		型式：	
		8 エアコンディショナー		型式：	
		9 太陽光発電設備		型式：	
工事の内容					

熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額		
ア 断熱改修工事に係る費用の額		円
イ 断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	ウ 交付される補助金等の額	円
① アからウを差し引いた額		円
エ 断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額		円
オ エの工事に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	カ 交付される補助金等の額	円
② エからカを差し引いた金額		円
工事費用の確認（下記③又は④のいずれかを選択して、右側の項目にレ点を入れること。）		
③ ①の金額が60万円を超える。		<input type="checkbox"/> 左記に該当する。
上記③に該当しない場合		
④ ①の金額が50万円を超え、かつ、①と②の合計額が60万円を超える。		<input type="checkbox"/> 左記に該当する。
上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合		
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日



上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	年      月      日
-------	-----------------

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名		印	
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号		
		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称		印	
	住 所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合		登 録 番 号	
登録を受けた地方整備局等名				

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称				印
	住 所				
	登録年月日及び登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号					

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称				印
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号					

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第4項第4号の規定は、令和4年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の住宅用家屋証明事務施行規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の住宅用家屋証明事務施行規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第23号

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成17年伊勢市規則第140号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「のほか、連帯保証人の印鑑証明書及び住民票の写し」を「及び緊急連絡先届出書（様式第3号）」に改める。

第6条を次のように改める。

### 第6条 削除

第6条の2を削る。

第33条の2から第33条の5までを削る。

別表第1月見ヶ丘団地の項中「20」を「18」に改め、同表御門団地の項中「」を「」に改め、同表西団地の項中「4」を「3」に改める。

別表第3浦口団地駐車場の項を次のように改める。

浦口団地駐車場	2,500円	33台
---------	--------	-----

様式第2号を次のように改める。

伊勢市営住宅賃貸契約書

市営住宅賃貸につき、賃貸人伊勢市を甲とし、賃借人\_\_\_\_\_を乙として、以下の条項により賃貸契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号。以下「条例」という。）及び伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成17年伊勢市規則第140号）の規定に基づき、次に掲げる市営住宅（以下「本物件」という。）を乙に賃貸するものとする。

所在地：

名称：

構造：

床面積： m<sup>2</sup>

附帯設備：

（賃貸契約期間）

第2条 賃貸契約期間は、契約の日から起算して5年間とする。

2 賃貸契約期間を延長しようとするときは、賃貸契約期間満了の日前1月までに所定の様式で賃貸契約期間の延長の申出を行わなければならない。

（使用目的）

第3条 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

（家賃）

第4条 家賃は、1月金\_\_\_\_\_円とする。ただし、次年度以降の家賃については、条例第14条第1項、第29条第1項及び第31条第1項の規定により算出した額とする。

2 乙は、前項に定める家賃を毎月月末までに甲が発行する納入通知書により甲に納入するものとする。

3 乙が月の途中から使用する場合又は月の途中まで使用した場合には、その月の家賃は日割計算による。

4 乙は、家賃算出の資料として、条例第15条に規定する収入申告を毎年甲に提出しなければならない。

（敷金）

第5条 乙は、この契約と同時に前条に定める家賃の3月分を敷金として甲に納入しなければならない。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって本契約から生じる債務の弁済に充てることを請求することはできない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく敷金の全額を乙に返還しなければならない。ただし、本物件の明渡し時に、家賃の滞納、第15条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合は、甲は、敷金から当該債務の額を差し引いた額を返還するものとする。

4 前項ただし書の場合は、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

5 敷金には利子を付けない。

（入居者の費用負担義務）

第6条 乙は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設並びにエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持及び運営に要する費用

(4) 畳表の取替え、ふすまの張り替え、各戸内の給水栓、点滅器等の取替え、破損ガラスの取替えその他軽微な修繕に要する費用

(5) 附帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(6) 乙の責めに帰すべき事由によって生じた修繕に要する費用  
(入居者の保管義務)

第7条 乙は、市営住宅又は共同施設の使用については必要な注意を払い、これを正常な状態で維持するとともに、自己の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損したときは、原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第8条 乙は甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(3) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。

ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第9条 乙は、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ることなく本物件の増築又は模様替え若しくは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

4 乙は、本物件の使用に当たり、別表第2に掲げる行為を行う場合には、甲の承認を受けなければならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、その他のものは甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に修繕を要する箇所を発見したときは、甲にその旨を通知し、修繕の必要について協議するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第4条第2項に規定する家賃支払義務

(2) 前条第1項後段に規定する乙の費用負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務

(2) 第9条各項に規定する義務（同条第3項に規定する義務のうち、別表第1第6号から第8号までに掲げる行為に係るものを除く。）

(3) その他本契約書に規定する乙の義務

3 乙が次のいずれかに該当した場合は、甲は、催告を要することなく本契約を解除することができる。

(1) 第8条各号の規定に反する事実が判明した場合

(2) 契約締結後に自らが反社会的勢力に該当した場合

4 甲は、乙が第9条第1項に規定する義務に違反した場合又は別表第1第6号から第8号までに掲げる行為を行った場合は、催告を要することなく本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第 12 条 乙は、甲に対して、5 日前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

(契約の終了)

第 13 条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合、これによって終了する。

(明渡し及び検査)

第 14 条 乙は、本契約が終了する日までに（第 11 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては直ちに）本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、本物件を明け渡そうとするときは、5 日前までに甲に届け出て検査を受けなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第 15 条 乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 乙は、本物件を模様替えし、又は増築したときは、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(立入り)

第 16 条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て本物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後にその旨を乙に通知しなければならない。

(協議)

第 17 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。



別表第1（第9条関係）

(1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
(2) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
(3) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
(4) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
(5) 動物（全種類）を飼育すること。
(6) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
(7) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
(8) 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
(9) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
(10) 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。

別表第2（第9条関係）

(1) 新たな同居人を追加（出生又は婚姻によるものを除く。）すること。
(2) 引き続き15日以上本物件を使用しないこと。

## 記名押印欄

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有する。

年 月 日

貸主（甲） 住所 伊勢市岩淵1丁目7番29号

氏名 伊勢市

伊勢市長

印

借主（乙） 住所

氏名

印

様式第3号を次のように改める。

緊急連絡先届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住 所  
届出人  
氏 名

伊勢市営住宅賃貸契約に関して、伊勢市営住宅管理条例施行規則第5条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

緊急連絡先	住 所			
	氏 名			
	電話番号			
	入居者との関係		勤務先及び職業	

※入居者の安否確認（不在、病気、事故、死亡等）、災害（火災、台風、水害等）及び緊急修繕（漏水、漏電、ガス漏れ等）の際に入居者又は同居者と連絡が取れない場合は、緊急連絡先に連絡をすることがあります。

【事務処理欄（緊急連絡先確認）】

確認日		確認者		確認方法	書面送付 電話 その他（ ）
-----	--	-----	--	------	----------------------

様式第3号の2を削る。

様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第29条関係）

第 号  
年 月 日

団地 号室  
様

伊勢市長



市営住宅駐車場使用許可書

次のとおり駐車場の使用を許可します。

自動車の使用者		入居者との続柄	
使用する区画	団地駐車場		
申請日	年 月 日		
使用開始日	年 月 日		
駐車する自動車	車名	登録番号	
駐車場使用料	月額 円		
使用許可条件	(別紙) 使用許可条件を遵守すること。		

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に効力を有する賃貸契約については、改正前の第6条第4項及び第5項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の様式第20号による市営住宅駐車場使用許可書は、改正後の様式第20号による市営住宅駐車場使用許可書とみなす。

伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 伊勢市規則第24号

伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則

伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年  
伊勢市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「のほか、連帯保証人の印鑑証明書及び住民票の写し」  
を「及び緊急連絡先届出書（様式第3号）」に改める。

第6条を次のように改める。

### 第6条 削除

様式第2号を次のように改める。

伊勢市小集落改良住宅賃貸契約書

小集落改良住宅賃貸につき、賃貸人伊勢市を甲とし、賃借人\_\_\_\_\_を乙として、以下の条項により賃貸契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年伊勢市条例第165号。以下「条例」という。）及び伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年伊勢市規則第44号）の規定に基づき、次に掲げる小集落改良住宅（以下「本物件」という。）を乙に賃貸するものとする。

所在地：

名称：

構造：

床面積： m<sup>2</sup>

附帯設備：

（賃貸契約期間）

第2条 賃貸契約期間は、契約の日から起算して5年間とする。

2 賃貸契約期間を延長しようとするときは、賃貸契約期間満了の日前1月までに所定の様式で賃貸契約期間の延長の申出を行わなければならない。

（使用目的）

第3条 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

（家賃）

第4条 家賃は、1月金\_\_\_\_\_円とする。ただし、次年度以降の家賃については、条例第10条により算出した額を限度額として、伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号）第14条第1項及び第29条第1項の規定に準じて算出した額とする。

2 乙は、前項に定める家賃を毎月月末までに甲が発行する納入通知書により甲に納入するものとする。

3 乙が月の途中から使用する場合又は月の途中まで使用した場合には、その月の家賃は日割計算による。

4 乙は、家賃算出の資料として、伊勢市営住宅管理条例第15条に規定する収入申告を毎年甲に提出しなければならない。

（敷金）

第5条 乙は、この契約と同時に前条に定める家賃の3月分を敷金として甲に納入しなければならない。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって本契約から生じる債務の弁済に充てることを請求することはできない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく敷金の全額を乙に返還しなければならない。ただし、本物件の明渡し時に、家賃の滞納、第15条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合は、甲は、敷金から当該債務の額を差し引いた額を返還するものとする。

4 前項ただし書の場合は、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

5 敷金には利子を付けない。

（入居者の費用負担義務）

第6条 乙は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設並びにエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持及び運営に要する費用

(4) 量表の取替え、ふすまの張り替え、各戸内の給水栓、点滅器等の取替え、破損ガラスの

取替えその他軽微な修繕に要する費用

(5) 附帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(6) 乙の責めに帰すべき事由によって生じた修繕に要する費用

(入居者の保管義務)

第7条 乙は、市営住宅又は共同施設の使用については必要な注意を払い、これを正常な状態で維持するとともに、自己の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損したときは、原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第8条 乙は甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(3) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。

ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第9条 乙は、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ることなく本物件の増築又は模様替え若しくは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

4 乙は、本物件の使用に当たり、別表第2に掲げる行為を行う場合には、甲の承認を受けなければならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、その他のものは甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に修繕を要する箇所を発見したときは、甲にその旨を通知し、修繕の必要について協議するものとする。

4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕を行うことができる。この場合の修繕に要する費用については第1項に準ずるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第4条第2項に規定する家賃支払義務

(2) 前条第1項後段に規定する乙の費用負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務

(2) 第9条各項に規定する義務（同条第3項に規定する義務のうち、別表第1第6号から第8号までに掲げる行為に係るものを除く。）

(3) その他本契約書に規定する乙の義務

3 乙が次のいずれかに該当した場合は、甲は、催告を要することなく本契約を解除することができる。

- (1) 第8条各号の規定に反する事実が判明した場合
  - (2) 契約締結後に自らが反社会的勢力に該当した場合
- 4 甲は、乙が第9条第1項に規定する義務に違反した場合又は別表第1第6号から第8号までに掲げる行為を行った場合は、催告を要することなく本契約を解除することができる。  
(乙からの解約)
- 第12条 乙は、甲に対して、5日前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。  
(契約の終了)
- 第13条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合、これによって終了する。  
(明渡し及び検査)
- 第14条 乙は、本契約が終了する日までに(第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、本物件を明け渡そうとするときは、5日前までに甲に届け出て検査を受けなければならない。  
(明渡し時の原状回復)
- 第15条 乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 乙は、本物件を模様替えし、又は増築したときは、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。  
(立入り)
- 第16条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て本物件内に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後にその旨を乙に通知しなければならない。  
(協議)
- 第17条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

別表第1（第9条関係）

(1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
(2) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
(3) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
(4) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
(5) 動物（全種類）を飼育すること。
(6) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
(7) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
(8) 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
(9) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
(10) 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。

別表第2（第9条関係）

(1) 新たな同居人を追加（出生又は婚姻によるものを除く。）すること。
(2) 引き続き15日以上本物件を使用しないこと。

## 記名押印欄

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有する。

年 月 日

貸主（甲） 住所 伊勢市岩淵1丁目7番29号

氏名 伊勢市

伊勢市長

印

借主（乙） 住所

氏名

印

様式第3号を次のように改める。

緊急連絡先届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住 所  
届出人  
氏 名

伊勢市小集落改良住宅賃貸契約に関して、伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

緊急連絡先	住 所			
	氏 名			
	電話番号			
	入居者との関係		勤務先及び職業	

※入居者の安否確認（不在、病気、事故、死亡等）、災害（火災、台風、水害等）及び緊急修繕（漏水、漏電、ガス漏れ等）の際に入居者又は同居者と連絡が取れない場合は、緊急連絡先に連絡をすることがあります。

【事務処理欄（緊急連絡先確認）】

確認日		確認者		確認方法	書面送付 電話 その他（ ）
-----	--	-----	--	------	----------------------



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に効力を有する賃貸契約については、改正前の第6条第4項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する  
等の規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第25号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する等の規則

(伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年伊勢市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項及び第13条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条の2中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

第13条の3第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正)

第2条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成18年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「昇格させた場合におけるその者の号給は、前2項の規定にかかわらず、市長の定める号給とする」を「昇格させる場合において、前2項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる」に改める。

第7条第1項中「と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「に対応する別表第6に定める一般職給料表降格

時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第12条第1項中「別表第6」を「別表第7」に改める。

別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第7条関係）

一般職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14
3	33	19	19	11	11	15	15
4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17
6	36	22	22	14	14	18	18
7	37	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	40	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25

14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	53	37	37	29	29	34	33
22	54	38	38	30	30	36	34
23	55	39	39	31	31	38	35
24	56	40	40	32	32	40	36
25	59	41	41	33	33	42	38
26	62	42	42	34	34	44	40
27	65	43	43	35	35	46	42
28	68	44	44	36	36	48	47
29	70	45	45	37	37	52	52
30	72	46	46	38	38	56	57
31	74	47	47	39	39	67	61
32	76	48	48	40	40	80	61
33	78	49	49	41	41	82	61
34	80	50	50	42	42	84	61
35	82	51	51	43	43	85	61
36	84	52	52	44	44	85	61
37	86	53	53	45	45	85	61
38	88	54	54	46	46	85	61

39	90	55	55	47	47	85	61
40	92	56	56	48	48	85	61
41	93	58	57	49	50	85	61
42	93	60	58	50	52	85	61
43	93	62	59	51	54	85	61
44	93	64	60	52	56	85	61
45	93	66	63	53	58	85	61
46	93	68	66	54	60	85	
47	93	70	69	55	62	85	
48	93	72	72	56	64	85	
49	93	76	75	57	66	85	
50	93	80	78	58	76	85	
51	93	84	81	59	88	85	
52	93	88	84	60	92	85	
53	93	93	88	61	93	85	
54	93	98	92	62	93	85	
55	93	103	97	63	93	85	
56	93	109	102	64	93	85	
57	93	115	107	65	93	85	
58	93	121	112	66	93	85	
59	93	125	113	67	93	85	
60	93	125	113	68	93	85	
61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		

64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		
81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			
87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			

89	93	125	113	93			
90	93	125	113	93			
91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			
93	93	125	113	93			
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					



114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

(伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成18年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第8条中「職員」を「技能労務職員」に改める。

第9条を次のように改める。

(降格の場合の号給)

第9条 技能労務職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第6に定める技能労務職給料表降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(期末手当基礎額等に係る加算を受ける技能労務職員及び加算割合)

第 10 条 期末手当基礎額等に係る加算を受ける技能労務職員及び加算割合は、別表第 7 のとおりとする。

附則第 9 項を附則第 12 項とし、附則第 8 項の次に次の見出し及び 3 項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

9 当分の間、技能労務職員の給料月額は、当該技能労務職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該技能労務職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 6 条の規定により当該技能労務職員の属する職務の級及び第 3 条においてその例によることとされる給与条例第 6 条第 3 項から第 8 項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる技能労務職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される技能労務職員その他の法律により任期を定めて任用される技能労務職員及び常勤を要しない技能労務職員

(2) 伊勢市職員の定年等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 23 号）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している技能労務職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた技能労務職員を除く。）

11 前 2 項に定めるもののほか、定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する事項については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

別表第 2 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

短時間勤務職員	定年前再任用	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 193,600	円 204,700	円 223,200	円 244,000	円 274,700

別表第2備考1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、同表備考2中「再任用以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第6中「第9条関係」を「第10条関係」に、「職員」を「技能労務職員」に改め、同表を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第9条関係）

技能労務職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22

7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66

32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	54	69	101
42	78	56	70	101
43	79	58	71	101
44	80	60	72	101
45	82	61	73	101
46	84	62	74	101
47	86	63	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	71	81	101
54	100	74	82	101
55	102	77	83	101
56	107	80	84	101

57	112	82	85	101
58	117	84	86	101
59	121	86	87	101
60	121	88	88	101
61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	
70	121	133	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	

82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		

107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		



132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

(職員の通勤手当支給に関する規則の一部改正)

第4条 職員の通勤手当支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第15条第2項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

(伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部改正)

第6条 伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第32号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（条例附則第14項の規定の適用を受ける職員の支給額）

- 2 条例附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第2項第1号中「定める額」とあるのは「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、第3条第1項中「当該各号に定める額」とあるのは「当該各号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部改正）

第7条 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び次条」を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（条例附則第14項の規定の適用を受ける職員の支給額）

- 2 条例附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同条第2項中「定める額」

とあるのは「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第8条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、「（以下「再任用職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条を次のように改める。

（勤勉手当の成績率）

第19条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、市長は、条例第28条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1) 直近の人事評価（基準日以前における直近の人事評価をいう。以下同じ。）の全体評語がSである職員のうち、成績区分が特に優秀である職員 100分の112（給与条例第25条第2項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）

にあつては、100分の132)

- (2) 直近の人事評価の全体評語がS又はAである職員のうち、成績区分が優秀である職員 100分の106 (特定管理職員にあつては、100分の126)
- (3) 直近の人事評価の全体評語がS又はAである職員のうち、成績区分が良好である職員並びに直近の人事評価の全体評語がBである職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 100分の100 (特定管理職員にあつては、100分の120)
- (4) 直近の人事評価の全体評語がCである職員 100分の94 (特定管理職員にあつては、100分の114)
- (5) 直近の人事評価の全体評語がDである職員 100分の88 (特定管理職員にあつては、100分の108)

2 前項の規定にかかわらず、基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長の定める職員の成績率は、100分の70以下 (特定管理職員にあつては、100分の90以下) で任命権者が定めるものとする。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、市長が定める。

第19条の次に次の2条を加える。

第19条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、市長は、条例第28条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 直近の人事評価の全体評語がSである職員のうち、成績区分が特に優秀である職員 100分の59.5 (特定管理職員にあつては、100分

の69.5)

- (2) 直近の人事評価の全体評語がS又はAである職員のうち、成績区分が優秀である職員 100分の53.5 (特定管理職員にあつては、100分の63.5)
- (3) 直近の人事評価の全体評語がS又はAである職員のうち、成績区分が良好である職員並びに直近の人事評価の全体評語がBである職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 100分の47.5 (特定管理職員にあつては、100分の57.5)
- (4) 直近の人事評価の全体評語がCである職員 100分の41.5 (特定管理職員にあつては、100分の51.5)
- (5) 直近の人事評価の全体評語がDである職員 100分の35.5 (特定管理職員にあつては、100分の45.5)

2 前項の規定にかかわらず、基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長の定める職員の成績率は、100分の35以下 (特定管理職員にあつては、100分の45以下) で任命権者が定めるものとする。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、市長が定める。

第19条の3 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、市長が定める。

(伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第9条 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則 (平成17年伊勢市規則第39号) の一部を次のように改正する。

第1条の7の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第1条の8 11年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後

その者の非違によることなく退職した者（伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年伊勢市条例第34号）第1条の規定による改正前の伊勢市職員の定年等に関する条例（平成17年伊勢市条例第23号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員を除く。）に対しては、条例第3条第2項の規定は、適用しない。

第6条の2第2号中「再就職手当」の次に「に相当する退職手当」を加える。

（伊勢市職員の再任用に関する規則の廃止）

第10条 伊勢市職員の再任用に関する規則（平成17年伊勢市規則第17号）は、廃止する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条中伊勢市職員退職手当支給条例施行規則第6条の2第2号の改正規定は、公布の日から施行し、第9条の規定による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例施行規則第6条の2第2号の規定は、令和4年7月1日から適用する。

（定義）

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 令和3年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
  - (2) 令和5年旧地公法 令和3年改正地公法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）をいう。
  - (3) 暫定再任用職員 令和3年改正地公法附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは

第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

- (4) 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。
- (5) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。
- (6) 旧地公法再任用職員 この規則の施行前に、令和5年旧地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (7) 令和4年改正定年条例 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年伊勢市条例第34号）をいう。

（改正後の伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

- 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「新勤務時間規則」という。）第13条の3第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第13条の3第4項（第2号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間規則第11条第2項、第13条、第13条の2並びに第13条の3第1項及び第4項（第2号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（改正後の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則における暫定再任用技能労務職員に関する経過措置）

- 5 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者で、暫定再任用職員であるもの（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において「暫定再任用技能労務職員」という。）の給料月額は、当該暫定

再任用技能労務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「新技能給与等規則」という。）第4条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新技能給与等規則第6条の規定により当該暫定再任用技能労務職員の属する職務の級に応じた額とする。

6 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者で、暫定再任用短時間勤務職員であるもの（以下この項において「暫定再任用短時間勤務技能労務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務技能労務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新技能給与等規則第4条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新技能給与等規則第6条の規定により当該暫定再任用短時間勤務技能労務職員の属する職務の級に応じた額に、伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務技能労務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

7 前2項に定めるもののほか、暫定再任用技能労務職員の給与に関し必要な事項は、伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の適用を受ける職員の例による。

（改正後の伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第2条及び第3条第2項の規定を適用する。

（勤勉手当の成績率に関する経過措置）



9 令和5年6月に支給する勤勉手当の成績率は、第8条の規定による改正後の伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（以下「新期末手当等規則」という。）第19条から第19条の3までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（改正後の伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

10 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新期末手当等規則第2条及び第4条の規定を適用する。

11 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新期末手当等規則第19条の2の規定を適用する。

（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用）

12 令和4年改正定年条例附則第15条第3項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

（旧地公法再任用職員に係る平均給与額に関する経過措置）

13 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第4項に規定する期間中に旧地公法再任用職員として在職していた期間がある場合における当該期間に係る同法第2条第5項の規定の適用については、なお従前の例による。

（雑則）

14 附則第3項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

伊勢市職員の退職管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第26号

伊勢市職員の退職管理に関する規則等の一部を改正する規則

(伊勢市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市職員の退職管理に関する規則(平成28年伊勢市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第4条中第13号を削り、第14号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 市立伊勢総合病院救急センター長

(市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則の一部改正)

第2条 市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則(平成17年伊勢市規則第103号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「、理事」を削り、「除く。)」の次に「、救急センター長」を加える。

(伊勢市病院企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市病院企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(平成17年伊勢市規則第104号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「、理事」を削り、「除く。)」の次に「、救急センター長」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 27 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則（平成 18 年伊勢市規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「17 万 1,650 円」を「17 万 2,550 円」に、「7 万 5,290 円」を「7 万 7,890 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8 万 5,780 円」を「8 万 6,280 円」に、「3 万 7,600 円」を「3 万 8,900 円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

伊勢市幼稚園預かり保育に係る保育料の徴収に関する規則をここに公布  
する。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第28号

### 伊勢市幼稚園預かり保育に係る保育料の徴収に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市立幼稚園預かり保育条例（平成17年伊勢市条例第181号）第5条第1項の規定による保育料（同項に規定する保育料をいう。以下同じ。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (保育料の納期)

第2条 保育料は、月を単位として徴収するものとし、その月分を翌月15日までに納付しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に納期を定めることができる。

#### (保育料の徴収額の通知)

第3条 市長は、保育料の徴収額を決定したときは、利用者に対し、その旨を通知するものとする。

#### (補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 伊勢市規則第 29 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則(平成 19 年伊勢市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表情報戦略局の部企画調整課の項中「企画調整係 行革係」を「企画調整係」に改め、同部広報広聴課の項中「広報広聴係」を「広報係 広聴係」に改め、同表健康福祉部の部介護保険課の項中「介護保険料係 介護監査係」を「介護保険料係」に改め、同部福祉総務課の項中「福祉総務係 福祉法人監査係 臨時特別給付金室」を「福祉総務係」に改め、同部福祉生活相談センターの項を次のように改める。

福祉総合支援センター 総合相談係 包括ケア推進係 地域福祉推進係 こども家庭相談係

第 3 条の表健康福祉部の部子育て応援課の項中「こども育成係 こども家庭相談センター」を「こども育成係」に改め、同部に次のように加える。

福祉監査室 法人・施設係 事業所係

第 3 条の表産業観光部の部商工労政課の項中「産業支援係 経営支援係」を「産業支援係」に改める。

第 5 条の表総務部の部収納推進課の款納税推進係の項第 1 号中「。及び税外収入金の徴収に関すること」を削り、同表情報戦略局の部企画調整課の款企画調整係の項中第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 行財政改革に関する基本的な事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第 5 条の表情報戦略局の部企画調整課の款行革係の項を削り、同部広

報広聴課の款広報広聴係の項中「広報広聴係」を「広報係」に改め、同項第6号から第8号までを削り、同款に次のように加える。

#### 広聴係

- (1) 広聴活動に関する事。
- (2) 市民相談に関する事。
- (3) 市政に対する要望等の連絡調整に関する事。

第5条の表健康福祉部の部介護保険課の款介護監査係の項を削り、同部生活支援課の款生活支援係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同部福祉総務課の款福祉法人監査係の項及び臨時特別給付金室の項を削り、同部福祉生活相談センターの款を次のように改める。

#### 福祉総合支援センター

##### 総合相談係

- (1) 福祉の総合相談に関する事。
- (2) 高齢者及び障がい者の権利擁護に関する事。
- (3) 高齢者及び障がい者の虐待防止に関する事。
- (4) 地域包括支援センターに関する事。
- (5) 障がい者基幹相談支援センターに関する事。
- (6) 障がい者地域相談支援センターに関する事。

##### 包括ケア推進係

- (1) 介護予防に関する事。
- (2) 認知症施策に関する事。
- (3) 高齢者の在宅支援に関する事。
- (4) 地域包括ケアシステムの推進に関する事。

##### 地域福祉推進係

- (1) 地域福祉の推進に関する事。

- (2) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画に関すること。
- (3) 地域づくりの推進に関すること。
- (4) 重層的支援体制の推進に関すること。
- (5) 孤独・孤立対策に関すること。
- (6) 生活困窮者の自立支援に関すること。
- (7) センターの庶務に関すること。

#### こども家庭相談係

- (1) 家庭児童相談に関すること。
- (2) 児童の虐待防止に関すること。
- (3) その他要保護児童に関すること。
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関すること。

第5条の表健康福祉部の部子育て応援課の款こども育成係の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第5条の表健康福祉部の部子育て応援課の款こども家庭相談センターの項を削り、同部保育課の款管理係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同部に次のように加える。

#### 福祉監査室

##### 法人・施設係

- (1) 社会福祉法人に関する認可、報告の徴収、検査、命令、助言、指導等に関すること。
- (2) 社会福祉連携推進法人に関する認定、認定の取消し、報告の徴収、検査、助言、指導等に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育

事業の認可、指導及び監査に関すること。

- (4) 子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設及び特定子ども子育て支援施設等の確認、指導及び監査に関すること。

事業所係

- (1) 介護サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス事業者の指定、指導及び監査に関すること。
- (2) 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定、指導及び監査に関すること。

第5条の表産業観光部の部商工労政課の款商工係の項中第14号及び第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号から第19号までを2号ずつ繰り上げ、第20号を削り、同款産業支援係の項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) エネルギー産業に関すること。
- (6) 通信に関すること。

第5条の表産業観光部の部商工労政課の款経営支援係の項を削り、同部観光振興課の款観光イベント係の項第2号中「集客スポーツイベント」を「集客観光イベント」に改め、同表都市整備部の部監理課の款企画調整係の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 所有者不明土地に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第13条第1項中「（健康福祉部子育て応援課こども家庭相談センター長を除く。）」及び「及び健康福祉部福祉総務課臨時特別給付金室長」を削る。

第15条第1項中「健康福祉部福祉生活相談センター長補佐」を「健康福祉部福祉総合支援センター長補佐」に改める。

第17条第1項中「、センター長（健康福祉部子育て応援課こども家庭

相談センター長に限る。)」及び「及び健康福祉部福祉総務課臨時特別給付金室長」を削る。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第2条 伊勢市公印規則(平成17年伊勢市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表出納員印の項中

「

福祉総務課長	2
--------	---

」を「

福祉総務課長	1
--------	---

」に、

「

福祉生活相談センターの所管事務に係る諸収入金の収納	福祉生活相談センター長	1
---------------------------	-------------	---

」を

「

福祉総合支援センターの所管事務に係る諸収入金の収納	福祉総合支援センター長	1
---------------------------	-------------	---

」に、

「

こども発達支援室の所管事務に係る諸収入金の収納	こども発達支援室長	2
-------------------------	-----------	---

」を

「

こども発達支援室の所管事務に係る諸収入金の収納	こども発達支援室長	2
福祉監査室の所管事務に係る諸収入金の収納	福祉監査室長	1

」に、

「

教育委員会事務 局教育総務課長	4
--------------------	---

」を「

教育委員会事務 局教育総務課長	3
--------------------	---

」に、

「

教育委員会事務局学校 統合推進室の所管事務 に係る諸収入金の収納	教育委員会事務 局学校統合推進 室長	1
--	--------------------------	---

」を

「

教育委員会事務局学校 施設整備課の所管事務 に係る諸収入金の収納	教育委員会事務 局学校施設整備 課長	1
--	--------------------------	---

」に改める。

(伊勢市高齢者虐待防止対策委員会規則の一部改正)

第3条 伊勢市高齢者虐待防止対策委員会規則(平成29年伊勢市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条中「健康福祉部福祉生活相談センター」を「健康福祉部福祉総合支援センター」に改める。

(伊勢市地域福祉計画推進委員会規則の一部改正)

第4条 伊勢市地域福祉計画推進委員会規則(平成29年伊勢市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第5条中「健康福祉部福祉生活相談センター」を「健康福祉部福祉総合支援センター」に改める。

(伊勢市子ども家庭支援ネットワーク規則の一部改正)

第5条 伊勢市子ども家庭支援ネットワーク規則(平成29年伊勢市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条中「健康福祉部子育て応援課」を「健康福祉部福祉総合支援セ

ンター」に改める。

第5条第1項中「健康福祉部子育て応援課長」を「健康福祉部福祉総合支援センター長」に、「子育て応援課長」を「福祉総合支援センター長」に改め、同条第2項中「子育て応援課長」を「福祉総合支援センター長」に改める。

第7条中「健康福祉部子育て応援課」を「健康福祉部福祉総合支援センター」に改める。

(伊勢市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則の一部改正)

第6条 伊勢市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則（令和2年伊勢市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表藤本亨の項中「福祉生活相談センター」を「福祉総合支援センター」に、「及びこども発達支援室」を「こども発達支援室及び福祉監査室」に改める。

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正)

第7条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成18年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4級の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

#### 4 子育て支援センター長の職務

別表第1の6級の項第1号中「福祉生活相談センター長」を「福祉総合支援センター長」に改める。

(伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部改正)

第8条 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「及び健康福祉部福祉総務課臨時特別給付金室長」を削り、同表教育委員会の事務局及び教育機関の項中「室長」

を削る。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第9条 伊勢市会計規則(平成17年伊勢市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表健康福祉部の部福祉生活相談センターの項を次のように改める。

福祉総合支援センター	センター長	福祉総合支援センターの所管事務に係る諸収入金の収納	福祉総合支援センター員
------------	-------	---------------------------	-------------

別表健康福祉部の部に次のように加える。

福祉監査室	室長	福祉監査室の所管事務に係る諸収入金の収納	福祉監査室員
-------	----	----------------------	--------

別表教育委員会事務局の部学校統合推進室の項を次のように改める。

学校施設整備課	課長	学校施設整備課の所管事務に係る諸収入金の収納	学校施設整備課員
---------	----	------------------------	----------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第30号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第1条 伊勢市事務分掌規則(平成17年伊勢市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条の表総務部の部総務課の款情報公開の項第3号中「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会」を「伊勢市情報公開審査会」に改める。

(伊勢市情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 伊勢市情報公開条例施行規則(平成17年伊勢市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(公開実施手数料の納付方法)

第5条 条例第13条第1項に規定する公開実施手数料の納付方法は、現金又は市長が定める証票によるものとする。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条第1項中「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会」を「伊勢市情報公開審査会」に改め、同条第3項中「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」を「伊勢市情報公開審査会諮問通知書」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の2条を加える。

(手数料の減免)

第6条 条例第13条第2項の規定による公開実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を市長又は病院事業管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実

を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第7条 条例第13条第3項に規定する送付に要する費用の納付方法は、郵便切手又は市長が定める証票によるものとする。

別表を削る。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「住所」の次に「又は居所」を加える。

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

情報公開審査諮問書

第 号  
年 月 日

（宛先）伊勢市情報公開審査会会長

（実施機関）



次のとおり審査請求がありましたので、伊勢市情報公開条例第14条の2第1項の規定により諮問します。

審査請求に係る 公文書の名称等	
審査請求に係る決定等	1 決定等の種類、日付、文書番号 2 決定等をした者 3 決定等の概要
審査請求	1 審査請求日 2 審査請求人 3 審査請求の趣旨及び理由
諮問の理由	
参加人等	
添付書類	
担当	部 課 係 電話番号
備考	

注 不作為による審査請求の場合は、「審査請求に係る決定等」の欄に、不作為に係る請求の内容及び年月日を記載すること。

伊勢市情報公開審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関）



次の審査請求については、伊勢市情報公開審査会に諮問しましたので、伊勢市情報公開条例第14条の2第3項の規定により通知します。

審査請求に係る 公文書の名称等	
審査請求に係る決定等	
審査請求	1 審査請求日  2 審査請求の趣旨及び理由
諮問日	年 月 日
担当	部 課 係 電話番号
備考	

(伊勢市情報公開・個人情報保護審査会に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市情報公開・個人情報保護審査会に関する規則（平成17年伊勢市規則第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市情報公開審査会に関する規則

第1条中「伊勢市情報公開・個人情報保護審査会」を「伊勢市情報公開審査会」に改める。

第5条第1項中「又は保有個人情報」を削り、同条第2項中「又は当該保有個人情報」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第31号

### 伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年伊勢市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第2条 条例第3条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届出書により行うものとする。

2 条例第3条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 取扱事務の開始年月日
- (2) 個人情報の取得先及び取得方法
- (3) 個人情報の取得の時期
- (4) 記録の形態及び保存年限
- (5) 電子計算組織の利用の有無
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

3 条例第3条第3項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届出書により行うものとする。

4 条例第3条第4項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿によるものとする。

5 条例第3条第5項の規定により前項の登録簿を一般の閲覧に供する場所を総務部総務課に置く。

(書面による同意)



第3条 法第69条第2項第1号の規定による本人の同意は、本人の同意書その他の書面によるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、口頭によることができる。

2 前項ただし書に規定する場合においては、その旨を記録しておかなければならない。

(利用の手続)

第4条 法第69条第1項又は同条第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用しようとする課（室、事務局及びこれらに相当する組織を含む。以下同じ。）の長は、当該保有個人情報に係る個人情報取扱事務を所管する課の長（次項において「所管課長」という。）に個人情報目的外利用申請書を提出しなければならない。

2 所管課長は、前項の規定による個人情報目的外利用申請書の提出があったときは、その可否を決定し、その旨を個人情報目的外利用決定通知書により当該申請書を提出した課の長に通知するものとする。

(提供の手続)

第5条 法第69条第1項又は第2項の規定により保有個人情報の提供を受けようとする者は、実施機関に個人情報提供申請書を提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による個人情報提供申請書の提出があったときは、その可否を決定し、その旨を個人情報提供決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(利用及び提供の手続の特例)

第6条 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急を要するときは、前2条の規定による申請及び通知は、口頭によることができる。この場合においては、事後において、速やかに前2条の書面によりこれらを行わなければならない。

2 前2条及び前項の規定にかかわらず、法第69条第2項の規定による保有個人情報の利用又は提供をする場合において、申請、決定その他の手続又は処分について、法令等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(利用及び提供の届出)

第7条 実施機関は、前3条の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報の利用又は提供をしたときは、個人情報目的外利用・提供届出書を市長に届け出なければならない。

(開示の実施の方法等)

第8条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、聴取又は視聴
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (3) 電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

2 閲覧、聴取又は視聴の方法により保有個人情報の開示を受ける者は、当該保有個人情報を丁寧に取り扱い、汚損、破損、加筆等の行為をしてはならない。

3 前項の閲覧、聴取又は視聴は、実施機関の職員の立会いの下に行うものとする。

4 実施機関は、第2項の規定に違反する者に対し、当該保有個人情報の開示を中止し、又は禁止することができる。

5 保有個人情報の開示を行う場合において、当該保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の写しを交付するときの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(開示実施手数料の納付方法)

第9条 条例第6条第2項に規定する開示実施手数料の納付方法は、現金又は市長が定める証票によるものとする。

(手数料の減免)

第10条 条例第7条の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を市長又は地方公営企業の管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第11条 政令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手又は市長が定める証票によるものとする。

(文書の様式)

第12条 法、条例及びこの規則の施行のために必要な個人情報取扱事務届出書等の様式は、別表に掲げるところによるものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(伊勢市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 伊勢市個人情報保護条例施行規則（平成17年伊勢市規則第13号）は、廃止する。

別表（第12条関係）

様式	文書の名称	根拠条文
様式第1号	個人情報取扱事務届出書	第2条第1項
様式第2号	個人情報取扱事務廃止届出書	第2条第3項
様式第3号	個人情報取扱事務登録簿	第2条第4項
様式第4号	個人情報目的外利用申請書	第4条第1項
様式第5号	個人情報目的外利用決定通知書	第4条第2項
様式第6号	個人情報提供申請書	第5条第1項
様式第7号	個人情報提供決定通知書	第5条第2項
様式第8号	個人情報目的外利用・提供届出書	第7条
様式第9号	個人情報ファイル簿	法第75条第1項
様式第10号	保有個人情報開示請求書	法第77条第1項
様式第11号	保有個人情報開示決定通知書	法第82条第1項
様式第12号	開示実施方法等申出書	法第87条第3項
様式第13号	保有個人情報不開示決定通知書	法第82条第2項
様式第14号	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	法第83条第2項 及び条例第4条第2項
様式第15号	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	法第84条及び条例第5条
様式第16号	第三者意見照会書	法第86条第1項 又は第2項
様式第17号	保有個人情報の開示決定等に関する意見書	法第86条第3項
様式第18号	反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書	法第86条第3項

様式第 19 号	保有個人情報訂正請求書	法第 91 条第 1 項
様式第 20 号	保有個人情報訂正決定通知書	法第 93 条第 1 項
様式第 21 号	保有個人情報不訂正決定通知書	法第 93 条第 2 項
様式第 22 号	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	法第 94 条第 2 項
様式第 23 号	保有個人情報訂正決定期限特例延長通知書	法第 95 条
様式第 24 号	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	法第 97 条
様式第 25 号	保有個人情報利用停止請求書	法第 99 条第 1 項
様式第 26 号	保有個人情報利用停止決定通知書	法第 101 条第 1 項
様式第 27 号	保有個人情報不利用停止決定通知書	法第 101 条第 2 項
様式第 28 号	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	法第 102 条第 2 項
様式第 29 号	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	法第 103 条
様式第 30 号	諮問書	法第 105 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項
様式第 31 号	諮問通知書	法第 105 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 2 項

様式第 32 号	審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報の開示に関する通知書	法第 107 条第 1 項 において準用する 法第 86 条第 3 項
----------	--------------------------------	---

個人情報取扱事務届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

（所管課長）

個人情報取扱事務を開始したいので、伊勢市個人情報個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

※1 登録番号		※1 登録年月日		年 月 日		
所管課（担当部署）		課		係		
個人情報取扱事務の名称						
個人情報の利用の目的						
個人情報の対象者の範囲						
個人情報 の種類 及び 記録 項目	基本的事項	経歴情報	心身情報 ※2	財産情報	その他情報	要配慮個人情報
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 心身情報	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 人種
	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 学業成績	<input type="checkbox"/> 傷病名	<input type="checkbox"/> 収入所得	<input type="checkbox"/> 扶養関係	<input type="checkbox"/> 信条
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 評価内容	<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 課税額	<input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 社会的身分
	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 職業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 納税額	<input type="checkbox"/> 預金番号	<input type="checkbox"/> 病歴
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 地位・役職	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 滞納状況	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴
	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 職歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 意見・要望	<input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実
	<input type="checkbox"/> 親族・続柄	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 政令で定める記述
	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )
	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 試験成績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	
取扱事務の開始年月日		年 月 日				
個人情報の取得先及び取得方法	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 本人以外	<input type="checkbox"/> 法令等（根拠法令） <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 国等からの提供 <input type="checkbox"/> 実施機関内利用 <input type="checkbox"/> 他実施機関提供 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
個人情報の取得の時期	<input type="checkbox"/> 定期（ 年 月から 年 月まで） <input type="checkbox"/> 随時					
記録の形態（公文書等の名称）及び保存年限	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 電磁的記録（ ） <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 永年 ----- 記録されている主な公文書等の名称（ ）					
電子計算組織の利用の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（主なシステム名）					
個人情報ファイルの有無等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（主なファイル名称）					
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（主な委託業務名）					
保護担当者						
備考						

備考 ※1 印の欄は、総務課で記入

※2 印の欄は、要配慮個人情報を除く。

様式第2号（第12条関係）

個人情報取扱事務廃止届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

（所管課長）

個人情報取扱事務を廃止したいので、伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務 の 名 称	(登録番号 )
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
所管課(担当部署)	課 係
備 考	



様式第3号（第12条関係）

個人情報取扱事務登録簿

登録 番号	登録年 月日	所管課	個人情報取扱 事務の名称	保存年限	個人情報の種類(該当欄に○を付すこと。)						個人情報 ファイル の有無	備考
					基本 的 事 項	経 歴 情 報	心 身 情 報	財 産 情 報	そ の 他 情 報	要 配 慮 個 人 情 報		

様式第4号（第12条関係）

個人情報目的外利用申請書

年 月 日

（所管課長） 様

（利用課長）

貴課所管の保有個人情報を当課の所管する事務で利用したいので、伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

利用をする利用課の個人情報取扱事務の名称	(登録番号 )	
利用の目的		
利用の期間及び時期	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 随時	
利用の根拠等	<input type="checkbox"/> 法第69条第1項に該当 <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第1号に該当 <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第2号に該当	
利用申請先の所管課の個人情報取扱事務の名称	(登録番号 )	
利用を必要とする保有個人情報の記録項目	1	6
	2	7
	3	8
	4	9
	5	10
備考		

様式第5号（第12条関係）

個人情報目的外利用決定通知書

年 月 日

（利用課長） 様

（所管課長）

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の利用については、次のとおり決定しましたので、通知します。

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 法第69条第1項に該当 <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第 号に該当 <input type="checkbox"/> 否 （否の場合の理由）	
利用をする利用課の個人情報取扱事務の名称	（登録番号 ）	
利用の目的		
利用の期間及び時期	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 随時	
利用を可とする所管課の個人情報取扱事務の名称	（登録番号 ）	
利用を可とする保有個人情報の記録項目	1	6
	2	7
	3	8
	4	9
	5	10
利用の条件		

個人情報提供申請書

年 月 日

（宛先）（実施機関）

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

保有個人情報の提供を受けたいので、伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

提供を受けようとする保有個人情報の内容	
提供を受ける目的	
提供を受ける根拠等	
提供を受ける期間及び時期	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 随時

備考 本市の実施機関が提供を受ける場合は、申請者の住所及び氏名は実施機関の名称及び提供を受ける課の長の氏名を、「提供を受けようとする保有個人情報の内容」の欄は提供を受ける「保有個人情報の記録項目」並びに個人情報取扱事務の「名称」及び「登録番号」を記載すること。

個人情報提供決定通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の提供については、次のとおり決定しましたので、通知します。

提供の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 （否の場合の理由）
提供する保有個人情報の内容	
提供する期間	年 月 日から 年 月 日まで
提供の条件	
備考	

備考 本市の実施機関に対して提供する場合は、実施機関は提供する実施機関の名称及び所管課長名を、「提供する保有個人情報の内容」の欄は「保有個人情報の記録項目」並びに個人情報取扱事務の「名称」及び「登録番号」を記載すること。

様式第8号（第12条関係）

個人情報目的外利用・提供届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

（実施機関）

保有個人情報の利用・提供をしましたので、届け出ます。

届 出 の 区 分		<input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 提供	
利用又は提供をした 担 当 部 署		部 課 係	
利用又は提供をした 個 人 情 報 取 扱 事 務 の 名 称		(登録番号 )	
利用又は提供の 年 月 日		年 月 日	
利用	所管課及びその 個人情報取扱 事務の名称	部 課 係 (登録番号 )	
提供	提 供 先		
利用又は提供の 根 拠 等			
利用又は提供をした 保有個人情報の 記 録 項 目		1	6
		2	7
		3	8
		4	9
		5	10
備 考			

※ 受 付 年 月 日	年 月 日
※ 処 理 年 月 日	年 月 日

備考

- 「提供先」の欄は、本市の実施機関の場合は、実施機関及び担当部署の名称並びに個人情報取扱事務の名称及び登録番号を記載すること。
- ※印の欄は、総務課で記入

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記 録 項 目		
記 録 範 囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) (実施機関)

〒 □□□ - □□□□

住所又は居所

請求者

氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第 77 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報

--

2 開示の実施方法等

窓口での実施	ア 実施方法 <input type="checkbox"/> 閲覧、視聴等 <input type="checkbox"/> 写しの交付 イ 実施の希望日 年 月 日
写しの送付	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 光ディスク

3 本人確認等

ア 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (イ) 本人の氏名 _____  (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )



備考

- 1 「開示を請求する保有個人情報」の欄は、保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。
- 2 「開示の実施方法等」の記載は任意ですので、開示決定後に申し出ることもできます。（記載していただいても、希望する方法等により開示が実施できない場合も同様となります。）
- 3 □のある欄は、該当する項目の□にレ点を付してください。
- 4 住民票の写し、戸籍謄本、登記事項証明書及び委任状は、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、また、これらについては、複写物は認められません。

次の欄は記入しないでください。

【事務処理欄】

所	管	課	受付年月日（受付印）	備	考
電話番号		部 課			

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 82 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり 全部 ・ 一部 を開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報

--

2 不開示とした部分等

不開示とした部分	
上記の理由	個人情報保護法第 78 条第 1 項 号に該当 (理由)

注 一部を開示する場合には、当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等
(2) 窓口において開示を実施することができる日時及び場所 期 間： 月 日から 月 日まで (土・日曜及び祝日を除く。) 時 間： 場 所：
(3) 写しの交付について ア 開示実施手数料 イ 写しの送付を希望する場合の準備日数 ウ 送付に要する費用

<本件連絡先>

部 課 係

電 話：

## 備考

- 1 開示請求書に開示の実施の方法等を記載していない方や、記載をしていただいても希望する方法等により開示が実施できない方は、開示の実施にかかる申出書を同封していますので、この通知書を受け取った日から30日以内に、申出書を提出してください（窓口での開示の実施を希望される方は、開示の実施の準備の関係上、あらかじめ本件連絡先へ連絡してください。）。
- 2 窓口において開示の実施を希望された方は、次をご確認ください。
  - ア 開示の実施日に、この通知書又は請求者自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、個人番号カード等）を提示し、又は提出してください。
  - イ 代理人が開示を受ける際は、開示の実施日に、この通知書又はその資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
  - ウ 指定された日時に都合が悪い場合は、あらかじめ本件連絡先へ連絡してください。
- 3 写しの交付を希望された方は、開示実施手数料（写しの送付をする場合は、これに加えて送付に要する費用）が必要になります。

開示実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) (実施機関)

〒 □□□ - □□□□

住所又は居所

請求者 氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第 87 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

日 付:

文書番号:

2 開示請求に係る保有個人情報の名称等とその開示の実施の方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧、視聴等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( )
	<input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 光ディスク)	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( )

※ 写しの交付を選択する場合は、交付を受ける際、写しの作成に要する費用の納付が必要になります。

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 時 分

4 「写しの送付」の希望の有無

有 無

※ 写しの送付を希望する場合は、写しの作成に要する費用及び送付に要する費用の納付が必要になります。

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 82 条第 2 項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名 称 等		
開示をしないこ ととした理由	不開示に 該 当	法第 78 条第 1 項 号に該当 (理由)
	上 記 以 外	<input type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> 存否応答拒否 <input type="checkbox"/> 請求書の形式上の不備 ----- (理由)

注 当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :

様式第 14 号 (第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)



保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (開示決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)



保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例第 5 条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

<p>開示請求に係る保有個人情報の名称等</p>	
<p>開示決定等の期限の特例を適用する理由</p>	
<p>残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>	<p>( 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。)</p> <p>年 月 日</p>

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)



第三者意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 77 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 86 条第 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
※ 法第 86 条第 2 項第 1 号 又は第 2 号の規定の適用区 分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報 に含まれている(あなた、貴社 等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	部 課 係 連絡先:
意見書の提出期限	年 月 日

注 ※印の欄は、この通知が個人情報の保護に関する法律第 86 条第 2 項の規定による通知の場合に限り記載しています。



様式第 17 号 (第 12 条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(宛先) (実施機関)

住所又は居所  
氏名又は名称  
電話番号

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分      (2) 支障 (不利益) の具体的理由
備 考	

備考 法人その他の団体が提出する場合は、「住所又は居所」は、その主たる事務所の所在地を、「氏名又は名称」は、その団体の代表者名を記載してください。

様式第 18 号 (第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)

印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

(あなた、貴社等) から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 86 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

注 当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) (実施機関)

〒 □□□-□□□□

住所又は居所

請求者 氏名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第 91 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日付： 年 月 日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

(本人確認等)

ア 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。		
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____		
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

備考

- 1 「訂正請求の趣旨及び理由」は、どのような訂正を求めるか、また、それを裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。
- 2 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならないこととなっています。
- 3 □のある欄は、該当する項目の□にレ点を付してください。
- 4 住民票の写し、戸籍謄本、登記事項証明書及び委任状は、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限り、また、これらについては、複写物は認められません。

次の欄は記入しないでください。

【事務処理欄】

所 管 課	受付年月日（受付印）	備 考
部 課  電話番号		

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

注 一部を不訂正とする場合には、当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :

様式第 21 号 (第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正をしないことと した理由	

注 当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :

様式第 22 号 (第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)



保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 94 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (訂正決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :

様式第 23 号 (第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)



保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 95 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 の 名 称 等	
法第 95 条の規定 (訂正決定等の期限の特例) を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :



様

(実施機関)



保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(他の行政機関の長等) に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 92 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 97 条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
備考	

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) (実施機関)

〒 □□□-□□□□

住所又は居所

請求者 氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第 99 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日付： 年 月 日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 ( <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 ) <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 (提供の停止) (理由)

(本人確認等)

ア 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生 ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (イ) 本人の氏名 _____  (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )

備考

- 1 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならないこととなっています。
- 2 □のある欄は、該当する項目の□にレ点を付してください。
- 3 住民票の写し、戸籍謄本、登記事項証明書及び委任状は、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。また、これらについては、複写物は認められません。

次の欄は記入しないでください。

【事務処理欄】

所	管	課	受付年月日（受付印）	備	考
電話番号		部 課			

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

注 一部を利用停止する場合には、当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :

様式第 27 号 (第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)



保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 2 項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止をしない こととした理由	

注 当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :

様式第 28 号 (第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)



保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 102 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :

様式第 29 号 (第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

(実施機関)



保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 103 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
法第 103 条の規定(利用 停止決定等の期限の特 例)を適用する理由	
利用停止決定等 を する 期 限	年 月 日

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :

諮問書

第 号  
年 月 日

（宛先）伊勢市行政不服審査会会長

（実施機関）



次のとおり審査請求がありましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
審査請求に係る決定等	1 決定等の種類、日付、文書番号 2 決定等をした者 3 決定等の概要
審査請求	1 審査請求日 2 審査請求人 3 審査請求の趣旨及び理由
諮問の理由	
参加人等	
添付書類	
担当	部 課 係 電話番号
備考	

注 不作為による審査請求の場合は、「審査請求に係る決定等」の欄に、不作為に係る請求の内容及び年月日を記載すること。



諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関）



次の審査請求については、伊勢市行政不服審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
審査請求に係る決定等	
審査請求	1 審査請求日  2 審査請求の趣旨及び理由
諮問日	年 月 日
担当	部 課 係 電話番号
備考	

様式第32号（第12条関係）

審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報の開示に関する通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関）



（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報の開示請求に対する開示決定等について、 年 月 日付けでなされた審査請求に対する裁決に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項後段の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示決定等の内容	
裁決の内容	
開示する理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

伊勢市電子計算組織管理運営規則等の一部を改正する規則をここに公布  
する。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第32号

伊勢市電子計算組織管理運営規則等の一部を改正する規則

(伊勢市電子計算組織管理運営規則の一部改正)

第1条 伊勢市電子計算組織管理運営規則（平成17年伊勢市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「伊勢市個人情報保護条例（平成17年伊勢市条例第20号。以下「条例」という。）及び伊勢市個人情報保護条例施行規則（平成17年伊勢市規則第13号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年伊勢市条例第1号）及び伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則（令和5年伊勢市規則第31号）」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「条例」を「法」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第2号から同条第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い、電子計算機処理（その関連機器を利用する場合を含む。）を行う組織をいう。

第9条中「き損」を「毀損」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項、第2項及び第4項中「電算室」を「サーバ室」に改める。

第17条第3項中「電算管理者」を「電算副管理者」に改める。

(伊勢市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則の一部改正)

第2条 伊勢市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則（平成17年伊勢市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第1条中「伊勢市個人情報保護条例（平成17年伊勢市条例第20号）、伊勢市個人情報保護条例施行規則（平成17年伊勢市規則第13号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、伊勢市個人情

報の保護に関する法律施行条例（令和5年伊勢市条例第1号）、伊勢市個人情報保護に関する法律事務取扱規則（令和5年伊勢市規則第号）」に改める。

（伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則の一部改正）

第3条 伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則（平成17年伊勢市規則第89号）の一部を次のように改正する。

第1条中「伊勢市個人情報保護条例（平成17年伊勢市条例第20号）、伊勢市個人情報保護条例施行規則（平成17年伊勢市規則第13号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年伊勢市条例第1号）、伊勢市個人情報保護に関する法律事務取扱規則（令和5年伊勢市規則第号）」に改める。

第7条第2項第6号中「伊勢市個人情報保護条例」を「個人情報保護制度」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則を廃止する  
規則をここに公布する。

令和5年3月27日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

伊勢市教育委員会規則第 2 号

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則を廃止  
する規則

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則(令和 4 年  
伊勢市教育委員会規則第 9 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴



## 伊勢市教育委員会規則第3号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則及び伊勢市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

(伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正)

第1条 伊勢市教育委員会事務局等処務規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、室」を削り、同条の表教育総務課の項中「管理係」を「学校給食係」に改め、同表学校統合推進室の項を次のように改める。

学校施設整備課 整備統合推進係 維持管理係

第2条の表社会教育課の項中「社会教育係」を「社会教育係 施設管理係」に改める。

第4条中「、室」を削り、同条の表教育総務課の部総務係の項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 教育財産(他の所掌に属するものを除く。)に関する事。

第4条の表教育総務課の部管理係の項を次のように改める。

学校給食係

- (1) 学校給食に関する事。
- (2) 中学校給食共同調理場の管理及び運営に関する事。

第4条の表学校統合推進室の部を次のように改める。

学校施設整備課

整備統合推進係

- (1) 学校施設の調査及び整備計画に関する事。
- (2) 小中学校適正規模化・適正配置の計画及び推進に関する事。
- (3) 前2号に規定する計画に基づく学校施設の整備に関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。

維持管理係

- (1) 学校施設の維持管理に関すること。
- (2) 学校施設の整備(整備統合推進係の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (3) その他学校施設に関すること。

第4条の表学校教育課の部健康教育係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条の表社会教育課の部社会教育係の項第4号から第8号までを次のように改める。

- (4) 読書活動の推進に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 青少年相談センターに関すること。
- (7) その他社会教育に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

第4条の表社会教育課の部社会教育係の項第9号及び第10号を削る。

第4条の表社会教育課の部に次のように加える。

#### 施設管理係

- (1) 生涯学習センターの管理及び運営に関すること。
- (2) 市立公民館及び学習等供用施設の管理及び運営に関すること。
- (3) 市立図書館の管理及び運営に関すること。
- (4) その他社会教育施設の管理及び運営に関すること。

第5条第1項中「、室に室長を」を削り、同条第2項中「又は室」及び「若しくは室長補佐」を削る。

第6条第4項中「、室長及び」を「及び」に改め、「、室」を削り、同条第6項中「又は室長補佐」及び「又は室長」を削る。

(伊勢市学校給食運営委員会規則の一部改正)

第2条 伊勢市学校給食運営委員会規則(平成29年伊勢市教育委員会規則

第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「教育委員会事務局学校教育課」を「教育委員会事務局教育総務課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和5年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

## 伊勢市教育委員会規則第4号

伊勢市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園預かり保育条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める」を「の施行に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

（長期休業日）

第1条の2 条例第1条の教育委員会規則で定める長期休業日（以下「長期休業日」という。）は、伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号。以下「幼稚園規則」という。）第8条第3号から第6号までに掲げる幼稚園の休業日とする。

第2条の見出しを「（実施日及び実施時間）」に改め、同条本文（各号列記以外の部分に限る。）中「開設時間」を「実施時間」に改め、同条ただし書中「伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 実施日 月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

ア 幼稚園規則第8条第1号に掲げる幼稚園の休業日

イ 8月13日から8月15日までの日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）

(2) 実施時間 次のア及びイに掲げる実施日の区分に応じ、当該ア及びイに定めるとおりとする。

ア 長期休業日である日 午前8時30分から午後5時まで

イ 長期休業日以外の日 教育課程に係る教育時間の終了後から午後5時まで

第4条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(利用の申込み)

第4条 条例第4条の規定による利用の申込みは、預かり保育利用申込書(様式第1号)を教育委員会に提出してしなければならない。

第5条に見出しとして「(利用の承認等)」を付し、同条第1項中「園長」を「教育委員会」に、「保育の実施の要否を決定しなければならない」を「預かり保育の利用を承認すべきものと認めるときは預かり保育利用承認書(様式第2号)により、承認しないこととしたときは理由を付してその旨を書面により、保護者に通知するものとする」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第6条に見出しとして「(利用の取りやめ)」を付し、同条中「預かり保育の承諾を受けた者が辞退するとき」を「利用の承認を受けた者は、利用を取りやめようとするとき」に、「預かり保育辞退届」を「預かり保育利用取りやめ申出書」に、「園長」を「教育委員会」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

預かり保育利用申込書

年 月 日

（宛先）伊勢市教育委員会

保護者 住 所  
氏 名  
園 児 氏 名  
生年月日 年 月 日  
幼稚園名

伊勢市立幼稚園預かり保育条例第4条の規定により、次のとおり幼稚園における預かり保育の利用を申し込みます。

記

1 預かり保育利用期間 年 月 日～ 年 月 日

2 預かり保育が必要な理由（具体的に記入してください。）

3 その他

預かり保育に関しては、幼稚園からの指示に従います。

電 話 番 号

勤 務 先 等

勤務先等電話番号

様式第2号（第5条関係）

預かり保育利用承認書

年 月 日

様

伊勢市教育委員会 印

申込みのありました預かり保育の利用については、次のとおり承認します。

園 児 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
幼 稚 園 の 名 称	
預かり保育の利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	



様式第3号（第6条関係）

預かり保育利用取りやめ申出書

年 月 日

（宛先）伊勢市教育委員会

保護者 住 所  
氏 名  
園 児 氏 名  
生年月日 年 月 日

預かり保育の利用について、次のとおり取りやめを申し出ます。

園 児 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
幼 稚 園 の 名 称	
取 り や め の 年 月 日	年 月 日
預かり保育の利用を 取 り や め る 理 由	

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

## 伊勢市教育委員会規則第5号

### 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第42条、第43条及び第45条第1項中「園長」を「教育委員会」に改める。

第47条の見出しを「（卒園状況の報告）」に改め、同条中「入園、退園、転園及び」及び「その都度」を削る。

様式第7号を次のように改める。

年 月 日

（宛先）伊勢市教育委員会

保護者 住所  
氏 名

入 園 願

次の者を入園させたいので、お願いいたします。

住 所		電 話 番 号	
ふりがな 氏 名		性 別	
生年月日		保護者との 続 柄	
希望する 幼稚園			
保育上参考 となる事項			

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和5年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

## 伊勢市教育委員会規則第6号

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市奨学金支給条例施行規則(平成29年伊勢市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第8条」に改める。

第7条第1項第1号を次のように改める。

(1) 在学を証する書類

第7条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の申請書を提出すべき期間は、教育委員会が別に定める。

第7条第4項を削る。

第8条を次のように改める。

### 第8条 削除

第10条第2号中「学資の支弁が困難である」を「経済的理由により修学に困難がある」に改める。

第11条中「様式第4号」を「様式第2号」に改め、同条の次に次の見出し及び2条を加える。

(支給額)

第11条の2 条例第5条第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。以下同じ。)が設置する大学、高等専門学校(第1学年から第3学年までを除く。)及び専修学校の専門課程(以下「大学等」という。)に在学し、当該大学等へ自宅通学(奨学生がその生計を維持する者と



同居し、又はこれに準ずると認められる場合において大学等へ通学することをいう。以下同じ。) をする奨学生 年額 9 万 6,000 円

(2) 国又は地方公共団体が設置する大学等に在学し、当該大学等へ自宅外通学(自宅通学以外の通学をいう。以下同じ。) をする奨学生 年額 12 万円

(3) 国又は地方公共団体以外のものが設置する大学等に在学し、当該大学等へ自宅通学をする奨学生 年額 12 万円

(4) 国又は地方公共団体以外のものが設置する大学等に在学し、当該大学等へ自宅外通学をする奨学生 年額 14 万 4,000 円

第 11 条の 3 条例第 5 条第 2 号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 国又は地方公共団体が設置する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校(第 1 学年から第 3 学年までに限る。)及び専修学校の高等課程(以下「高等学校等」という。)に在学する奨学生 年額 6 万 6,000 円

(2) 国又は地方公共団体以外のものが設置する高等学校等に在学する奨学生 年額 7 万 2,000 円

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(支給額の変更)

第 12 条の 2 奨学生又はその保護者は、その決定を受けた第 11 条の 2 各号又は第 11 条の 3 各号に規定する学校又は通学形態の区分に変更が生じた場合であって、奨学金の支給額の変更を必要とするときは、教育委員会に当該変更の申請をすることができる。

2 前項の規定による奨学金の支給額の変更の申請は、伊勢市奨学金支給額変更申請書(様式第 3 号)に学校又は通学形態の区分を変更したことが分かる書類を添えて、これを教育委員会に提出してしなければならない

い。

- 3 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を選考基準に基づき審査し、奨学金の支給額を変更することを決定したときは、伊勢市奨学金支給額変更決定通知書（様式第4号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。この場合において、教育委員会は、奨学金の支給額の変更の可否を決定し難いときは、選考委員会の審査に付することができる。

第14条の見出し中「停止」を「停止並びに支給額の変更」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 第12条の2の規定による奨学金の支給額の変更は、変更の事由の生じた日の属する日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。

第16条第1項各号列記以外の部分中「奨学生」を「奨学生又はその保護者」に改め、「保証人との連名をもって」を削り、同項第1号中「休学」を「奨学生が休学」に改め、同項第2号中「本人」を「奨学生」に、「保証人」を「保護者」に改め、「住所」の次に「若しくは居所」を加え、同条第2項を削る。

附則第3項を次のように改める。

（奨学金の申請手続の特例）

- 3 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和5年度における第7条の規定の適用については、同条第1項中「伊勢市奨学金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類」とあるのは「別に定める申請書に第1号及び第3号に掲げる書類並びに前条に規定する

者の所得を証明する書類」と、同条第2項中「前項各号に掲げる」とあるのは「前項に規定する」とする。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

伊勢市奨学金支給申請書

本人	学生生徒氏名（フリガナ）		学校名		学部（科）		学年		
	校種別（該当のものに○を付すこと。）								
	・高等学校 ・高等専門学校1・2・3学年 ・中等教育学校後期課程 ・専修学校高等課程				・大学 ・高等専門学校4・5学年 ・短期大学 ・専修学校専門課程				
	公立 ・ 私立				自宅通学 ・ 自宅外通学				
	生年月日		住所（居住地）			電話番号			（日中連絡可能な電話番号）
	年	月	日	〒					
保護者等	保護者等氏名		住所			電話番号			
			〒			（日中連絡可能な電話番号）			
申請者と保護者等が属する世帯全員の状況		氏名	続柄	年齢	職業・勤務先等				
	1		本人						
	2								
	3								
	4								
	5								
申請理由	上記のとおり、記載事項に相違ありません。奨学金の支給を受けたいので、申請します。 また、私は、伊勢市奨学金支給条例による奨学生として選考されましたら、同条例及び同条例施行規則を誠実に遵守し、学業に励み、身体の健康を維持し、善良な生徒・学生として行動することを誓約します。 年 月 日 本人 住所 氏名 保護者等 住所 氏名 （宛先）伊勢市教育委員会								
<奨学金振込先> 下記口座は、選定された場合に奨学金事務に関してのみ使用します。									
金融機関名	支店名	預金種別	口座番号（右詰め）			口座名義（フリガナ）			
銀行・農協 信用金庫・ 信漁連	本店 支店 出張所	普通 当座 その他						（保護者等の氏名と同一）	

奨学生選定通知書

第 号  
年 月 日

様

伊勢市教育委員会 印

年度奨学生として選定し、次のとおり奨学金を支給することを決定  
しましたので、通知します。

選 定 番 号					
奨 学 生	在 籍 校		学 部 ( 科 )		学 年
	住 所				
	氏 名				
奨 学 金 の 額	月 額 円 ( 通 学 形 態 )				
奨 学 金 の 支 給 期 間	年 月 从 年 月 まで ( 月 間 )				

備考 照会その他連絡の際は、選定番号を明記し、又は申し出てください。

様式第3号（第12条の2関係）

伊勢市奨学金支給額変更申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市教育委員会

本人 住所  
氏名  
学校名  
学部(科)  
学年  
選定番号

保護者 住所  
氏名

現在、支給を受けている伊勢市奨学金について、支給額を変更したいので、次のとおり申請します。

学校又は通学形態の 区分の変更内容	
事実発生日	年 月 日
新住所	

備考 変更したことが分かる書類を添付してください。

様式第4号（第12の2条関係）

伊勢市奨学金支給額変更決定通知書

第 号  
年 月 日

様

伊勢市教育委員会 印

年 月 日付けで変更申請があった伊勢市奨学金の支給額については、次のとおり変更することに決定したので通知します。

選 定 番 号					
奨 学 生	在 籍 校		学 部 ( 科 )		学 年
	住 所				
	氏 名				
当 決 定 初 額	月 額 円 ( 通 学 形 態 )				
変 決 定 更 額	月 額 円 ( 通 学 形 態 )				
変 期 更 間	年 月 から 年 月 まで ( 月 間 )				
理 由					

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 1 号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表 9 の項中「、公告及び指令」を「及び公告」に改め、同表中35の項を36の項とし、10の項から34の項までを 1 項ずつ繰り下げ、9 の項の次に次のように加える。

10 指令に関する こと。	特に重要	重要	軽易		
------------------	------	----	----	--	--

別表第 2 の 2 (1) の表18の項中「及び伊勢市個人情報保護条例（平成17年伊勢市条例第20号）第54条の規定による運用状況」を削る。

別表第 2 の 7 (6) の表 6 の項から 8 の項までを削る。

別表第 2 の 7 (7) の表中「福祉生活相談センター」を「福祉総合支援センター」に改め、同表 2 の項及び 3 の項中「高齢者・障害者」を「高齢者及び障害者」に改め、同表に次のように加える。

8 生活困窮者の 自立支援に関する こと。			重要	軽易	
9 家庭児童・女 性相談に関する こと。			重要	軽易	
10 子ども家庭支 援ネットワーク （要保護児童対 策地域協議会） に関すること。			重要	軽易	

11 困難な問題を抱える女性への支援に関すること。				○	
---------------------------	--	--	--	---	--

別表第2の7(8)の表2の項及び3の項を次のように改める。

2 子ども・子育て支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)			重要	軽易	
3 児童館の総括管理			重要	軽易	

別表第2の7(8)の表4の項及び5の項を削り、同表6の項を4の項とし、7の項から9の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第2の7(9)の表11の項及び12の項を削る。

別表第2の7に次の1表を加える。

(11) 福祉監査室

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 社会福祉法人に関する認可、報告の徴収、検査、命令、助言、指導等に関すること。	特に重要 又は異例	重要	軽易	定例的かつ軽易	
2 社会福祉連携	特に重要	重要	軽易	定例的かつ	

推進法人に関する認定、認定の取消し、報告の徴収、検査、助言、指導等に関すること。	又は異例			つ軽易	
3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する確認、検査、命令、助言、指導等に関すること。	特に重要 又は異例	重要	軽易	定例的か つ軽易	
4 地域型保育事業に関する認可、検査、命令、助言、指導等に関すること。	特に重要 又は異例	重要	軽易	定例的か つ軽易	
5 介護事業者に関する指定、命令、助言、指導等に関するこ	特に重要 又は異例	重要	軽易	定例的か つ軽易	

と。					
6 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者に関する指定、命令、助言、指導等に関すること。	特に重要 又は異例	重要	軽易	定例的かつ軽易	

別表第2の8(1)の表10の項を削る。

別表第2の8(3)の表2の項中「観光・スポーツイベント等」を「観光イベント等」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第 2 号

### 伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令

伊勢市文書管理規程（平成 17 年伊勢市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 26 号を削る。

第 4 条第 6 項中「伊勢市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢市条例第 20 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に改める。

第 8 条を次のように改める。

#### 第 8 条 削除

第 10 条を次のように改める。

#### 第 10 条 削除

第 33 条を次のように改める。

#### 第 33 条 削除

第 35 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

別表第 1 福相の項を次のように改める。

福支	健康福祉部福祉総合支援センター
----	-----------------

別表第 1 こ発の項の次に次のように加える。

福監	健康福祉部福祉監査室
----	------------

#### 附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴



伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程  
の一部を改正する訓令

(伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 伊勢市教育委員会事務決裁規程(平成17年伊勢市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、室長」を削り、同条第10号中「課長補佐等」を「課長補佐」に改め、「及び室長補佐」を削る。

第3条第4項中「課長補佐等」を「課長補佐」に改める。

第4条の表事務部長専決事項の項第1号中「、室」を削る。

第5条の表教育総務課長専決事項の項に次の1号を加える。

(8) 学校給食献立計画

第5条の表学校統合推進室長専決事項の項中「学校統合推進室長専決事項」を「学校施設整備課長専決事項」に改め、同表学校教育課長専決事項の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

(伊勢市教育委員会文書管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市教育委員会文書管理規程(平成28年伊勢市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表学統の項を次のように改める。

学整	学校施設整備課
----	---------

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市火災調査規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年3月28日

伊勢市消防長 中 芝 育 史

## 伊勢市消防本部訓令第 1 号

伊勢市火災調査規程の一部を改正する訓令

伊勢市火災調査規程（令和 3 年伊勢市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

伊勢市議会議長 品川 幸久

## 伊勢市議会訓令第1号

### 伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年伊勢市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この訓令において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者

番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国

管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険証の番号及び保険者番号

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
  - (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
  - (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- （個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。



- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿（様式第1号）を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを伊勢市議会事務局（以下「事務局」という。）に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録

するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第9条 条例第18条第1項第5号の議長が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 登録番号

(2) 登録年月日

(3) 保存年限

2 条例第18条第1項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿（様式第2号）によるものとする。

3 条例第18条第5項の規定により前項の登録簿を一般の供覧に供する場所を事務局に置く。

（開示請求書）

第10条 条例第20条第1項に規定する開示請求は、保有個人情報開示請求

書（様式第3号）によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第11条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載され

た本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

- 3 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の通知）

第12条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務局における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務局における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に事務局における開示を実施することができる日のうちから事務局における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（開示決定通知書等）

第13条 条例第25条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）とする。

2 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第14条 条例第26条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第6号）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第15条 条例第27条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）とする。

（第三者意見照会書等）

第16条 条例第28条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（条例第28条第1項適用）（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第28条第2項の書面は、第三者意見照会書（条例第28条第2項適用）（様式第9号）とする。

3 条例第28条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第10号）とする。

4 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第28条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提

出者への通知書（様式第11号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第17条 条例第29条第1項に規定する議長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、聴取又は視聴
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (3) 電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

第18条 条例第29条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した、開示実施方法等申出書（様式第12号）により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- (3) 事務局における開示の実施を求める場合にあっては、事務局における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、保有個人情報開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は要しない。

（手数料の減免）

第19条 条例第31条第4項に規定する開示実施手数料の減額又は免除を受

けようとする者は、当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

（訂正請求書）

第20条 条例第33条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第13号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第21条 条例第35条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第14号）とする。

- 2 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報非訂正決定通知書（様式第15号）とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第22条 条例第36条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第16号）とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第23条 条例第37条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第17号）とする。

（提供先への訂正決定通知書）

第24条 条例第38条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第18号）とする。

（利用停止請求書）

第25条 条例第40条第1項に規定する利用停止請求は、保有個人情報利用



停止請求書（様式第19号）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第26条 条例第42条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第20号）とする。

2 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報非利用停止決定通知書（様式第21号）とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第27条 条例第43条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第22号）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第28条 条例第44条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第23号）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第29条 条例第46条第2項の規定による通知は、諮問通知書（様式第24号）により行うものとする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会訓令第1号）の施行後遅滞なく」とする。

様式第 1 号(第 8 条関係)

個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 条例第 2 条第 5 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 条例第 2 条第 5 項第 1 号 (マニュアル処理ファイル)
	規程第 8 条第 9 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		

様式第2号(第9条関係)

個人情報取扱事務登録簿

登録 番号	登録年 月日	個人情報取扱 事務の名称	個人情報の利 用の目的	個人情報の対 象者の範囲	保存年限 (1・3・5・ 10・永)	個人情報の種類及び記録項目 (該当欄に記録項目を記載すること。)						備 考
						基本的 事項	経 歴 情 報	心 身 情 報	財 産 情 報	その他 情 報	思想等 情 報	

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) 伊勢市議会議長

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_

TEL ( ) \_\_\_\_\_

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第2号)第20条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務局における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他( ) <実施の希望日>     年   月   日 イ 写しの送付を希望する。
---

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

（ア） 本人の状況  未成年者（ 年 月 日生）

成年被後見人

任意代理人委任者

（ふりがな）

（イ） 本人の氏名 \_\_\_\_\_

（ウ） 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書

その他（ \_\_\_\_\_ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類  委任状  その他（ \_\_\_\_\_ ）

様

伊勢市議会議長



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号）第25条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

※（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

<p>(1) 開示の実施の方法</p> <p>(2) 事務局における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所：</p> <p>(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）</p>
--

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

様

伊勢市議会議長



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号）第25条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)



第 号  
年 月 日

様

伊勢市議会議長



保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号）第26条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

第 号  
年 月 日

様

伊勢市議会議長



保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号）第27条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第27条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

第 号  
年 月 日

様

伊勢市議会議長



第三者意見照会書（条例第 28 条第 1 項適用）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 20 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 28 条第 1 項の規定により、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（伊勢市議会事務局） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
（担当者名）  
（電話）

様

伊勢市議会議長



第三者意見照会書（条例第28条第2項適用）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号）第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第2項の規定により、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第28条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(伊勢市議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

第三者開示決定等意見書

年 月 日

(宛先) 伊勢市議会議長

(ふりがな)

氏名又は名称

\_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

\_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見書を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分  (2) 支障 (不利益) の具体的理由
連絡先	

様

伊勢市議会議長



開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(あなた、貴社等) から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第2号)第28条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

開示実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) 伊勢市議会議長

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_

TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 29 条第 3 項の規定により、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ( )
	(2) 複写したものの 交付	① 全部 ② 一部 ( )
	(3) その他 ( )	① 全部 ② 一部 ( )

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 [ 有 : 同封する郵便切手等の額 円 ]  
無

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 伊勢市議会議長

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_

TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 33 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示 を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。





様

伊勢市議会議長



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

※（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、伊勢市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

様

伊勢市議会議長



保有個人情報非訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 35 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	

※（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、伊勢市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

第 号  
年 月 日

様

伊勢市議会議長



保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 36 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

第 号  
年 月 日

様

伊勢市議会議長



保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 37 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 37 条第 1 項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

様

伊勢市議会議長



保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第2号)第34条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第38条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 伊勢市議会議長

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_

TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 40 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
条例第 39 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去  <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。





様

伊勢市議会議長



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 42 条第 1 項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

※（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、伊勢市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

様

伊勢市議会議長



保有個人情報非利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 42 条第 2 項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

※（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、伊勢市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

第 号  
年 月 日

様

伊勢市議会議長



保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 43 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

第 号  
年 月 日

様

伊勢市議会議長



保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 44 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
条例第 44 条第 1 項の 規定（利用停止決定 等の期限の特例）を 適用する理由	
利用停止決定等をす る期限	年 月 日

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

第 号  
年 月 日

様

伊勢市議会議長



諮問通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり伊勢市行政不服審査会に諮問したので、伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）第 46 条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定 等、利用停止決定 等]	
審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日

《本件連絡先》伊勢市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業管理規程第 1 号

伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程  
伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程（平成 17 年伊勢市上下水道  
事業管理規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（定義）

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。

(2) 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。

（経過措置）

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、この規程による改正後の伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程第 2 条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。

- 4 前項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与の額及び支給方法については、伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の適用を受ける職員の例による。

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 伊勢市上下水道事業管理規程第2号

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市上水道給水条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「(以下「工事」という。)」を削り、同条第2項中「当該工事」を「当該給水装置工事」に改め、同条第3項中「により」を「をした者が」に、「工事申込み」を「当該申込み」に改める。

第12条に次の2項を加える。

- 2 給水装置工事の申込みにおいて民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の規定の適用がある場合は、前項第1号（他人の土地に給水装置を設置しようとするときに限る。）、第2号及び第3号の規定は、適用しない。
- 3 前項の場合において、給水装置工事の申込者は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書を管理者に提出しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月23日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

### 伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則第11項の見出し中「令和5年3月」を「令和6年3月」に改め、同項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院事務分掌規程等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

## 伊勢市病院事業管理規程第4号

市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程

(市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部改正)

第1条 市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「部等」を「部、センター及び室」に改め、同項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 救急センター

第2条第5項中「(以下「センター」という。)」を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

(救急センターの事務分掌)

第3条の2 救急センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 救急患者の看護及び治療の介助に関すること。
- (2) 救急センターの医療用器具、器械及び装置の整備及び保管に関すること。
- (3) 救急センターに常備する医薬品、衛生材料その他の物品の請求、出納及び保管に関すること。
- (4) 救急患者及び面会人等の案内及び応接に関すること。
- (5) 救急医療に関する職員の教育及び指導に関すること。
- (6) その他救急医療に関すること。

第5条中「センターの室」を「健診センターの室」に改める。

第8条の3を削る。

第9条第1項中「センターに」を「救急センター及び健診センター(以下これらを「センター」という。)に」に改める。

第16条第1項、第19条第1項及び第20条第1項中「看護部」を

「救急センター及び看護部」に改める。

第 21 条の 2 第 1 項中「又は健診センター室」を削る。

第 24 条第 2 項中「センターに」を「健診センターに」に改める。

第 26 条第 1 項中「センターに」を「健診センターに」に、「又はセンター長」を「又は健診センター長」に改める。

第 27 条中「センター長」を「健診センター長」に、「センターに」を「健診センターに」に改める。

第 28 条中「センター長」を「健診センター長」に改める。

第 29 条第 2 項中「医療部職員」の次に「、救急センター職員」を、「薬剤部職員」の次に「、健診センター職員」を加える。

(市立伊勢総合病院事務決裁規程の一部改正)

第 2 条 市立伊勢総合病院事務決裁規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「、理事にあつては別表に掲げる部長（看護副部長を除く。）、健診センター長又は次長の専決事項」を削る。

第 7 条中「第 2 号」の次に「。以下「事務分掌規程」という。」を加える。

別表 1 の表事項の項中「市立伊勢総合病院事務分掌規程」を「事務分掌規程」に改め、「健診センター長」を「センター長（事務分掌規程第 9 条第 1 項に規定するセンター長をいう。以下同じ。）」に改める。

別表 2 の表事項の項中「健診センター長」を「センター長」に改め、同表 1 の項中「、理事」を削り、「健診センター長」を「センター長」に、「健診センターに」を「センター（事務分掌規程第 2 条第 1 項第 2 号及び第 5 号に規定するセンターをいう。以下同じ。）に」に改め、同表 2 の項から 5 の項までの規定中「、理事」を削り、「健診センター長」を「センター長」に、「健診センターに」を「センターに」に改める。

(伊勢市病院企業職員就業規程の一部改正)

第3条 伊勢市病院企業職員就業規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

職員の範囲	勤務時間		休憩時間	週休日
救急センターに勤務する職員	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）
	長日勤	午前8時30分から午後9時15分まで	1時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
	準夜勤	午後4時30分から翌日の午前1時15分まで	1時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
	深夜勤	午前0時30分から午前9時15分まで	1時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が	

				定める。	
		長夜勤	午後 8 時 30 分から翌日の午前 9 時 15 分まで	1 時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
医療技術部	臨床工学室に勤務する職員	日勤	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	4 週間ごとの期間につき 8 日（再任用短時間勤務職員にあつては、8 日以上）
		早番	午前 8 時から午後 4 時 45 分まで	1 時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
		遅番	午後 0 時から午後 8 時 45 分まで	午後 4 時から午後 5 時まで	
	リハビリテーション室に勤務する職員	日勤	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	



	栄養管理室に勤務する調理師	早番	午前 7 時 15 分から午後 4 時まで	1 時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
		遅番	午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分まで	1 時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
看護部	1 病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師	日勤	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	(1) 午前 11 時 30 分から午後 0 時 30 分まで (2) 午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分まで	4 週間ごとの期間につき 8 日（再任用短時間勤務職員にあつては、8 日以上）
		準夜勤	午後 4 時 30 分から翌日の午前 1 時 15 分まで	1 時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
		深夜勤	午前 0 時 30 分から午前 9 時	1 時間とし、その時限は業	

		15分まで	務の実情に応じて所属長が定める。	
	遅番	午後0時15分から午後9時まで	1時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
2 病棟に勤務する看護補助者	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	(1) 午前11時30分から午後0時30分まで (2) 午後0時30分から午後1時30分まで	4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）
	早番	午前5時30分から午後2時15分まで	1時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
	遅番	午後1時から午後9時45分まで	1時間とし、その時限は業務の実情に	

			じて所属長が定める。	
3 手術室に勤務する職員	日勤	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	午前 11 時 30 分から午後 0 時 30 分まで	日曜日及び土曜日（再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において所属長が指定する日を週休日とすることができる。）
	準夜勤	午後 3 時 15 分から午後 12 時まで	1 時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
	遅番	午後 0 時 15 分から午後 9 時まで	1 時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
4 人工透析室に勤務する職員	日勤	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	1 時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	4 週間ごとの期間につき 8 日（再任用短時間勤務職員にあっては、8 日以上）
	早番	午前 8 時から午後 4 時 45 分まで	1 時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	

		遅番 (1)	午後0時15分 から午後9時 まで	1時間とし、 その時限は業 務の実情に応 じて所属長が 定める。	
		遅番 (2)	午後1時15分 から午後10時 まで	1時間とし、 その時限は業 務の実情に応 じて所属長が 定める。	
人間ドック又 は脳ドックに 従事する職員	日勤		午前8時30分 から午後5時 15分まで	1時間とし、 その時限は業 務の実情に応 じて所属長が 定める。	日曜日及び4 週間ごとの期 間につき3日 (再任用短時 間勤務職員に
	早番		午前8時から 午後4時45分 まで	1時間とし、 その時限は業 務の実情に応 じて所属長が 定める。	あつては、4 日)以上
	半日 勤務 (1)		午前8時30分 から午後0時 まで	与えない。	
	半日 勤務		午後1時から 午後5時15分	与えない。	

	(2)	まで		
--	-----	----	--	--

(市立伊勢総合病院当直規程の一部改正)

第4条 市立伊勢総合病院当直規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 救急センター職員

第7条第1項第3号中「看護部職員」を「救急センター職員（看護師に限る。）及び看護部職員」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第5条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第4病院企業一般職給料表の部8級の項を次のように改める。

8級	部長の職務
----	-------

別表第4病院企業医療職給料表の部5級の項を次のように改める。

5級	1 院長の職務
	2 副院長の職務
	3 部長（科部長を除く。）又はセンター長の職務

別表第7理事（医師に限る。）、医療部長、健診センター長、医療技術部長（医師に限る。）及び薬剤部長（医師に限る。）の項中「理事（医師に限る。）、医療部長」を「医療部長、救急センター長」に改め、同表理事（医師を除く。）、医療技術部長（医師を除く。）、薬剤部長（医師を除く。）、看護部長及び経営推進部長の項中「理事（医師を除く。）、医療技術部長（医師を除く。）」を「医療技術部長（医師を除く。）」に改める。

別表第8医師診療手当の部3の項中「理事（医師に限る。）、医療部長」を「医療部長、救急センター長」に改め、同表夜間看護手当の項を次の

ように改める。

<p>夜間看護手当</p>	<p>正規の勤務時間の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる看護等の業務に従事する助産師、看護師及び准看護師</p>	<p>勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合は、勤務1回につき6,850円。ただし、勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合は、勤務1回につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円</p> <p>(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,300円</p> <p>(3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,200円</p>
---------------	--	---

別表第9の1の表院長、副院長、理事（医師に限る。）、医療部長、健診センター長、医療技術部長（医師に限る。）及び薬剤部長（医師に限る。）の項中「理事（医師に限る。）、医療部長」を「医療部長、救急センター長」に改め、同表理事（医師を除く。）、医療技術部長（医師を除く。）、薬剤部長（医師を除く。）、看護部長、経営推進部長、次長及び参事の項中「理事（医師を除く。）、医療技術部長（医

師を除く。)」を「医療技術部長（医師を除く。）」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程等の一部を改正する規程を  
次のように定める。

令和5年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人



## 伊勢市病院事業管理規程第5号

伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程等の一部を改正する規程

(伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程の一部改正)

第1条 伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(伊勢市病院企業職員就業規程の一部改正)

第2条 伊勢市病院企業職員就業規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正)

第3条 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程(令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(伊勢市病院企業職員被服貸与規程の一部改正)

第4条 伊勢市病院企業職員被服貸与規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第5条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第5条の2第1項中「第24号」の次に「。以下「技能規則」という。」を加える。

第5条の3を第5条の4とし、第5条の2の次に次の1条を加える。

(降格)

第5条の3 職員の降格に関し必要な事項は、基準規則及び技能規則の適用を受ける職員の例による。

2 医師等を降格させた場合におけるその者の号給は、前項の規定にかかわらず、降格した日の前日に受けていた号給に対応する病院企業医療職給料表降格時号給対応表（別表第6の2）の降格後の号給欄に定める号給とする。

第6条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者に」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に」に、「給料月額を」を「基準給料月額を」に、「その者の」を「第4条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の」に、「応じた額」を「応じた額に、伊勢市病院企業職員就業規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号）第7条第1項の規定によりその例によることとされる伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員の勤務割合」という。）を乗じて得た額」に改め、同条第2項を削る。

第7条に次の1項を加える。

2 定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額は、前項各号に掲げる

職の区分に応じ、当該各号に定める額に、定年前再任用短時間勤務職員の勤務割合を乗じて得た額とする。

第10条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び6項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

21 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条の規定により当該職員の属する職務の級及び第2条においてその例によることとされる給与条例第6条第3項から第8項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 医師等

(3) 伊勢市職員の定年等に関する条例（平成17年伊勢市条例第23号）

第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条第3号に掲げる職を占める職員

(4) 伊勢市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

23 当分の間、第7条第1項第3号に掲げる職を占める職員の給料の調

整額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、同号に定める額に、100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

24 附則第21項の規定の適用を受ける職員に対する第8条の規定の適用については、当分の間、同条中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

25 附則第21項の規定の適用を受ける職員に対する第13条の規定の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

26 附則第21項から前項までに定めるもののほか、定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する事項については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

務 職 員								
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,400	274,700

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第6の2（第5条の3関係）

病院企業医療職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	21	21	25	45
2	22	22	26	46
3	23	23	27	47
4	24	24	28	48
5	25	25	29	49
6	26	26	30	50
7	27	27	31	51
8	28	28	32	52
9	29	29	33	54
10	30	30	34	56
11	31	31	35	58
12	32	32	36	60
13	33	33	37	62
14	34	34	38	64
15	35	35	39	65
16	36	36	40	65
17	37	37	41	65
18	38	38	42	65
19	39	39	43	65
20	40	40	44	65

21	41	41	45	65
22	42	42	46	
23	43	43	47	
24	44	44	48	
25	46	45	49	
26	48	46	50	
27	52	47	51	
28	56	48	52	
29	59	49	53	
30	62	50	54	
31	65	51	55	
32	65	52	56	
33	65	53	57	
34	65	54	58	
35	65	55	59	
36	65	56	60	
37	65	58	62	
38	65	60	64	
39	65	62	66	
40	65	64	68	
41	65	66	70	
42	65	68	72	
43	65	70	74	
44	65	72	76	
45	65	75	78	

46	65	78	80	
47	65	81	82	
48	65	84	84	
49	65	87	86	
50	65	90	88	
51	65	93	89	
52	65	96	89	
53	65	97	89	
54	65	97	89	
55	65	97	89	
56	65	97	89	
57	65	97	89	
58	65	97	89	
59	65	97	89	
60	65	97	89	
61	65	97	89	
62	65	97	89	
63	65	97	89	
64	65	97	89	
65	65	97	89	
66	65	97		
67	65	97		
68	65	97		
69	65	97		
70	65	97		



71	65	97		
72	65	97		
73	65	97		
74	65	97		
75	65	97		
76	65	97		
77	65	97		
78	65	97		
79	65	97		
80	65	97		
81	65	97		
82	65	97		
83	65	97		
84	65	97		
85	65	97		
86	65	97		
87	65	97		
88	65	97		
89	65	97		
90	65			
91	65			
92	65			
93	65			
94	65			
95	65			

96	65			
97	65			

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

- 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正地公法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(2) 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。

(伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、第1条の規定による改正後の伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程第1条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。

(伊勢市病院企業職員就業規程の一部改正に伴う経過措置)

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の伊勢市病院企業職員就業規程第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項及び別表の規定を適用する。

(市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の市立伊勢

総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程第1条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。

(伊勢市病院企業職員被服貸与規程の一部改正に伴う経過措置)

- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、第4条の規定による改正後の伊勢市病院企業職員被服貸与規程第9条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

- 7 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が第5条の規定による改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(以下「新給与規程」という。)第6条に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与規程第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与規程第6条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 8 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与規程第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与規程第6条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、伊勢市病院企業職員就業規程第7条第1項の規定によりその例によることとされる伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 9 暫定再任用短時間勤務職員は、新給与規程第2条に規定する短時間勤

務の職を占める職員及び定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第2条、第7条及び第10条の規定を適用する。

10 前3項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

11 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第4項に規定する期間中に、この規程の施行前に、令和3年改正地公法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員として在職していた期間がある場合における当該期間に係る地方公務員災害補償法第2条第5項の規定の適用については、なお従前の例による。

（雑則）

12 附則第3項から前項までに規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。

伊勢市告示第 19 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称  
医療法人 海野内科
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地  
名 称 介護予防でいとれセンター海野  
所在地 伊勢市常磐 2 丁目 3 番 14 号
- 3 廃止の届出の受理をした年月日  
令和 5 年 2 月 24 日 (事業所廃止年月日 : 令和 5 年 3 月 31 日)
- 4 サービスの種類  
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 20 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 5 年 2 月 22 日 午前 9 時	宇治山田駅第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	5 台
〃	〃	宇治山田駅第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	4 台
〃	令和 5 年 2 月 22 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	2 台
〃	〃	宇治山田駅第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	3 台
〃	〃	宇治山田駅第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	4 台
〃	〃	宇治山田駅第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	2 台
計			20 台

## 2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

## 3 保管期間

告示の日から60日間

## 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

## 5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 21 号

令和 5 年 3 月 17 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 5 年度当初予算並びに令和 4 年度及び令和 5 年度の補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 5 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 令和5年度 伊勢市一般会計予算

令和5年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,373,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		16,210,000
	1 市民税	7,088,000
	2 固定資産税	6,551,000
	3 軽自動車税	439,000
	4 市たばこ税	775,000
	5 入湯税	17,000
	6 都市計画税	1,340,000
2 地方譲与税		314,000
	1 地方揮発油譲与税	70,000
	2 自動車重量譲与税	210,000
	3 森林環境譲与税	34,000
3 利子割交付金		5,000
	1 利子割交付金	5,000
4 配当割交付金		140,000
	1 配当割交付金	140,000
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000
6 法人事業税交付金		250,000
	1 法人事業税交付金	250,000
7 地方消費税交付金		3,050,000
	1 地方消費税交付金	3,050,000
8 ゴルフ場利用税交付金		12,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	12,000
9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		28,000
	1 環境性能割交付金	28,000
11 国有提供施設等所在市町村助成 交付金		85,700
	1 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	85,700

(単位：千円)

款	項	金額
12 地方特例交付金		90,001
	1 地方特例交付金	90,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	1
13 地方交付税		11,680,000
	1 地方交付税	11,680,000
14 交通安全対策特別交付金		13,000
	1 交通安全対策特別交付金	13,000
15 分担金及び負担金		647,583
	1 負担金	647,583
16 使用料及び手数料		315,489
	1 使用料	261,413
	2 手数料	54,076
17 国庫支出金		7,723,378
	1 国庫負担金	6,083,557
	2 国庫補助金	1,595,599
	3 委託金	44,222
18 県支出金		3,811,261
	1 県負担金	2,454,677
	2 県補助金	1,092,578
	3 委託金	264,006
19 財産収入		44,511
	1 財産運用収入	44,203
	2 財産売払収入	308
20 寄附金		530,001
	1 寄附金	530,001
21 繰入金		3,813,606
	1 基金繰入金	3,733,519
	2 特別会計繰入金	80,087
22 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		301,009
	1 議会費	301,009
2 総務費		4,330,248
	1 総務管理費	3,342,748
	2 徴税費	536,887
	3 戸籍住民基本台帳費	305,720
	4 選挙費	90,802
	5 統計調査費	27,934
	6 監査委員費	26,157
3 民生費		21,495,396
	1 社会福祉費	6,705,969
	2 老人福祉費	4,705,168
	3 児童福祉費	7,779,937
	4 生活保護費	2,190,446
	5 人権政策費	96,405
	6 国民年金事務費	17,471
4 衛生費		5,567,553
	1 保健衛生費	3,512,535
	2 清掃費	2,055,018
5 労働費		58,683
	1 労働諸費	58,683
6 農林水産業費		964,026
	1 農業費	786,470
	2 林業費	94,440
	3 水産業費	83,116
7 商工費		316,861
	1 商工費	316,861
8 観光費		479,197
	1 観光費	479,197
9 土木費		6,754,951
	1 土木管理費	393,269

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋梁費	2,274,318
	3 河川費	770,110
	4 港湾海岸費	40,374
	5 都市計画費	2,946,546
	6 住宅費	330,334
10 消防費		2,331,102
	1 消防費	2,331,102
11 教育費		3,964,425
	1 教育総務費	1,237,761
	2 小学校費	647,088
	3 中学校費	352,974
	4 幼稚園費	131,254
	5 社会教育費	573,505
	6 保健体育費	1,021,843
12 災害復旧費		36
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	15
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,760,011
	1 公債費	5,760,011
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	52,373,500

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
ふるさと応援寄附金サイト関連経費 (令和5年度債務負担行為)	自 令和5年度 至 令和6年度	98,000
固定資産土地評価及び地番図・家屋図 修正業務委託(令和5年度債務負担行為)	自 令和5年度 至 令和9年度	126,943
住民票交付等窓口業務委託に係る経費 (令和5年度債務負担行為)	自 令和6年度 至 令和8年度	182,713
保健福祉拠点施設の来庁者用駐車場使用料	自 令和6年度 至 令和24年度	来庁者用駐車場の使用 時間に応じた額 (単価は1台につき30 分あたり100円(上限1日 1台800円))
緊急通報システム管理業務委託 (令和5年度債務負担行為)	自 令和6年度 至 令和10年度	27,489
子ども・子育て支援事業計画策定業務委託	自 令和6年度 至 令和6年度	3,278
観光客実態調査業務委託 (令和5年度債務負担行為)	自 令和5年度 至 令和6年度	4,780
高向小俣線ほか1線整備事業業務委託 (橋梁下部工事)(令和5年度債務負担行為)	自 令和6年度 至 令和7年度	2,618,000
景観形成推進事業補助金 (令和5年度債務負担行為)	自 令和5年度 至 令和6年度	4,000
賓日館保存活用計画策定業務委託	自 令和6年度 至 令和6年度	5,808

### 第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 債	756,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公営住宅整備事業債	41,900			
学校教育施設等整備事業債	66,600			
社会福祉施設整備事業債	47,700			
一般単独事業債	165,600			
地域活性化事業債	127,400			
防災対策事業債	57,900			
地方道路等整備事業債	326,600			
緊急防災・減災事業債	65,900			
公共施設等適正管理推進事業債	4,400			
脱炭素化推進事業債	6,000			
緊急自然災害防止対策事業債	793,400			
緊急浚渫推進事業債	25,000			
水道事業出資債	74,000			
臨時財政対策債	300,000			



## 令和5年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

令和5年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,671,565千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		2,038,871
	1 国民健康保険料	2,038,871
2 国民健康保険税		2
	1 国民健康保険税	2
3 県支出金		9,376,410
	1 県補助金	9,376,410
4 財産収入		754
	1 財産運用収入	754
5 繰入金		1,230,301
	1 他会計繰入金	880,301
	2 基金繰入金	350,000
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		25,226
	1 延滞金、加算金及び過料	14,195
	2 預金利子	10
	3 雑入	11,021
歳入合計		12,671,565

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		166,047
	1 総務管理費	155,876
	2 賦課徴収費	9,818
	3 運営協議会費	353
2 保険給付費		9,141,678
	1 療養諸費	7,917,030
	2 高額療養費	1,190,010
	3 移送費	101
	4 出産育児諸費	20,160
	5 葬祭諸費	9,600
	6 傷病手当金	4,777
3 国民健康保険事業費納付金		3,159,733
	1 医療給付費分	2,056,490
	2 後期高齢者支援金等分	837,018
	3 介護納付金分	266,225
4 保健事業費		187,172
	1 特定健康診査等事業費	164,473
	2 保健事業費	22,699
5 公債費		20
	1 公債費	20
6 諸支出金		6,915
	1 償還金及び還付加算金	6,161
	2 基金積立金	754
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		12,671,565

## 令和5年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,496,494千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,405,749
	1 後期高齢者医療保険料	1,405,749
2 繰入金		2,088,424
	1 一般会計繰入金	2,088,424
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,311
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2,310
歳入合計		3,496,494

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		79,673
	1 総務管理費	74,698
	2 徴収費	4,975
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,413,499
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,413,499
3 公債費		2
	1 公債費	2
4 諸支出金		2,320
	1 償還金及び還付加算金	2,320
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,496,494

## 令和5年度 伊勢市介護保険特別会計予算

令和5年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,941,339千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,777,707
	1 介護保険料	2,777,707
2 国庫支出金		3,682,271
	1 国庫負担金	2,839,182
	2 国庫補助金	843,089
3 支払基金交付金		3,905,885
	1 支払基金交付金	3,905,885
4 県支出金		1,819,846
	1 県負担金	1,774,488
	2 県補助金	45,358
5 財産収入		500
	1 財産運用収入	500
6 繰入金		2,754,959
	1 一般会計繰入金	2,328,112
	2 基金繰入金	426,847
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		170
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	168
歳入合計		14,941,339



2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		296,870
	1 総務管理費	221,474
	2 徴収費	12,389
	3 介護認定諸費	63,007
2 保険給付費		14,195,910
	1 介護サービス等諸費	14,195,910
3 地域支援事業費		361,471
	1 地域支援事業費	361,471
4 基金積立金		500
	1 基金積立金	500
5 公債費		400
	1 公債費	400
6 諸支出金		85,188
	1 償還金及び還付加算金	5,101
	2 繰出金	80,087
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		14,941,339

## 令和5年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

令和5年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ499,827千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		499,660
	1 事業収入	499,660
2 財産収入		156
	1 財産運用収入	156
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		1
	1 雑入	1
○ 繰入金		0
	○ 基金繰入金	0
歳入合計		499,827

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 観光交通対策事業費		499,826
	1 管理費	499,826
2 公債費		1
	1 公債費	1
歳 出	合 計	499,827

## 令和5年度 伊勢市土地取得特別会計予算

令和5年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 472,341千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		17,527
	1 財産運用収入	3,705
	2 財産売却収入	13,822
2 繰入金		454,812
	1 基金繰入金	454,812
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		472,341

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 用地取得事業費		472,341
	1 管理費	17,529
	2 事業費	454,812
歳 出	合 計	472,341

令和5年度伊勢市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 90,960 人
	外 来 125,740 人
	健診・ドック 13,990 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 249 人
	外 来 517 人
	健診・ドック 50 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業収益	8,519,793
第1項 医 業 収 益	6,806,950
第2項 健 診 収 益	357,284
第3項 医 業 外 収 益	1,355,459
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業費用	8,771,912
第1項 医 業 費 用	8,379,768
第2項 健 診 費 用	228,068
第3項 医 業 外 費 用	162,976
第4項 特 別 損 失	100
第5項 予 備 費	1,000



(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 527,134 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 527,134 千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収 入		予 定 額
款 項		
第1款	資本的収入	618,258
第1項	負担金	474,224
第2項	企業債	100,000
第3項	寄附金	3,000
第4項	基金繰入金	37,080
第5項	投資償還金	3,954

(単位：千円)

支 出		予 定 額
款 項		
第1款	資本的支出	1,145,392
第1項	建設改良費	150,000
第2項	企業債償還金	951,358
第3項	投資	37,080
第4項	基金積立金	6,954

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械整備事業	100,000	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	職 員 給 与 費			4,507,865
(2)	交 際 費			3,000

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	病院群輪番制病院運営費補助金			7,352
(2)	経営改善のための補助金			370,000

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は 1,534,500 千円と定める。

令和5年度 伊勢市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	58,203 戸
(2) 総 給 水 量	15,733 千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	43,104 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 水源地施設更新事業	33,000
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	927,752
ウ 老朽管更新事業	631,921
エ 加圧施設更新事業	37,000
オ 庁舎建設事業	42,178

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業収益	2,746,722
第1項 営業収益	2,448,007
第2項 営業外収益	298,715

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業費用	2,584,807
第1項 営業費用	2,454,126
第2項 営業外費用	120,681
第3項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,199,649千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	892,476
第1項 企業債	547,000
第2項 負担金	197,183
第3項 他会計補助金	22,293
第4項 出資金	74,000
第5項 補助金	52,000

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 支 出	2, 0 9 2, 1 2 5
第 1 項 建 設 改 良 費	1, 6 9 1, 3 3 0
第 2 項 償 還 金	4 0 0, 7 9 5

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
水道施設運転管理業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 10 年度	4 7 0, 0 0 0

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	5 4 7, 0 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金については、 その融通条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 との協定によるも のとする。 ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借 換えすることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	2 6 5, 4 3 1

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,675千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

令和5年度 伊勢市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	28,152 戸
(2) 総 排 水 量	7,265 千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 排 水 量	19,904 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設事業	2,382,063
イ 汚水管渠更新事業	155,700
ウ 処理場更新事業	10,000
エ 雨水管渠敷設事業	84,000
オ ポンプ場築造事業	428,600
カ ポンプ場更新事業	262,781
キ 庁舎建設事業	430,388

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 (単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業収益	4,576,884
第1項 営業収益	1,541,455
第2項 営業外収益	2,548,809
第3項 特別利益	486,620

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業費用	4,522,968
第1項 営業費用	3,216,148
第2項 営業外費用	445,931
第3項 特別損失	850,889
第4項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,582,172千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	4,427,219
第1項 企業債	2,801,300
第2項 負担金	369,419
第3項 国庫補助金	1,256,500

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資本的支出	6,009,391
第1項 建設改良費	4,161,570
第2項 企業債償還金	1,846,321
第3項 諸支出金	1,500

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
五十鈴川中村浄化センター維持管理業務委託	自 令和5年度 至 令和9年度	194,000
令和5年度水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金	自 令和6年度 至 令和10年度	82
令和5年度水洗便所等改造資金助成金	自 令和5年度 至 令和6年度	3,300
令和5年度浄化槽雨水貯留施設転用補助金	自 令和5年度 至 令和6年度	150
下水道使用料納入通知書等作成業務委託	自 令和5年度 至 令和8年度	10,098
尾上岩渕分区汚水幹線築造工事	自 令和6年度 至 令和6年度	90,000
桜橋第1ポンプ場他1施設電気設備工事委託	自 令和6年度 至 令和6年度	92,000
吹上ポンプ場他2施設水処理設備工事委託	自 令和6年度 至 令和6年度	464,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (単位 千円)	起債の 方法	利率	償還の方法
流域関連公共 下水道事業	2,105,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金については、その融 通条件により、銀行そ 他の場合には、その 債権者との協定によ るものとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還若しくは 低利に借換えするこ とができる。
宇治・中村特環 公共下水道事業	1,100			
流域下水道事業	394,900			
資本費平準化	300,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	293,050

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、392,712千円である。



## 令和4年度 伊勢市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度 伊勢市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,332,305千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、58,686,284千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第3条 繰越明許費の追加、廃止及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第5条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		15,850,000	360,000	16,210,000
	1 市民税	6,949,000	87,000	7,036,000
	2 固定資産税	6,409,650	190,000	6,599,650
	3 軽自動車税	432,000	3,000	435,000
	4 市たばこ税	730,350	53,000	783,350
	5 入湯税	14,000	5,000	19,000
	6 都市計画税	1,315,000	22,000	1,337,000
2 地方譲与税		352,000	△17,256	334,744
	2 自動車重量譲与税	250,000	△20,000	230,000
	3 森林環境譲与税	32,000	2,744	34,744
3 利子割交付金		11,000	△4,000	7,000
	1 利子割交付金	11,000	△4,000	7,000
4 配当割交付金		80,000	20,000	100,000
	1 配当割交付金	80,000	20,000	100,000
6 法人事業税交付金		160,000	90,000	250,000
	1 法人事業税交付金	160,000	90,000	250,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		84,000	3,294	87,294
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	84,000	3,294	87,294
13 地方交付税		11,368,864	527,076	11,895,940
	1 地方交付税	11,368,864	527,076	11,895,940
14 交通安全対策特別交付金		13,000	△696	12,304
	1 交通安全対策特別交付金	13,000	△696	12,304
15 分担金及び負担金		634,517	△33,242	601,275
	1 負担金	634,517	△33,242	601,275
16 使用料及び手数料		323,679	△6,936	316,743

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 使用料	269,186	△6,436	262,750
	2 手数料	54,493	△500	53,993
17 国庫支出金		11,027,402	△269,859	10,757,543
	1 国庫負担金	6,575,120	37,798	6,612,918
	2 国庫補助金	4,407,432	△302,266	4,105,166
	3 委託金	44,850	△5,391	39,459
18 県支出金		3,946,522	△156,178	3,790,344
	1 県負担金	2,491,623	△36,190	2,455,433
	2 県補助金	1,101,083	△98,242	1,002,841
	3 委託金	353,816	△21,746	332,070
19 財産収入		78,047	22,729	100,776
	1 財産運用収入	38,840	4,920	43,760
	2 財産売却収入	39,207	17,809	57,016
21 繰入金		4,579,996	△1,330,726	3,249,270
	1 基金繰入金	4,516,664	△1,364,858	3,151,806
	2 特別会計繰入金	63,332	34,132	97,464
23 諸収入		759,348	55,589	814,937
	1 延滞金、加算金及び過料	5,000	10,000	15,000
	5 雑入	718,728	45,589	764,317
24 市債		6,547,400	△592,100	5,955,300
	1 市債	6,547,400	△592,100	5,955,300
歳入合計		60,018,589	△1,332,305	58,686,284

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		309,258	△5,342	303,916
	1 議会費	309,258	△5,342	303,916
2 総務費		5,013,293	60,893	5,074,186
	1 総務管理費	3,849,704	94,292	3,943,996
	2 徴税費	553,984	△11,137	542,847
	3 戸籍住民基本台帳費	393,898	2,606	396,504
	4 選挙費	157,914	△23,350	134,564
	5 統計調査費	23,186	△840	22,346
	6 監査委員費	34,607	△678	33,929
3 民生費		23,951,523	△298,858	23,652,665
	1 社会福祉費	8,560,926	△71,009	8,489,917
	2 老人福祉費	4,691,464	△142,384	4,549,080
	3 児童福祉費	8,387,857	△81,261	8,306,596
	4 生活保護費	2,211,357	△145	2,211,212
	5 人権政策費	82,708	△1,715	80,993
	6 国民年金事務費	17,211	△2,344	14,867
4 衛生費		6,531,904	△495,039	6,036,865
	1 保健衛生費	4,376,173	△469,943	3,906,230
	2 清掃費	2,155,731	△25,096	2,130,635
5 労働費		78,586	△14,663	63,923
	1 労働諸費	78,586	△14,663	63,923
6 農林水産業費		1,042,203	△42,138	1,000,065
	1 農業費	840,827	△40,801	800,026
	2 林業費	84,373	△427	83,946
	3 水産業費	117,003	△910	116,093
7 商工費		1,352,686	△33,847	1,318,839
	1 商工費	1,352,686	△33,847	1,318,839
8 観光費		567,157	△61,417	505,740
	1 観光費	567,157	△61,417	505,740
9 土木費		6,301,995	△195,194	6,106,801

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土木管理費	310,399	△6,704	303,695
	2 道路橋梁費	1,801,319	△117,127	1,684,192
	3 河川費	590,930	△25,250	565,680
	4 港湾海岸費	32,004	△481	31,523
	5 都市計画費	3,240,897	△30,233	3,210,664
	6 住宅費	326,446	△15,399	311,047
10 消防費		2,445,876	△36,293	2,409,583
	1 消防費	2,445,876	△36,293	2,409,583
11 教育費		6,548,788	△163,638	6,385,150
	1 教育総務費	3,837,444	△132,949	3,704,495
	2 小学校費	607,779	△523	607,256
	3 中学校費	362,054	△376	361,678
	4 幼稚園費	131,959	△1,353	130,606
	5 社会教育費	624,461	△12,869	611,592
	6 保健体育費	985,091	△15,568	969,523
12 災害復旧費		112,910	△39,502	73,408
	1 農林水産業施設災害復旧費	10,009	0	10,009
	2 公共土木施設災害復旧費	102,889	△39,502	63,387
13 公債費		5,712,408	△7,267	5,705,141
	1 公債費	5,712,408	△7,267	5,705,141
歳出合計		60,018,589	△1,332,305	58,686,284

## 第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事 業 名	区分	総 額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
1 1 教育費	1 教育総務費	二見地区小中学校 整備事業	補正前	3,311,258	令和3年度	974,532
					令和4年度	2,336,726
			補正後	3,278,916	令和3年度	974,532
					令和4年度	2,304,384

## 第 3 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額 (千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	66,600
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金	768
		農業用排水路整備事業	8,100
		農村地域防災減災事業	1,700
		排水機等補修事業	28,350
9 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持事業	45,200
		道路整備事業	188,487
		中心市街地活性化整備事業	67,282

款	項	事業名	金額 (千円)
9 土木費	3 河川費	排水施設整備事業	17,571
	4 港湾海岸費	港湾海岸事業	13,600
	5 都市計画費	街路整備事業	19,000
11 教育費	5 社会教育費	観光文化会館施設維持管理経費	935

廃止

款	項	事業名	金額 (千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援事業	93,300

変更

款	項	事業名	区分	金額 (千円)
6 農林水産業費	1 農業費	排水機維持管理経費	補正前	21,750
			補正後	20,080
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	補正前	98,500
			補正後	105,210
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	補正前	99,266
			補正後	45,225

## 第 4 表 債務負担行為補正

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
いせファミリー・サポート・センター事業運営委託 (令和4年度債務負担行為)	自 令和4年度 至 令和7年度	30,942	自 令和4年度 至 令和7年度	30,606
一般廃棄物収集運搬業務委託(その1) (令和4年度債務負担行為)	自 令和4年度 至 令和7年度	83,410	自 令和4年度 至 令和7年度	62,557

## 第 5 表 地方債補正

追加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債	34,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内  (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 しの利率)	政府資金・特定資金、 地方公共団体金融機 構資金についてはそ の融通条件により、銀 行その他の場合には その債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。
一般補助施設 整備事業債	8,300			

廃止

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)
公共施設等適正管理推進事業債	48,300



変更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
公共事業等債	715,400	626,100
公営住宅整備事業債	40,600	35,700
学校教育施設等整備事業債	40,200	61,700
社会福祉施設整備事業債	36,100	262,700
一般単独事業債	584,400	313,400
地域活性化事業債	107,400	92,200
防災対策事業債	12,000	11,300
地方道路等整備事業債	317,200	236,000
緊急防災・減災事業債	3,087,200	2,991,000
緊急自然災害防止対策事業債	504,900	573,200
緊急浚渫推進事業債	25,500	28,600
水道事業出資債	67,200	66,600
災害復旧事業債	34,300	17,500
臨時財政対策債	900,000	569,900

## 令和4年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、216,190千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,592,848千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,195,232	△121,381	2,073,851
	1 国民健康保険料	2,195,232	△121,381	2,073,851
2 国民健康保険税		4	△2	2
	1 国民健康保険税	4	△2	2
3 県支出金		9,432,230	△75,263	9,356,967
	1 県補助金	9,432,230	△75,263	9,356,967
5 繰入金		1,114,363	△15,606	1,098,757
	1 他会計繰入金	914,363	△15,606	898,757
7 諸収入		35,508	△4,000	31,508
	3 雑入	15,022	△4,000	11,022
8 国庫支出金		0	62	62
	1 国庫補助金	0	62	62
歳入合計		12,809,038	△216,190	12,592,848

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		203,589	△4,265	199,324
	1 総務管理費	193,209	△4,042	189,167
	2 賦課徴収費	10,029	△223	9,806
2 保険給付費		9,184,334	△79,000	9,105,334
	1 療養諸費	7,940,930	△39,000	7,901,930
	2 高額療養費	1,196,010	△35,000	1,161,010
	4 出産育児諸費	30,240	△5,000	25,240
3 国民健康保険事業 費納付金		3,182,402	△152,226	3,030,176
	1 医療給付費分	2,168,978	△145,127	2,023,851
	3 介護納付金分	245,542	△7,099	238,443
4 保健事業費		191,835	△4,576	187,259
	1 特定健康診査等事 業費	166,716	△4,576	162,140
6 諸支出金		45,858	23,877	69,735
	1 償還金及び還付加 算金	45,068	△1,150	43,918
	2 基金積立金	790	25,027	25,817
歳 出 合 計		12,809,038	△216,190	12,592,848

## 令和4年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、50,796千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,395,282千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,403,839	△52,607	1,351,232
	1 後期高齢者医療保険料	1,403,839	△52,607	1,351,232
2 繰入金		1,938,326	△30,859	1,907,467
	1 一般会計繰入金	1,938,326	△30,859	1,907,467
3 繰越金		10	51,690	51,700
	1 繰越金	10	51,690	51,700
4 諸収入		2,311	82,572	84,883
	1 延滞金、加算金及び過料	1	90	91
	2 雑入	2,310	82,482	84,792
歳入合計		3,344,486	50,796	3,395,282



## 令和4年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、156,479千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14,751,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,772,033	43,791	2,815,824
	1 介護保険料	2,772,033	43,791	2,815,824
2 国庫支出金		3,624,658	△239,164	3,385,494
	1 国庫負担金	2,790,123	△226,922	2,563,201
	2 国庫補助金	834,535	△12,242	822,293
3 支払基金交付金		3,846,280	△218,426	3,627,854
	1 支払基金交付金	3,846,280	△218,426	3,627,854
4 県支出金		1,792,072	240,333	2,032,405
	1 県負担金	1,743,826	244,626	1,988,452
	2 県補助金	48,246	△4,293	43,953
5 財産収入		500	△86	414
	1 財産運用収入	500	△86	414
6 繰入金		2,657,094	△408,139	2,248,955
	1 一般会計繰入金	2,289,992	△41,037	2,248,955
	2 基金繰入金	367,102	△367,102	0
7 繰越金		215,509	424,291	639,800
	1 繰越金	215,509	424,291	639,800
8 諸収入		5	921	926
	1 延滞金、加算金及び過料	1	438	439
	2 預金利子	1	9	10
	3 雑入	3	474	477
歳入合計		14,908,151	△156,479	14,751,672

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		285,939	△11,079	274,860
	1 総務管理費	206,331	△319	206,012
	2 徴収費	13,196	△500	12,696
	3 介護認定諸費	66,412	△10,260	56,152
2 保険給付費		13,950,615	△221,216	13,729,399
	1 介護サービス等諸費	13,950,615	△221,216	13,729,399
3 地域支援事業費		377,756	△37,404	340,352
	1 地域支援事業費	377,756	△37,404	340,352
4 基金積立金		500	108,825	109,325
	1 基金積立金	500	108,825	109,325
6 諸支出金		291,941	4,395	296,336
	2 繰出金	63,332	4,395	67,727
歳 出 合 計		14,908,151	△156,479	14,751,672

## 令和4年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計 補正予算(第1号)

令和4年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、29,536千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、32,770千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		2,328	△56	2,272
	1 事業収入	2,328	△56	2,272
2 県支出金		628	△12	616
	1 県補助金	628	△12	616
3 財産収入		18	△2	16
	1 財産運用収入	18	△2	16
4 繰入金		259	29,478	29,737
	1 基金繰入金	259	29,478	29,737
5 繰越金		1	128	129
	1 繰越金	1	128	129
歳入合計		3,234	29,536	32,770

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		2,898	29,536	32,434
	1 総務管理費	2,898	29,536	32,434
合 計		3,234	29,536	32,770

## 令和4年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第2号）

令和4年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、21,631千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、511,352千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		469,010	36,838	505,848
	1 事業収入	469,010	36,838	505,848
2 財産収入		165	△46	119
	1 財産運用収入	165	△46	119
3 繰入金		62,230	△62,230	0
	1 基金繰入金	62,230	△62,230	0
4 繰越金		1,577	3,808	5,385
	1 繰越金	1,577	3,808	5,385
5 諸収入		1	△1	0
	1 雑入	1	△1	0
歳入合計		532,983	△21,631	511,352





## 令和4年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和4年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、206,110千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、245,960千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		68,542	△4,544	63,998
	1 財産運用収入	3,537	△318	3,219
	2 財産売却収入	65,005	△4,226	60,779
2 繰入金		383,526	△202,051	181,475
	1 基金繰入金	383,526	△202,051	181,475
3 繰越金		1	485	486
	1 繰越金	1	485	486
歳入合計		452,070	△206,110	245,960

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 用地取得事業費		452,070	△206,110	245,960
	1 管理費	68,544	△4,059	64,485
	2 事業費	383,526	△202,051	181,475
合 計		452,070	△206,110	245,960

令和4年度伊勢市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和4年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項	目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	87,314人	△ 7,311人	80,003人
	健診・ドック	14,554人	370人	14,924人
(3) 1日平均患者数	入院	239人	△ 20人	219人
	健診・ドック	50人	1人	51人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	8,122,067	507,880	8,629,947
第1項	医療収益	6,286,198	△ 62,286	6,223,912
第2項	健診収益	357,015	14,741	371,756
第3項	医療外収益	1,478,754	555,425	2,034,179

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,532,300	124,431	8,656,731
第1項	医療費用	8,164,718	98,870	8,263,588
第2項	健診費用	213,088	9,902	222,990
第3項	医療外費用	153,394	15,659	169,053

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 418,096千円は、当年度分損益勘定留保資金等 418,096千円で補填するものとする。）

(単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	561,664	15,476	577,140
第3項	寄附金	3,000	14,066	17,066
第5項	投資償還金	2,250	1,360	3,610
第6項	固定資産売却代金	0	50	50

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	963,362	31,874	995,236
第4項	基金積立金	47,370	31,874	79,244

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	4,431,391	39,678	4,471,069

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第11条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
	たな卸資産購入限度額	1,480,600	80,010	1,560,610

令和4年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	58,060 戸	△137 戸	57,923 戸
(2) 総 給 水 量	16,665 千m <sup>3</sup>	△835 千m <sup>3</sup>	15,830 千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	45,658 m <sup>3</sup>	△2,288 m <sup>3</sup>	43,370 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業の概要 イ 送配水管・施設新設及び更新事業 ウ 老朽管更新事業	927,448 千円 604,159 千円	△10,900 千円 △51,520 千円	916,548 千円 552,639 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 水道事業収益	2,785,350	△29,605		2,755,745
第1項 営業収益	2,481,197	△17,112		2,464,085
第2項 営業外収益	304,153	△12,493		291,660

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 水道事業費用	2,511,646	△28,949		2,482,697
第1項 営業費用	2,379,535	△28,949		2,350,586

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,203,814千円」を「1,144,485千円」に改める。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	822,919	△11,163	811,756
第2項	負担金	179,770	△15,000	164,770
第4項	出資金	67,200	△600	66,600
第5項	補助金	45,000	4,437	49,437

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	2,026,733	△70,492	1,956,241
第1項	建設改良費	1,633,485	△62,805	1,570,680
第2項	償還金	393,248	△7,687	385,561

令和4年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排水戸数	27,232 戸	344 戸	27,576 戸
(2) 総排水量	7,120 千m <sup>3</sup>	27 千m <sup>3</sup>	7,147 千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	19,507 m <sup>3</sup>	74 m <sup>3</sup>	19,581 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 污水管渠敷設事業	2,478,993 千円	151 千円	2,479,144 千円
イ 污水管渠更新事業	91,000 千円	△2,500 千円	88,500 千円
エ 雨水管渠敷設事業	4,000 千円	△4,000 千円	0 千円
キ ポンプ場更新事業	300,796 千円	△10,000 千円	290,796 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入				
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業収益	4,055,400	87,324	4,142,724	
第1項 営業収益	1,531,727	△9,305	1,522,422	
第2項 営業外収益	2,523,673	3,553	2,527,226	
第3項 特別利益	0	93,076	93,076	

（単位 千円）

支 出				
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業費用	3,727,098	△17,599	3,709,499	
第1項 営業費用	3,255,139	△14,853	3,240,286	
第2項 営業外費用	461,959	△2,746	459,213	



(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,500,723千円」を「1,505,003千円」に改める。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	3,778,881	△63,681	3,715,200
第1項	企業債	2,222,600	△53,900	2,168,700
第2項	負担金	330,531	△6,731	323,800
第3項	国庫補助金	1,225,750	△3,050	1,222,700

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	5,279,604	△59,401	5,220,203
第1項	建設改良費	3,510,692	△59,401	3,451,291

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
流域関連公共下水道事業	1,652,900	1,641,900
流域下水道事業	269,700	226,800

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計から補助を受ける金額	355,598	20,483	376,081

## 令和4年度 伊勢市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度 伊勢市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、189,483千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、58,875,767千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。



2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		23,652,665	5,537	23,658,202
	2 老人福祉費	4,549,080	5,537	4,554,617
6 農林水産業費		1,000,065	72,962	1,073,027
	1 農業費	800,026	72,962	872,988
9 土木費		6,106,801	78,304	6,185,105
	1 土木管理費	303,695	78,304	381,999
	2 道路橋梁費	1,684,192	0	1,684,192
11 教育費		6,385,150	32,680	6,417,830
	6 保健体育費	969,523	32,680	1,002,203
歳 出 合 計		58,686,284	189,483	58,875,767

第 2 表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額(千円)
3 民生費	2 老人福祉費	老人福祉施設等整備事業 補助金	5,537
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業補助金	1,800
9 土木費	1 土木管理費	地籍調査事業	78,304
11 教育費	6 保健体育費	学校保健特別対策事業	32,680

変更

款	項	事業名	区分	金額(千円)		
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金	補正前	768		
			補正後	19,530		
		農業用排水路整備事業	補正前	8,100		
			補正後	40,100		
		農村地域防災減災事業	補正前	1,700		
			補正後	7,700		
		排水機維持管理経費 (機能更新)	補正前	67,527		
			補正後	83,727		
		9 土木費	5 都市計画費	街路整備事業	補正前	19,000
					補正後	23,888

### 第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
南勢地域医療学寄附研究部門設置事業	自 令和4年度 至 令和6年度	19,000

### 第 4 表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
公 共 事 業 等 債	626,100	642,700
防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	34,400	68,600
緊急自然災害防止対策事業債	573,200	593,100

令和4年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
オ 雨水管渠更新事業	10,000 千円	62,200 千円	72,200 千円
キ ポンプ場更新事業	290,796 千円	16,000 千円	306,796 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的収入	3,715,200	78,200	3,793,400	
第1項 企業債	2,168,700	39,100	2,207,800	
第3項 国庫補助金	1,222,700	39,100	1,261,800	

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的支出	5,220,203	78,200	5,298,403	
第1項 建設改良費	3,451,291	78,200	3,529,491	

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
流域関連公共下水道事業	1,641,900	1,681,000



## 令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、784,621千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、53,158,121千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		21,495,396	2,275	21,497,671
	3 児童福祉費	7,779,937	2,275	7,782,212
4 衛生費		5,567,553	782,346	6,349,899
	1 保健衛生費	3,512,535	782,346	4,294,881
歳出合計		52,373,500	784,621	53,158,121

伊勢市告示第 22 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
鹿海 24-16 号 線	鹿海町字西岡 1504 番 26 地先		
	鹿海町字西岡 1504 番 28 地先		

伊勢市告示第 23 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
光の街令 4 - 10 号 線	二見町光の街字豆石山 986 番 8 地先		
	二見町光の街字五峯山 684 番 7 地先		
新村令 4 - 11 号線	小俣町新村 333 番 4 地先		
	小俣町新村 361 番 1 地先		
鹿海令 4 - 12 号線	鹿海町字西岡 1504 番 3 地先		
	鹿海町字西岡 1504 番 51 地先		
鹿海令 4 - 13 号線	鹿海町字西岡 1504 番 35 地内		
	鹿海町字西岡 1523 番 3 地先		
鹿海令 4 - 14 号線	鹿海町字西岡 1504 番 48 地先		
	鹿海町字西岡 1522 番地先		
野村令 4 - 15 号線	野村町字里前 5583 番 4 地内		
	野村町字里前 5583 番 5 地先		

湯田令 4 - 16 号線	小俣町湯田 663 番 4 地内		
	小俣町湯田 663 番 1 地先		
倭令 4 - 17 号線	倭町字米野 113 番 1 地先		
	倭町字米野 96 番 3 地先		

伊勢市告示第 24 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	光の街令 4-10 号線	6.0~15.7	865.0
市道	新村令 4-11 号線	6.0~6.4	59.7
市道	鹿海令 4-12 号線	6.0~13.0	105.3
市道	鹿海令 4-13 号線	6.0~13.2	28.8
市道	鹿海令 4-14 号線	6.0~9.6	41.8
市道	野村令 4-15 号線	6.0~9.6	24.7
市道	湯田令 4-16 号線	6.0~13.0	59.6
市道	倭令 4-17 号線	3.7~8.0	133.0

伊勢市告示第 25 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
光の街令 4 - 10 号線	二見町光の街字豆石山 986 番 8 地先 二見町光の街字五峯山 684 番 7 地先	令和 5 年 3 月 28 日
新村令 4 - 11 号線	小俣町新村 333 番 4 地先 小俣町新村 361 番 1 地先	令和 5 年 3 月 28 日
鹿海令 4 - 12 号線	鹿海町字西岡 1504 番 3 地先 鹿海町字西岡 1504 番 51 地先	令和 5 年 3 月 28 日
鹿海令 4 - 13 号線	鹿海町字西岡 1504 番 35 地内 鹿海町字西岡 1523 番 3 地先	令和 5 年 3 月 28 日
鹿海令 4 - 14 号線	鹿海町字西岡 1504 番 48 地先 鹿海町字西岡 1522 番地先	令和 5 年 3 月 28 日
野村令 4 - 15 号線	野村町字里前 5583 番 4 地内 野村町字里前 5583 番 5 地先	令和 5 年 3 月 28 日
湯田令 4 - 16 号線	小俣町湯田 663 番 4 地内 小俣町湯田 663 番 1 地先	令和 5 年 3 月 28 日



倭令 4 - 17 号線	倭町字米野 113 番 1 地先 倭町字米野 96 番 3 地先	令和 5 年 3 月 28 日
--------------	-------------------------------------	-----------------

伊勢市告示第 26 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により  
告示します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	森 井 孝
	伊勢市柏町 529 番地
変更後	川 村 進
	伊勢市柏町 584 番地

伊勢市告示第 27 号

平成 30 年 3 月 14 日伊勢市告示第 20 号（住宅使用料、道路占用料等及び墓地管理手数料の収納の事務の委託について）の一部を次のように変更します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

第 2 項中「専務取締役執行役員事業本部長 松浦 陽司」を「取締役執行役員事業部長 辻本 治」に改める。

第 3 項中「平成 36 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

伊勢市告示第 28 号

平成 30 年 3 月 14 日伊勢市告示第 21 号（市税の収納の事務の委託について）の一部を次のように変更します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

第 1 項中「専務取締役執行役員事業本部長 松浦 陽司」を「取締役執行役員事業部長 辻本 治」に改める。

第 2 項中「平成 36 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

伊勢市告示第 29 号

平成 30 年 3 月 14 日伊勢市告示第 22 号（後期高齢者医療保険料の収納の事務の委託について）の一部を次のように変更します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

第 1 項中「専務取締役執行役員事業本部長 松浦 陽司」を「取締役執行役員事業部長 辻本 治」に改める。

第 2 項中「平成 36 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

伊勢市告示第 30 号

平成 30 年 3 月 14 日伊勢市告示第 23 号（国民健康保険料の収納の事務の委託について）の一部を次のように変更します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

第 1 項中「専務取締役執行役員事業本部長 松浦 陽司」を「取締役執行役員事業部長 辻本 治」に改める。

第 2 項中「平成 36 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

伊勢市告示第 31 号

平成 30 年 3 月 14 日伊勢市告示第 24 号（介護保険料の収納の事務の委託について）の一部を次のように変更します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

第 1 項中「専務取締役執行役員事業本部長 松浦 陽司」を「取締役執行役員事業部長 辻本 治」に改める。

第 2 項中「平成 36 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

伊勢市告示第 32 号

平成 30 年 3 月 14 日伊勢市告示第 19 号（保育所保育料及び認定こども園保育料の収納の事務の委託について）の一部を次のように変更します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

第 1 項中「専務取締役執行役員事業本部長 松浦 陽司」を「取締役執行役員事業部長 辻本 治」に改める。

第 2 項中「平成 36 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。



伊勢市告示第 33 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市営墓地の墓地管理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

株式会社 電算システム

取締役執行役員事業部長 辻本 治

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 34 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 委託した収納の事務

- (1) 都市整備部維持課所管の伊勢市財産条例（平成 17 年伊勢市条例第 58 号）第 9 条に規定する使用料の収納の事務
- (2) 伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例 159 号）第 9 条に規定する使用料の収納の事務
- (3) 道路占用料の収納の事務
- (4) 伊勢市準用河川の流水占用料等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例 156 号）第 2 条に規定する流水占用料等の収納の事務
- (5) 伊勢市法定外公共物の管理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 62 号）第 8 条に規定する占用料の収納の事務

### 2 収納の事務の委託を受けた者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

株式会社 電算システム

取締役執行役員事業部長 辻本 治

### 3 委託期間

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで

## 伊勢市告示第 35 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市営住宅、伊勢市特定公共賃貸住宅及び伊勢市小集落改良住宅の住宅使用料等の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 収納の事務の委託を受けた者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

株式会社 電算システム

専務取締役執行役員事業本部長 辻本 治

### 2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 36 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市税の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 6 項において準用する同令第 158 条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

株式会社 電算システム

取締役執行役員事業部長 辻本 治

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 37 号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 114 条の規定に基づき、後期高齢者医療保険料の収納の事務を次のとおり委託したので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 33 条第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

株式会社 電算システム

取締役執行役事業部長 辻本 治

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 38 号

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2 の規定に基づき、国民健康保険料の収納の事務を次のとおり委託したので、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 23 第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

株式会社 電算システム

取締役執行役員事業部長 辻本 治

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 39 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 144 条の 2 の規定に基づき、介護保険料の収納の事務を次のとおり委託したので、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 45 条の 7 第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

株式会社 電算システム

取締役執行役員事業部長 辻本 治

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで



伊勢市告示第 40 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 3 項の規定に基づき、  
保育所保育料及び認定こども園保育料の収納の事務を次のとおり委託した  
ので、児童福祉法施行令（昭和 23 年法律第 74 号）第 44 条第 1 項の規定  
により告示します。

令和 5 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

株式会社 電算システム

取締役執行役員事業部長 辻本 治

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、伊勢市倉田山公園野球場及び伊勢フットボールヴィレッジの施設及び附属設備等の使用料の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により、次のように告示します。

令和 5 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

PayPay 株式会社

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 指定をした日

令和 5 年 3 月 13 日

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第42号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

令和5年3月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業計画が定められた年月日  
令和5年3月1日
- 2 調査を実施する者の名称  
伊勢市
- 3 調査地域  
河崎2、河崎3、古市、久世戸、尾上、倭町、神久1、神久2、神久3②及び神久5
- 4 調査期間  
令和5年3月30日から令和6年3月29日まで

## 伊勢市告示第 43 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社アイモバイル及び東急株式会社が提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付されるクレジットカード経由の寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 5 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
株式会社 D G フィナンシャルテクノロジー  
東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5 番 7 号
- 2 指定をした日  
令和 5 年 3 月 10 日
- 3 指定期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 44 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹が提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 5 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
GMO ペイメントゲートウェイ株式会社  
東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 2 番 3 号
- 2 指定をした日  
令和 5 年 3 月 10 日
- 3 指定期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 45 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社さとふる及び株式会社アイモバイルが提供するさとふる納税ポータルサイトを利用して納付される PayPay 決済経由の寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 5 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
PayPay 株式会社  
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定をした日  
令和 5 年 3 月 17 日
- 3 指定期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 46 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社さとふるが提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 5 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
S B ペイメントサービス株式会社  
東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号
- 2 指定をした日  
令和 5 年 3 月 17 日
- 3 指定期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 47 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社アイモバイルが提供するポータルサイトを利用して納付される寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 5 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号 N. E. S ビルN棟 2 階

### 2 指定をした日

令和 5 年 3 月 16 日

### 3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで



## 伊勢市告示第 48 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社トラストバンクが提供するポータルサイト及び連携するパートナーサイトを利用して納付されるマルチペイメント経由の寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 5 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷 2 丁目 24 番 12 号
- 2 指定をした日  
令和 5 年 3 月 15 日
- 3 指定期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 49 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、楽天グループ株式会社が提供するポータルサイトを利用して納付される寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 5 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
楽天グループ株式会社  
東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号 楽天クリームゾンハウス
- 2 指定をした日  
令和 5 年 3 月 10 日
- 3 指定期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 50 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、東急株式会社が提供するポータルサイトを利用して納付される TOKYU POINT を利用した寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 5 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
東急株式会社  
東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
- 2 指定をした日  
令和 5 年 3 月 13 日
- 3 指定期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 51 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社トラストバンクが提供するポータルサイトを利用して納付されるクレジットカード経由の寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 5 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
株式会社百五カード  
津市栄町 3 丁目 123 番地 1 栄町ビル 5 階
- 2 指定をした日  
令和 5 年 3 月 10 日
- 3 指定期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 52 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占有を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
市 道	勢田 5 号線	伊勢市勢田町地内
市 道	御菌 4 号線	伊勢市御菌町長屋地内
市 道	上ノ社船江線	伊勢市船江 1 丁目地内
市 道	日赤東紡線	伊勢市船江 1 丁目地内
市 道	秋葉山高向線	伊勢市中島 2 丁目地内
市 道	岡本吹上線	伊勢市吹上 2 丁目から 伊勢市岩淵 2 丁目まで
市 道	楠部 27 号線	伊勢市楠部町から 伊勢市神田久志本町まで

## 2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有制限の開始日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該路線の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占有制限の理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占有制限の開始日

令和5年4月1日

## 伊勢市告示第 53 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、令和 5 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 縦覧期間

令和 5 年 4 月 3 日（月曜日）から 5 月 1 日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。

### 2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第 54 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、令和 5 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一



伊勢市告示第 55 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 216 号）第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 令和4年度 伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年伊勢市条例第216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

※なお、国・類似団体等の比較資料が提供されていませんので、現在は空白になっております。資料が提供され次第、掲載いたします。

### ○伊勢市の給与・定員管理等について

#### 1 総括

##### (1) 人件費の状況（一般会計決算）

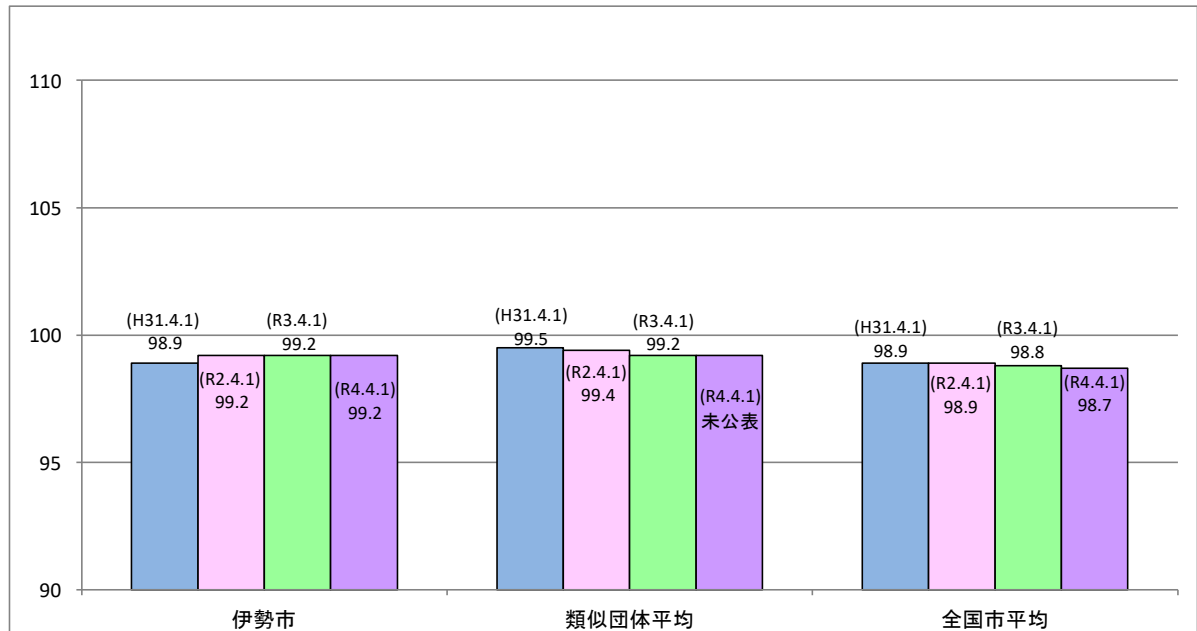
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度人件費率
3年度	人 123,189	千円 58,658,522	千円 516,172	千円 10,073,678	% 17.2	% 14.4

##### (2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 1,009	千円 3,728,613	千円 742,965	千円 1,502,383	千円 5,973,961	千円 5,921	

- (注) 1 職員手当には、退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。  
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含みません。  
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

##### (3) ラスパイレス指数の状況（令和4年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。  
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	42.6 歳	324,300 円	386,001 円	346,340 円
三重県	44.0 歳	333,355 円	429,844 円	—
国	歳	円	—	円
類似団体	歳	円	円	円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	48.7歳	90人	310,900円	335,093円	320,698円
うち用務員	55.8歳	10人	341,500円	356,050円	350,260円
うち清掃職員	51.3歳	22人	327,400円	365,004円	338,991円
うち学校給食調理員	45.7歳	24人	290,000円	309,051円	300,121円
国				—	
類似団体					

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。  
 3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	188,700 円	189,200 円	182,200 円
	高校卒	160,100 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	157,400 円	－ 円	－ 円
消 防 職	大学卒	201,200 円	－ 円	－ 円
	高校卒	171,700 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

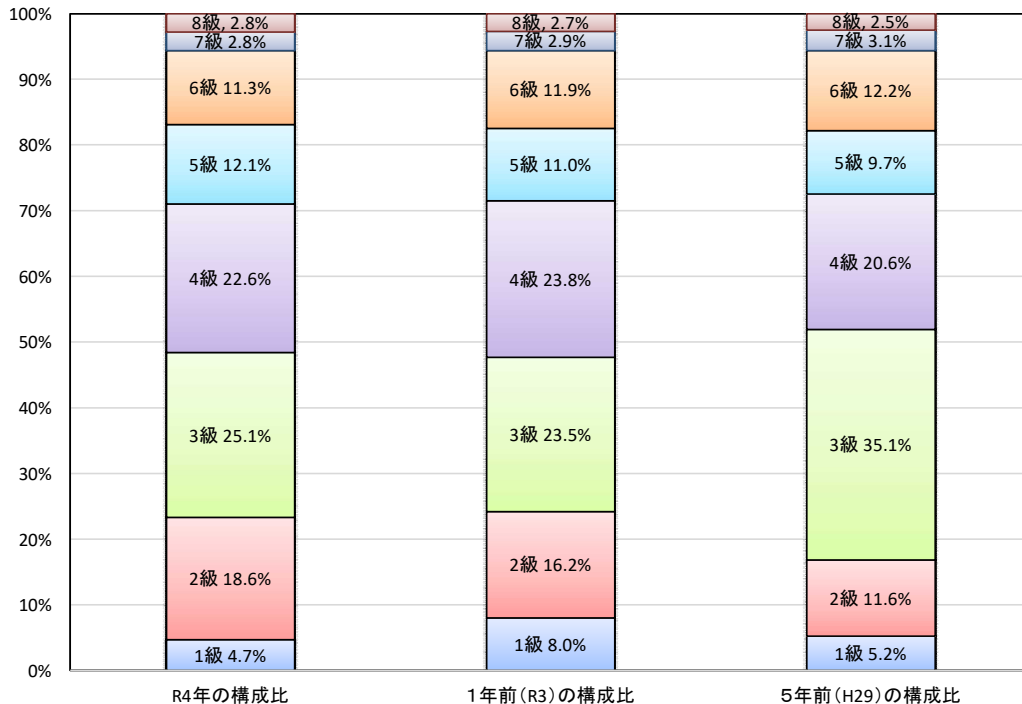
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	253,433 円	288,340 円	344,541 円
	高校卒	239,200 円	257,700 円	329,300 円
技能労務職	高校卒	226,800 円	245,000 円	301,900 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

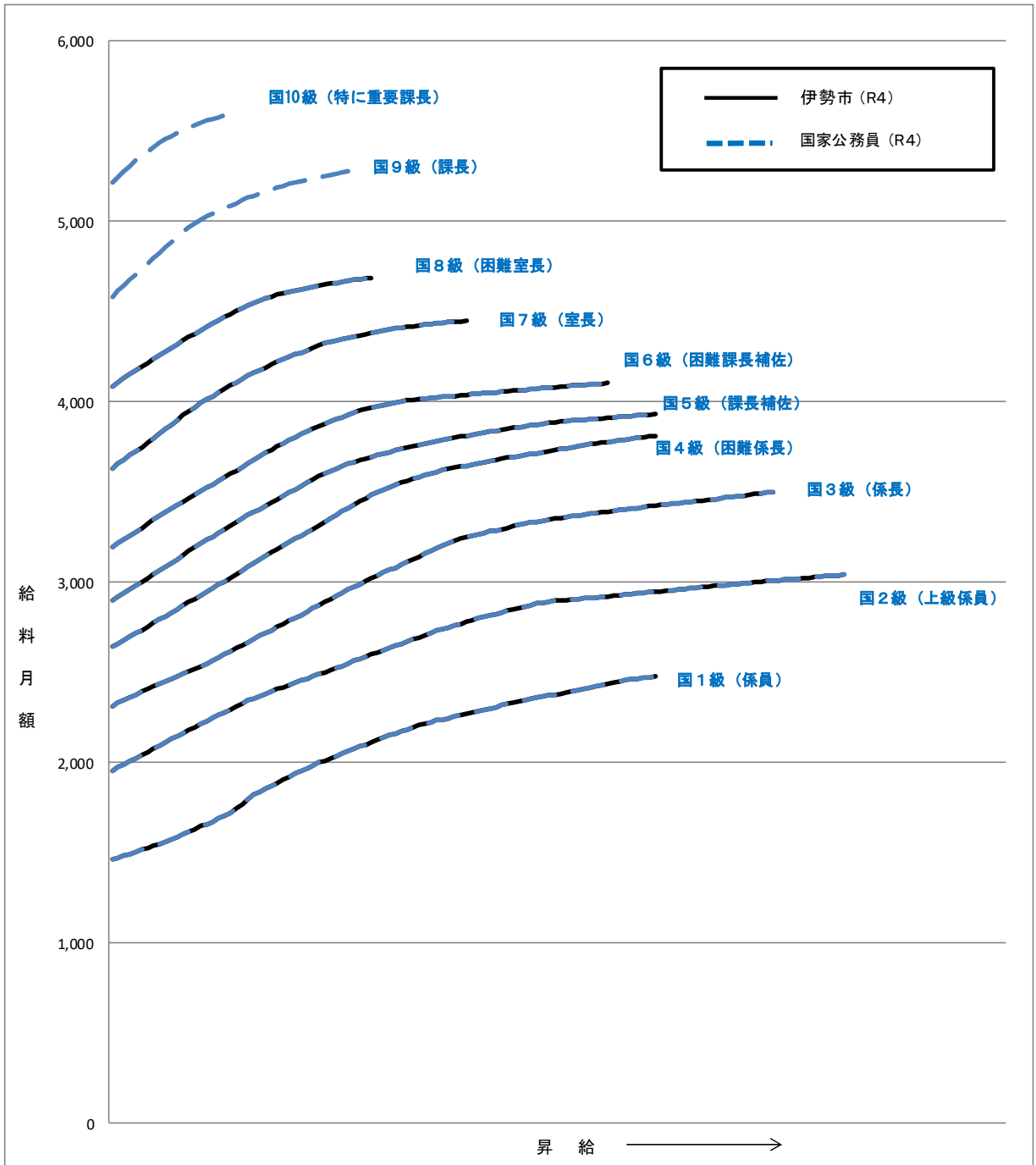
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職 員	23 人	4.7 %
2 級	職 員	92 人	18.6 %
3 級	主 事	124 人	25.1 %
4 級	係 長	112 人	22.6 %
5 級	課長補佐	60 人	12.1 %
6 級	課 長	56 人	11.3 %
7 級	次 長	14 人	2.8 %
8 級	部 長	14 人	2.8 %
合 計		495 人	100.0 %

- (注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

R3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(一般会計)

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,490 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,619 千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.35 ) 月分 ( 0.90 ) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.35 ) 月分 ( 0.90 ) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.35 ) 月分 ( 0.90 ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				○
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

伊勢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合等) 7,780 千円					
(定年・応募認定) 21,059 千円					

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。  
2 1人当たりの平均支給額については令和3年度の状況を掲載しています。

(3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		3,502 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		318 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
一級地(東京都特別区)	20 %	3 人	20 %
四級地(鈴鹿市)	12 %	1 人	12 %
六級地(三重県津市)	6 %	7 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)	26,229 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	38,800 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	32.7 %		
手当の種類(手当数)	9種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	税務関係・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
こども発達支援施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・ごみ減量課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
	健康課職員	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある者の検体の採取に係る業務	日額 3,000円
	消防職員	新型コロナウイルス感染症の患者の移送業務	日額 3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあつては、日額 4,000円。
	全職員	職員等に新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたとき、当該職員等が使用した庁舎等において、感染防止衣を着用して行う消毒業務	日額 3,000円
危険業務従事手当	維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00~5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
		新型コロナウイルス感染症の患者等の救急搬送業務を行った場合	日額 3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあつては、日額 4,000円。
災害時出動手当	全職員	災害時の招集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の招集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者搜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	329,123 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	373 千円
支給実績(令和2年度決算)	259,285 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	294 千円

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子 10,000円</li> <li>・子以外 6,500円</li> <li>(ただし、一般職給料表8級職員及び医療職給料表4級以上職員は3,500円)</li> <li>・16～22歳の子に対し 5,000円加算</li> </ul>	同じ		116,055 千円	255,067 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎借家・借間</li> <li>・家賃12,000円以下 支給無し</li> <li>・12,001円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円)</li> <li>・23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) ×1/2+11,000円</li> <li>・55,000円以上 支給額 27,000円</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象となる家賃の下限 12,000円 (国 16,000円)</li> <li>・手当の上限 7,000円 (国 28,000円)</li> </ul>	48,483 千円	303,016 円
通勤手当	<p>公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)</p> <p>交通用具(自転車等) 利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2km未満 支給無し</li> <li>2～3km未満 2,500円</li> <li>3～4km未満 3,500円</li> <li>4～5km未満 4,300円</li> <li>5～6km未満 4,600円</li> <li>6～7km未満 4,900円</li> <li>7～8km未満 5,200円</li> <li>8～10km未満 5,500円</li> <li>10～15km未満 7,600円</li> <li>15～20km未満 9,000円</li> <li>20～25km未満 10,400円</li> <li>25～30km未満 11,800円</li> <li>30～35km未満 13,200円</li> <li>35～40km未満 14,600円</li> <li>40～45km未満 15,900円</li> <li>45～50km未満 17,700円</li> <li>50～55km未満 19,500円</li> <li>55～60km未満 21,300円</li> <li>60km以上 23,100円</li> </ul>	異なる	<p>交通用具利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2km未満…支給無し</li> <li>2～5km未満 …2,000円</li> <li>5～10km未満 …4,200円</li> <li>10～15km未満 …7,100円</li> <li>15～20km未満 …10,000円</li> <li>20～25km未満 …12,900円</li> <li>25～30km未満 …15,800円</li> <li>30～35km未満 …18,700円</li> <li>35～40km未満 …21,600円</li> <li>40～45km未満 …24,400円</li> <li>45～50km未満 …26,200円</li> <li>50～55km未満 …28,000円</li> <li>55～60km未満 …29,800円</li> <li>60km以上…31,600円</li> </ul>	59,362 千円	73,016 円
休日給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ)</li> <li>・時間外勤務単価×135/100</li> </ul>	同じ		59,452 千円	447,007 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき</li> <li>・時間外勤務単価×25/100</li> </ul>	同じ		27,994 千円	180,606 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長 月額 69,000円</li> <li>・次長・参事 月額 55,000円</li> <li>・課長 月額 49,000円</li> <li>・副参事 月額 40,000円</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料月額に対する支給割合</li> <li>7級(伊勢部長級)</li> <li>・2種 88,500円</li> <li>・3種 77,400円</li> <li>・4種 66,400円</li> <li>6級(伊勢課長級)</li> <li>・3種 72,700円</li> <li>・4種 62,300円</li> <li>・5種 51,900円</li> </ul>	65,569 千円	612,795 円
管理職員特別勤務手当	<p>(管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課長職1回 7,000円</li> <li>・部長職1回 8,500円</li> </ul> <p>(管理職員が休祝日以外の日の深夜に災害等により勤務を命ぜられたとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課長職1回 3,500円</li> <li>・部長職1回 4,300円</li> </ul> <p>(6時間超の場合は150/100を乗じる)</p>	異なる	<p>(休祝日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1種 12,000円</li> <li>・2種 10,000円</li> <li>・3種 8,500円</li> <li>・4種 7,000円</li> <li>・5種 6,000円</li> </ul> <p>(休祝日以外の日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1種 6,000円</li> <li>・2種 5,000円</li> <li>・3種 4,300円</li> <li>・4種 3,500円</li> <li>・5種 3,000円</li> </ul> <p>(6時間を超えた場合は150/100を乗じる)</p>	7,196 千円	67,248 円



## 5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,006,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	780,000 円	円/	円
	教 育 長	678,000 円	円/	円
報 酬	議 長	564,000 円	円/	円
	副 議 長	506,000 円	円/	円
	議 員	448,000 円	円/	円
期 末 手 当	市 長	(令和3年度支給割合)	4.30 月分	・役職加算 20%
	副 市 長		4.30 月分	・役職加算 20%
	教 育 長		4.30 月分	・役職加算 20%
	議 長	(令和3年度支給割合)	3.25 月分	・役職加算 20%
	副 議 長		3.25 月分	・役職加算 20%
	議 員		3.25 月分	・役職加算 20%
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(支給時期)	
	副 市 長	450/100×在職年数×給料月額	任期毎	
	教 育 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎	

## 6 職員数の状況

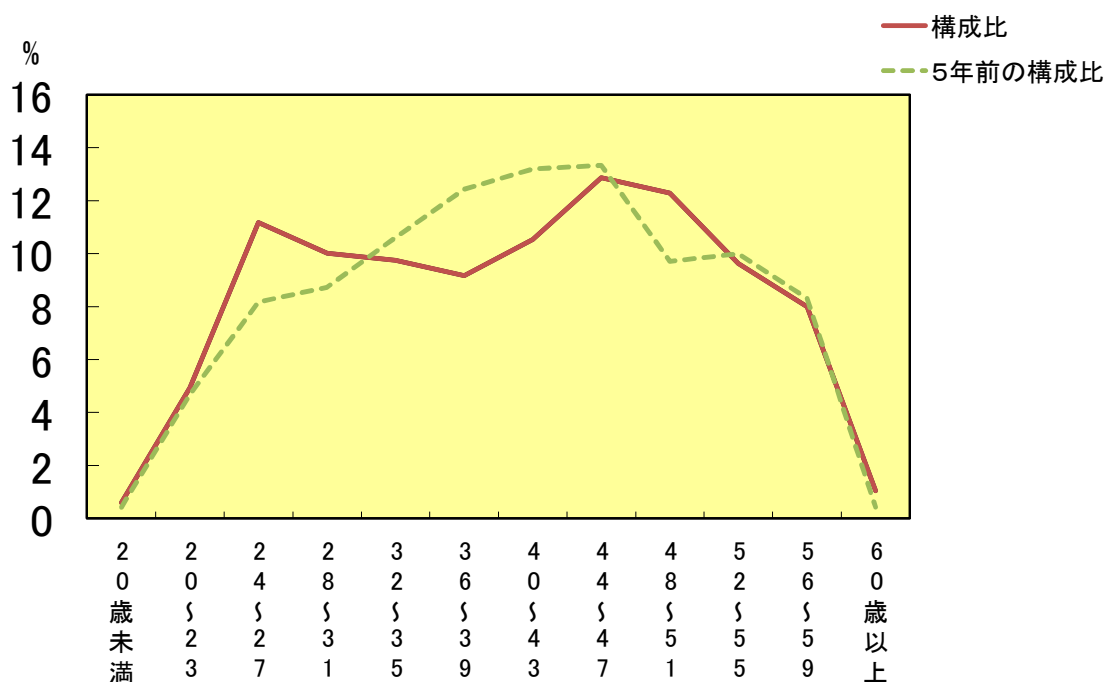
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和4年	令和3年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	・新型コロナウイルス対策による増 ・機構改革による減
	総 務	169	200	▲ 31	
	税 務	49	48	1	
	民 生	246	238	8	
	衛 生	75	72	3	
	労 働	2	2	0	
	農 林 水 産	23	23	0	
	商 工	29	27	2	
土 木	93	92	1		
	小 計	693	709	▲ 16	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.26人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 未公表)
特 別 行 部 政 門	教 育	105	101	4	
	消 防	199	199	0	
	小 計	304	300	4	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	433	435	▲ 2	・業務見直しによる減
	水 道	34	36	▲ 2	
	下 水 道	34	34	0	
	そ の 他	40	41	▲ 1	
	小 計	541	546	▲ 5	
合 計		1,538 [1,753]	1,555 [1,753]	▲ 17 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 124.85人

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の数を含めていません。  
2 [ ] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	9人	76人	172人	154人	150人	141人	162人	198人	189人	148人	123人	16人	1,538人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		666	689	691	705	709	693	27 (4.1%)
教育		101	104	110	111	101	105	4 (4.0%)
消防		196	200	200	199	199	199	3 (1.5%)
普通会計計		963	993	1,001	1,015	1,009	997	34 (3.5%)
公営企業等会計計		469	495	516	533	546	541	72 (15.4%)
総合計		1,432	1,488	1,517	1,548	1,555	1,538	106 (7.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	2,265,924	333,178	204,371	9.0	9.7

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費66,567千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
		千円	千円	千円	千円	千円	
3年度	41人	140,950	19,658	54,931	215,539	5,257	

(注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(水道事業)	40.9 歳	303,600 円	457,446 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村水道事業)	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)		伊 勢 市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(令和3年度)		1人当たり平均支給額(令和3年度)	
1,340 千円		1,490 千円	
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
計 2.40(1.35) 月分	1.90(0.90) 月分	計 2.40(1.35) 月分	1.90(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

##### イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)		
1人当たり平均支給 (自己都合等)		16,785千円	1人当たり平均支給 (自己都合等)		7,780千円
		(定年・応募認定 58,507千円)			(定年・応募認定 21,059千円)

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については令和3年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績(令和3年度決算)		1,216 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		35,765 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		82.9 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	7,433 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	201 千円
支給実績(令和2年度決算)	8,275 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	224 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	4,731 千円	220,047 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	1,326 千円	294,667 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	3,108 千円	82,880 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	1,812 千円	604,000 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	32 千円	16,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	3,426,922	298,196	185,366	5.4	6.4

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費 108,467千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
3年度	41人	138,788	21,041	52,981	212,810	5,190

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

- (注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。  
 2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。  
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(下水道事業)	42.2 歳	327,577 円	504,748 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村下水道事業)	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)		伊 勢 市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,292 千円		1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,490 千円	
(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 計 2.40(1.35) 月分 1.90(0.90) 月分		(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 計 2.40(1.35) 月分 1.90(0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(全体)			
(支給率)	自己都合		勸奨・定年	(支給率)	自己都合		勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)				その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			
1人当たり平均支給 (自己都合等)		707千円		1人当たり平均支給 (自己都合等)		7,780千円	
		(定年・応募認定 25,179千円)				(定年・応募認定 21,059千円)	

- (注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。  
 2 1人当たりの平均支給額については令和3年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績(令和3年度決算)		10 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		1,700 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		14.6 %	
手当の種類(手当数)		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	停水処分に従事したとき	日額 400円
		庁外において、滞納整理事務に直接従事したとき	日額 400円
		メーターの検針及び集金業務に職員が直接従事したとき	日額 300円
		事業の用に供する土地若しくは建築物の取得等若しくはこれらに伴う物件の移転又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る当該土地若しくは建築物の所有者等又は被補償者等との交渉事務に従事したとき	日額 400円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事作業に従事したとき	一回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	交通の頻繁な道路上において交通を遮断することなく工事、点検、検査で管理者が職員の身体に危険と認めるものに従事したとき	日額 300円
		著しく作業困難な特殊現場(高所、深所、船上、特殊自動車等)において業務に従事したとき	日額 400円
		危険又は有害な薬剤又は機器の取扱いに専ら従事する職員	月額 2,500円
		職員が身体に危害を受けたとき	1件につき 3,000円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集若しくは運搬、溝渠の清掃又は汚土の運搬若しくは処分の作業に従事したとき	日額 500円
		下水道法の規定による立入検査に従事したとき	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	7,217 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	233 千円
支給実績(令和2年度決算)	8,423 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	263 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	5,636 千円	268,381 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	1,730 千円	230,667 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	3,447 千円	85,111 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	2,988 千円	597,600 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	9 千円	9,000 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	8,427,408	270,637	4,304,406	51.1	51.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	438人	1,551,190	777,350	629,911	2,958,451	6,754

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

- (注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。  
 2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。  
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市 (病院事業)	医 師	43.0 歳	559,906 円	1,334,725 円
	看護師	38.2 歳	290,880 円	450,291 円
	事務職	41.1 歳	323,330 円	556,498 円
事業者		63.0 歳		964,625 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(病院事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和3年度)				1人当たり平均支給額(令和3年度)			
1,430 千円				1,490 千円			
(令和3年度支給割合)				(令和3年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.40	月分	1.90	月分	2.40	月分	1.90	月分
計 (1.35)	月分	(0.90)	月分	計 (1.35)	月分	(0.90)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から経営推進部管理職員等を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

伊 勢 市(病院事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			(定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		667千円	1人当たり平均支給 (自己都合等)		7,780千円
(定年・応募認定)		7,918千円	(定年・応募認定)		21,059千円

- (注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。  
 2 1人当たりの平均支給額については令和3年度の状況を掲載しています。

ウ 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		50,041 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		1,042,521 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	16 %	48 人	0 %

エ 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		400,136 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		913,553 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		17種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師確保手当	医師及び歯科医師	医師及び歯科医師(研修医を除く。) 研修医	月額 200,000円 月額 100,000円
医師診療手当	医師及び歯科医師	院長 副院長 理事、医療部長、健診センター長、医療技術部長及び薬剤部長 科部長及び科副部長 医長及び医員 研修医	月額 170,000円 月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円 月額 30,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学の調査及び研究に従事する 医師及び歯科医師 医学の調査及び研究に従事する 研修医	月額 180,000円 月額 120,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、看護師及び准看護師	臨床検査、臨床工学、視能訓練、手術、人工透析業務に従事した場合	日額 400円
	助産師	助産師業務に従事した場合	日額 400円
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、一般技術員、栄養士、看護補助者及び調理師	病院業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、その他放射線業務に従事する職員	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師、准看護師及び看護補助者	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合 (午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 2,200円 深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満 勤務1回 3,300円 深夜の勤務時間が4時間以上 勤務1回 3,550円
待機手当	医師及び歯科医師	救急患者等に対処するため、自宅等で待機した場合	待機1回につき、3,000円。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める待機1回につき、10,000円 (1) 当該月に当番日(休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、地域内の病院群が共同連帯して輪番制方式により行う事業の実施日をいう。以下同じ。)の宿日直勤務が無い場合であつて、当番日に1月当たり3回以上待機したとき 3回目以降の当番日の待機 (2) 当該月に当番日の宿日直勤務が1回の場合であつて、当番日に1月当たり2回以上待機したとき 2回目以降の当番日の待機 (3) 当該月の当番日の宿日直勤務が2回以上の場合であつて、当番日に待機したとき 当番日の待機
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師		待機1回につき 1,200円



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	健診センター職員	土曜日に人間ドック業務に従事した場合	日額 300円
	看護部の職員	早番又は遅番勤務に従事した場合	
救急診療手当	医師	当直中に救急患者の診療に従事した場合	患者1人につき3,000円。ただし、研修医に医師にあつては、患者1人につき1,000円。
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事した場合	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円
防疫等作業手当	職員	新型コロナウイルス感染症に係る作業等に従事した場合	日額 3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあつては、日額 4,000円。
新型コロナワクチン集団接種業務従事手当	職員	職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に係る業務に従事した場合	日額 3,000円

#### オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	192,194 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	462 千円
支給実績(令和2年度決算)	199,553 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	486 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

#### カ その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			36,618 千円	269,250 円
住居手当	一般会計に同じ			32,581 千円	350,333 円
通勤手当	一般会計に同じ			22,837 千円	66,775 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・院長・副院長 146,400円</li> <li>・医師部長級 90,000円</li> <li>・その他管理職員 一般会計に同じ</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料月額に対する支給割合</li> <li>医療職俸給表(一) 5級(伊勢院長、副院長、医師部長級) <ul style="list-style-type: none"> <li>・1種 146,400円</li> </ul> </li> <li>行政職俸給表(一) 8級(伊勢市部長級) <ul style="list-style-type: none"> <li>・1種 117,100円</li> <li>・2種 94,000円</li> <li>・3種 82,200円</li> </ul> </li> <li>行政職俸給表(一) 7級(伊勢市次長級) <ul style="list-style-type: none"> <li>・2種 88,500円</li> <li>・3種 77,400円</li> <li>・4種 66,400円</li> </ul> </li> <li>行政職俸給表(一) 6級(伊勢市課長級) <ul style="list-style-type: none"> <li>・3種 72,700円</li> <li>・4種 62,300円</li> <li>・5種 51,900円</li> </ul> </li> </ul>	18,468 千円	839,455 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 1回 10,000円</li> <li>・その他管理職員 一般会計に同じ</li> </ul>	同じ		2,807 千円	127,591 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			29,698 千円	164,989 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 1回 平日21,000円 休日26,250円</li> <li>月3回以上31,500円</li> <li>・初期研修医 1回 21,000円</li> <li>・その他職員 1回 6,100円</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 1回 21,000円</li> <li>・その他病院職員 1回 6,100円</li> </ul>	21,732 千円	275,089 円

## ○ 職員の人事評価の状況

### (1) 職員の人事評価の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

## ○ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

### (2) 勤務時間休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）当たり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

## ○ 休業の状況

### (1) 育児休業の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	育児休業	部分休業
市長部局など	71	44
教 育	4	1
合 計	75	45

## ○ 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況（令和3年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局など	0	0	15	15
教 育	0	0	2	2
合 計	0	0	17	17

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

### (2) 懲戒処分の状況（令和3年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局など	0	0	0	0	0
教 育	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

## ○ 職員のサービスの状況

### サービスの概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

## ○ 退職管理の状況

### (1) 退職管理の概要

平成28年4月1日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなり、伊勢市においても退職管理の適正化を確保を図っています。

## ○ 職員の研修の状況

### (1) 研修実施状況（令和3年度）

#### ①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
管理職研修（部長級～課長級）	88	1
人事評価研修（課長補佐・係長級）	230	1
課題解決力向上研修	19	4
平成29年度新規採用職員研修（消防体験研修）	24	1
平成30年度新規採用職員研修（法制執務研修）	8	1
平成31年度新規採用職員研修（手話研修）	28	1
令和3年度新規採用職員研修（採用時研修）	31	1
令和3年度新規採用職員研修（公務員倫理研修）	47	1
令和3年度新規採用職員研修（総合案内研修）	24	1
ハラスメント防止研修	89	1
女性活躍推進研修	80	1
人材育成カレッジ	622	35
計	1,290	

#### ②派遣研修

派 遣 先	派遣人数
国際文化アカデミー	1
日本経営協会（NOMA）	21
市町総合事務組合	32
その他研修	5
合 計	59

## ○ 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (令和3年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等にかかる経費の一部を助成しています。	8,981千円

### (2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

## ○ 公平委員会の報告

### 公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。

②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（令和3年度実績）

業務の種類別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

## 伊勢市告示第 56 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市西豊浜町 141 番地 1

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

理事長 角前 明

### 2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 57 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市が設置した自転車等駐車場及び自転車等放置禁止区域に放置された自転車等の撤去、保管等に係る手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市御薊町長屋 1963 番地

株式会社エボリューション

代表取締役社長 山崎 元

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 伊勢市告示第 58 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次の施設に係る使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 収納の事務を委託した施設

- (1) 伊勢市市営庭球場
- (2) 伊勢市倉田山公園野球場
- (3) 伊勢フットボールヴィレッジ
- (4) 伊勢市御薊 B & G 海洋センター

### 2 収納事務の委託を受けた者

伊勢市西豊浜町 141 番地 1

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

理事長 角前 明

### 3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第3号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和5年3月16日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和5年3月22日（水）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第14号 奨学生の決定について
  - 議案第15号 令和5年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について
  - 議案第16号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則を廃止する規則の制定について
  - 議案第17号 第4次伊勢市子ども読書活動推進計画について



伊勢市選挙管理委員会告示第9号

令和5年4月9日執行予定の三重県議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を別紙のとおり設置しました。

令和5年3月30日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
進修	伊勢市宇治館町 1 8 3 - 1	駐車場(赤福)	1-1
進修	伊勢市宇治浦田 1 丁目 1	神宮祭主職舎前北側	1-2
進修	伊勢市宇治中之切町 3 9 - 1 地先	神宮会館東向かい側 国道 2 3 号線歩道	1-3
進修	伊勢市宇治浦田 1 丁目 1 0 - 2 5 地先	市営宇治第 4 駐車場西側	1-4
進修	伊勢市宇治浦田 2 丁目 1 6	市立進修小学校正門横フェンス	1-5
進修	伊勢市宇治浦田 3 丁目 2 0 - 1 9 地先	滝倉団地 北側公園	1-6
進修	伊勢市宇治浦田 3 丁目 2 1 - 1 5 地先	清原鋳金前主要地方道 伊勢磯部線ガードレール	1-7
高麗広	伊勢市宇治今在家町 6 2 6 地先	伊勢南勢線 永井橋付近	2-1
高麗広	伊勢市宇治今在家町 5 1 1	市立高麗広公民館入口	2-2
修道第 1	伊勢市桜木町 1 2 1	富樫公園 ※三交バス桜木町バス停付近	3-1
修道第 1	伊勢市桜木町 7 6 - 1 2	市営住宅旭ヶ台団地 旭ヶ台公園西側ガードレール	3-2
修道第 1	伊勢市中之町 6 3 - 3	古市参宮街道資料館付近 市道外宮内	3-3
修道第 1	伊勢市中之町 2 3 2 - 4 1	中之町公園	3-4
修道第 1	伊勢市中村町桜が丘 8 地先	市営住宅中村町団地 南西側ガードレール	3-5
修道第 1	伊勢市中村町桜が丘 1 0 0 - 5 0	桜ヶ丘公園南側	3-6
修道第 2	伊勢市楠部町 3 8 - 3	修道小学校付近 (徴古館方面)駐車場	4-1
修道第 2	伊勢市楠部町 4 8 - 2 2	市営庭球場駐車場フェンス	4-2
修道第 2	伊勢市勢田町 8 1 4 - 6 地先	(株)シモオカ設備向い側 市道古市岡本線ガードレール	4-3
修道第 2	伊勢市勢田町 9 1 2 - 1 0	船江山団地公園	4-4
修道第 2	伊勢市倭町 3 0 - 1 地先	天理教三重教務支庁前 御幸道路沿い	4-5

## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
明倫第1	伊勢市尾上町 1-30地先	橋詰公園	5-1
明倫第1	伊勢市岡本 1丁目12	岡本公園南向かい側市道岡本 岩渕1号線ガードレール	5-2
明倫第1	伊勢市岡本 1丁目3-3	百五銀行伊勢支店前植込み	5-3
明倫第1	伊勢市岡本 3丁目1	旧豊宮崎文庫跡東側	5-4
明倫第1	伊勢市岡本 3丁目3-17地先	三重近鉄タクシー(株)車庫北側	5-5
明倫第1	伊勢市藤里町 698-15地先	角前胃腸科医院東向かい側主要 地方道伊勢磯部線ガードレール	5-6
明倫第2	伊勢市岩渕 1丁目3-19	真珠会館前フェンス	6-1
明倫第2	伊勢市岩渕 1丁目7-29	伊勢市役所本庁舎前南側	6-2
明倫第2	伊勢市岩渕 1丁目13-15	伊勢市観光文化会館前東側	6-3
明倫第2	伊勢市岩渕 2丁目7-11地先	岩渕公園	6-4
明倫第2	伊勢市岩渕 3丁目3-30地先	錦水橋東詰交差点付近 御幸道路沿いフェンス	6-5
明倫第2	伊勢市吹上 1丁目11-34地先	JR参宮線吹上町踏切北側歩道	6-6
明倫第2	伊勢市岩渕 2丁目8-23地先	勢田川 桜橋西詰め南側 フェンス	6-7
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目2-13地先	中寺前公園東側	7-1
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目6-37	伊勢米穀企業組合倉庫南側	7-2
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目14-15地先	鶴辺公園西側	7-3
有緝第1	伊勢市河崎 1丁目4-35地先	旭公園北側	7-4
有緝第1	伊勢市河崎 3丁目16	勢田川 北新橋南詰め東側ガー ドレール	7-5
有緝第1	伊勢市河崎 3丁目3-26	河崎南側公民館前	7-6
有緝第2	伊勢市船江 2丁目3-2地先	有緝公園南側	8-1

## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
有緝第2	伊勢市船江 1丁目16-19	ビレッジハウス船江東側フェンス	8-2
有緝第2	伊勢市船江 2丁目12-5地先	築地公園西側	8-3
有緝第2	伊勢市船江 2丁目27-43	東邦ガス(株)伊勢サービスセンター横ガードレール	8-4
有緝第2	伊勢市船江 1丁目3-18地先	船江公園南側	8-5
有緝第2	伊勢市船江 1丁目11-12地先	社前公園東側	8-6
有緝第3	伊勢市船江 3丁目8-20地先	的場児童公園南東側	9-1
有緝第3	伊勢市船江 3丁目3-8地先	三交バス船江バス停付近県道宇治山田港停車場線ガードレール	9-2
有緝第3	伊勢市船江 3丁目11-6地先	新道公園東側	9-3
有緝第3	伊勢市船江 4丁目29-4地先	さつき公園南側	9-4
有緝第3	伊勢市船江 3丁目16-51地先	ぎゅーとらハイジー店南向かい側ガードレール	9-5
有緝第3	伊勢市船江 4丁目7-46地先	エバーグリーン船江公園南側フェンス沿い	9-6
厚生第1	伊勢市一之木 1丁目3-6地先	須原大社東側	10-1
厚生第1	伊勢市一之木 2丁目11-18地先	中央公園北側	10-2
厚生第1	伊勢市一之木 3丁目19-9	小西酒店北向かい側駐車場	10-3
厚生第1	伊勢市一之木 5丁目6-22地先	市道一之木ガードレール 桧尻川の橋南詰め	10-4
厚生第1	伊勢市一之木 5丁目5-3	市立厚生中学校運動場西側フェンス	10-5
厚生第1	伊勢市一之木 5丁目16-6地先	市道船江一之木線 河川沿いガードレール	10-6
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目2-7地先	JR・近鉄桜新道踏切主要地方道 鳥羽松阪線ガードレール	11-1
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目25-3地先	山本ビル北側駐車場	11-2
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目22-16地先	JR・近鉄桜新道踏切北口 市道北口線ガードレール	11-3

## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目26-26地先	立正佼成会伊勢支部南向かい側 市道北口線ガードレール	11-4
厚生第2	伊勢市宮後 2丁目11-22地先	宮後公園南側フェンス	11-5
厚生第3	伊勢市一志町 1-4	市立厚生小学校正門北側フェンス	12-1
厚生第3	伊勢市一志町 5-1地先	外宮北御門前広場前	12-2
厚生第3	伊勢市八日市場町 13-35	市立伊勢図書館前植込み	12-3
厚生第3	伊勢市大世古 1丁目10-30	大豊和紙工業(株)西側	12-4
厚生第3	伊勢市大世古 4丁目2-13地先	大世古公園南側	12-5
厚生第3	伊勢市曾祢 1丁目9-26	(株)音羽 駐車場西側フェンス	12-6
厚生第3	伊勢市曾祢 2丁目6-3地先	奥新町公園西側	12-7
早修	伊勢市曾祢 1丁目15-14地先	今之社公園北側	13-1
早修	伊勢市常磐 1丁目8-2地先	清之井公園西側	13-2
早修	伊勢市常磐 1丁目17-17	早修資源拠点ステーション前 ※JR山田上り駅前	13-3
早修	伊勢市常磐 3丁目8-8	市民武道館東側	13-4
早修	伊勢市浦口 1丁目11-9地先	出口公園東側	13-5
早修	伊勢市浦口 2丁目13-15地先	浦口公園西側	13-6
早修	伊勢市浦口 3丁目1-29	法住院かさもり稲荷西側フェンス	13-7
中島第1	伊勢市浦口 4丁目28-5	浦口団地フェンス	14-1
中島第1	伊勢市二俣 1丁目2	市立中島小学校 南側フェンス	14-2
中島第1	辻久留1丁目 15-24地先	秋葉山トンネル上フェンス	14-3
中島第1	伊勢市二俣 2丁目4-20地先	西口公園	14-4

## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
中島第1	伊勢市辻久留 2丁目8-7	勢田川浄化揚水機場フェンス ※三交バス 論出バス停付近	14-5
中島第2	伊勢市中島 1丁目3	出雲町自治会会所横駐車場 フェンス	15-1
中島第2	伊勢市中島 1丁目12	三交バス度会橋バス停東向かい 側市道浦口中島線ガードレール	15-2
中島第2	伊勢市中島 2丁目11	中部電力度会橋変電所南側市道 水路沿いガードレール	15-3
中島第2	伊勢市中島 2丁目6-6地先	小川公園東側	15-4
中島第2	伊勢市宮川 1丁目3-3地先	伊勢御薮高架橋下フェンス	15-5
中島第2	伊勢市宮川 1丁目13-18	千巻印刷産業(株) 駐車場向かい 側	15-6
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目6-13地先	博多ラーメン hiro 北側空地	16-1
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目4-37	清水バス停付近フェンス (株鈴木内装付近)	16-2
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目3-17地先	(株鈴木内装付近) 水路 市道宮川郷1号線ガードレール	16-3
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目12-72地先	三重済美学院駐車場 ※三交バス済美学院前	16-4
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目17-5	三重済美学院北東側フェンス	16-5
中島第3	伊勢市辻久留 3丁目20-13地先	三郷山上り口北側空地 ※市営住宅万所団地付近	16-6
中島第3	伊勢市辻久留町 545-165	辻久留台第3公園	16-7
神社	伊勢市神社港 294	市立旧神社小学校北側フェンス	17-1
神社	伊勢市竹ヶ鼻町 100	市立港中学西側フェンス	17-2
神社	伊勢市小木町 538	三交バス ララパークバス停横	17-3
神社	伊勢市小木町 225	小木町公民館南向かい側公園	17-4
神社	伊勢市馬瀬町 1202-9地先	市道神社馬瀬2号線ガードレール	17-5
神社	伊勢市下野町 726-3	下野町公民館前	17-6

## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
大湊	伊勢市大湊町 1 1 1 8 - 1 9 4	市立旧大湊小学校西側フェンス	18-1
大湊	伊勢市大湊町 1 0 6 - 2 地先	明神ポンプ場北側市道大湊15 - 1号線ガードレール	18-2
大湊	伊勢市大湊町 7 8 3 - 1 1	大湊町民会館前広場	18-3
大湊	伊勢市大湊町 6 5 6 - 2	(株) 鈴工前堀	18-4
大湊	伊勢市大湊町 4 1 3 - 2	三交バス西町バス停付細道(伊勢 湾方面)奥 畑	18-5
大湊	伊勢市大湊町 2 6 4 - 6 6 地先	市道大湊2号線水路沿いガード レール※大湊みどり苑入口付近	18-6
浜郷第1	伊勢市神久 1丁目5-5地先	寝起松公園内西側植込み	19-1
浜郷第1	伊勢市神田久志本町 1 4 3 6 - 1	旧伊勢市消防本部庁舎前	19-2
浜郷第1	伊勢市神久 2丁目7-15	日本通運(株)伊勢営業所 西側フェンス	19-3
浜郷第1	伊勢市神久 4丁目2-6地先	神久町バス停付近 三重県南部自 動車整備協同組合北側畑	19-4
浜郷第1	伊勢市神久 4丁目8-22地先	自性軒付近 水路横倉庫前空地	19-5
浜郷第1	伊勢市神久 3丁目6-15地先	神久町バス停付近伊勢二見線沿 い曲がり角 三角地空地	19-6
浜郷第1	伊勢市神久 6丁目5-8地先	麦酒蔵・二軒茶屋餅第二駐車場	19-7
浜郷第2	伊勢市黒瀬町 1 6 4 8	市立浜郷小学校西側フェンス	20-1
浜郷第2	伊勢市黒瀬町 1 7 1 8 - 4	黒瀬第1公園南側	20-2
浜郷第2	伊勢市田尻町 1 2 9 地先	勢田川 磯田建築前 勢田大橋北詰め東側	20-3
浜郷第2	伊勢市田尻町 1 7 9	牟山中臣神社前	20-4
浜郷第2	伊勢市通町 1 4 3 5	栄通神社前	20-5
浜郷第3	伊勢市一色町 1 2 9 9 - 1 8 地先	勢田川堤防沿い ※一色保育園付近	21-1
浜郷第3	伊勢市一色町 1 6 4 9 地先	勢田川堤防 一色町公民館案内掲示板付近	21-2

## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
浜郷第3	伊勢市一色町 1692-3地先	一色大橋東詰め県道宇治山田港 伊勢市停車場線ガードレール	21-3
浜郷第3	伊勢市一色町 1682	一色町公民館北側フェンス	21-4
浜郷第3	伊勢市一色町 1612	一色神社東側	21-5
宮本第1	伊勢市藤里町 582-1	ぎゅーとら藤里店 裏側方面柿畑東側	22-1
宮本第1	伊勢市藤里町 489-1	J A伊勢蓮台寺柿共同選果場前	22-2
宮本第1	伊勢市藤里町 145-2	ギャラリー大心館付近柿畑	22-3
宮本第1	伊勢市旭町 396-4	市道宮本1号線 新旭橋西詰め空地	22-4
宮本第1	伊勢市旭町 365-2	麵房柿右衛門南東側道路向かい 市道宮本1号線ガードレール	22-5
宮本第1	伊勢市旭町 53-1	旭団地付近 畑	22-6
宮本第1	伊勢市前山町 355-4	宮本地区コミュニティセンター 三角地	22-7
宮本第1	伊勢市藤里町 1-171	伊勢市上水道ふじが丘加圧 ポンプ場南側空地	22-8
宮本第1	伊勢市前山町 1365地先	オギケンホーム東側 市道宮本2号線沿い空地	22-9
宮本第2	伊勢市大倉町 1553-37	うぐいす台1号公園南東側フェ ンス	23-1
宮本第2	伊勢市大倉町 74-4	大倉バス停横 畑	23-2
宮本第2	伊勢市佐八町 2287	市立佐八小学校前フェンス	23-3
宮本第2	伊勢市佐八町 2129	佐八町公民館広場	23-4
宮本第2	伊勢市津村町 762-1	(株)林イマニティ向かい側 畑	23-5
宮本第2	伊勢市津村町 482	津村町公民館広場	23-6
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 5436	丁塚古墳北公園西側	24-1
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 1779	市立豊浜西小学校体育館 西側フェンス	24-2



## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 90	野依ふれあい公園入口付近	24-3
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 747-1	野依ふれあい公園付近 ブロック塀(有タクミ付近)	24-4
豊浜第1	伊勢市西豊浜町 6051	小川橋付近空地	24-5
豊浜第1	伊勢市植山町 486	植山町民会館南側フェンス	24-6
豊浜第1	伊勢市磯町 1033	磯町資源ごみステーション 西側空地	24-7
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 1949-11	東豊浜魚市場西入口付近	25-1
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 1161	県道豊北港小俣線沿い 畑	25-2
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 3707	ナリス化粧品横 倉庫前	25-3
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 299	市立豊浜東小学校東側フェンス	25-4
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 154地先	西条排水機場南西側	25-5
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 1453	東豊浜町西条公民館 西側ブロック塀	25-6
豊浜第2	伊勢市檜原町 594地先	市道檜原堤線(堤防)沿い ガードレール	25-7
豊浜第2	伊勢市東豊浜町 3224	漁協前バス停(豊北漁港方面) ブロック塀	25-8
北浜第1	伊勢市有滝町 2310	漁免道路入口 天白商店作業所東側空地	26-1
北浜第1	伊勢市有滝町 2959	三交バス 旧有滝バス停 広場地蔵尊前	26-2
北浜第1	伊勢市有滝町 2638	有滝町民会館前	26-3
北浜第1	伊勢市有滝町 2693	有滝老人クラブ西向かい側空地	26-4
北浜第1	伊勢市有滝町 2030地先	三芳電気商会北向かい側空地	26-5
北浜第1	伊勢市有滝町 2034	大雲寺付近(JA伊勢方面) ブロック塀内側	26-6
北浜第1	伊勢市有滝町 1557-1	ありたき農村公園	26-7

## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
北浜第2	伊勢市村松町 3-1	北浜地区コミュニティセンター 西側	27-1
北浜第2	伊勢市村松町 4011-1	村松町民会館前	27-2
北浜第2	伊勢市村松町 435地先	仲由水産(株)入口西側主要地方 道伊勢松阪線ガードレール	27-3
北浜第2	伊勢市村松町 1883-3	サンコーデンキ北浜店南側空地	27-4
北浜第2	伊勢市村松町 3840-2	村松町舟神龍宮南側	27-5
北浜第2	伊勢市村松町 3118地先	亀池排水機場東側	27-6
北浜第2	伊勢市村松町 3292	市立北浜小学校フェンス	27-7
北浜第3	伊勢市東大淀町 4158	東大淀口バス停西側主要地方道 伊勢松阪線ガードレール	28-1
北浜第3	伊勢市東大淀町 351	市立東大淀小学校 正門西側ブロック塀	28-2
北浜第3	伊勢市東大淀町 187-6	北村物産(株)工場東側 畑	28-3
北浜第3	伊勢市村松町 1389-26	(株)エルモ横駐車場	28-4
北浜第3	伊勢市東大淀町 3868	J A伊勢 伊勢北部支店東大淀 南向かい側 畑	28-5
北浜第3	伊勢市柏町 623-2	柏町バス停近く空地	28-6
北浜第3	伊勢市柏町 762-5	柏団地入口案内板西向側空地	28-7
北浜第3	伊勢市東大淀町 103	東大淀公園フェンス	28-8
城田第1	伊勢市上地町 1767	上地町公民館前	29-1
城田第1	伊勢市上地町 1561-2	上地南バス停付近 畑	29-2
城田第1	伊勢市上地町 1851-1	上地町東組公民館西向かい側 畑	29-3
城田第1	伊勢市上地町 3849-2	上地町中楽山公民館付近 畑	29-4
城田第1	伊勢市上地町 2937	中久保湯田野公民館前	29-5

## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
城田第1	伊勢市上地町 3362-5	湯田野バス停付近 畑	29-6
城田第1	伊勢市上地町 2525	(有)吉村工作所付近 ※六軒家第一 JR踏切付近	29-7
城田第2	伊勢市上地町 450-69	城田団地第1公園フェンス	30-1
城田第2	伊勢市栗野町 1235-1	栗野農業研修センター北側	30-2
城田第2	伊勢市中須町 186-1地先	市道中須3-4号線ガードレール山保モータース付近	30-3
城田第2	伊勢市中須町 40-1	中須バス停付近 空地	30-4
城田第2	伊勢市中須町 1015-1	坂東口バス停付近 空地	30-5
城田第2	伊勢市川端町 59	川端町公民館付近 空地	30-6
城田第2	伊勢市川端町 312地先	東建設東側畑向かい側 市道伊勢玉城線ガードレール	30-7
四郷第1	伊勢市中村町 1681-1	中村公園	31-1
四郷第1	伊勢市中村町 839-3	国道23号線月読宮前交差点南側市道中村4号線ガードレール	31-2
四郷第1	伊勢市中村町 325-285	五十鈴が丘団地東入口 五十鈴ヶ丘公園	31-3
四郷第1	伊勢市楠部町 510-74	近鉄五十鈴川駅前東側空地	31-4
四郷第1	伊勢市楠部町 3158	緑が丘2号公園西側	31-5
四郷第1	伊勢市楠部町 1704-9	伊勢市消防団四郷分団楠部班 車庫横空地	31-6
四郷第1	伊勢市楠部町 1010-2	四郷小学校前バス停前主要地方 道鳥羽松阪線ガードレール	31-7
四郷第1	伊勢市一字田町 524-6	一字田公民館	31-8
四郷第2	伊勢市朝熊町 1510-10地先	新朝熊橋南詰め東側主要地方 道鳥羽松阪線ガードレール	32-1
四郷第2	伊勢市朝熊町 1066-1地先	水晶橋付近市道朝熊10-21 号線沿い空地	32-2
四郷第2	伊勢市朝熊町 1548	近鉄朝熊駅前ガード広場	32-3

## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
四郷第2	伊勢市朝熊町 1071-1地先	横橋南詰め東側市道朝熊27号 線河川沿いガードレール	32-4
四郷第2	伊勢市朝熊町 1677-11	朝熊市民館東側フェンス	32-5
四郷第2	伊勢市朝熊町 2653-4	市営住宅駐車場前フェンス	32-6
四郷第2	伊勢市朝熊町 2602-4	東工業所西向かい側空地	32-7
四郷第3	伊勢市鹿海町 701-2	鹿海口バス停付近交差点 畑	33-1
四郷第3	伊勢市鹿海町 994-1	鹿海町公民館前公園	33-2
四郷第3	伊勢市鹿海町 3430-85	杜の宮公園南側	33-3
四郷第3	伊勢市鹿海町 171-3	東鹿海バス停付近空地	33-4
沼木第1	伊勢市上野町 187-2	昭和苑会館バス停付近 畑 ※昭和苑入口付近	34-1
沼木第1	伊勢市上野町 347-1	サンパークタウン伊勢 入口南側山林	34-2
沼木第1	伊勢市上野町 876-1	(旧)沼木中学校前バス停付近 畑	34-3
沼木第1	伊勢市上野町 1280	上野町 広岡バス停付近 塀	34-4
沼木第1	伊勢市上野町 2857-1	市立上野小学校正門付近 JA伊勢倉庫北側	34-5
沼木第1	伊勢市上野町 1354-3	沼木地区コミュニティセンター 県道伊勢路伊勢線沿い空地	34-6
沼木第1	伊勢市上野町 3517	上野第2公園西側 ※いせ上野台	34-7
沼木第1	伊勢市上野町 1620-1	上野南バス停付近 空地(三角 地)	34-8
沼木第2	伊勢市円座町 1047-3地先	栄団地入口北側 主要地方道伊勢南島線沿い空地	35-1
沼木第2	伊勢市円座町 1570	円座自治会館バス停付近 畑	35-2
沼木第2	伊勢市円座町 1266-2	円座消防車庫バス停付近 空地ブロック塀	35-3
沼木第2	伊勢市神菌町 1104	光徳寺前	35-4

## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
沼木第2	伊勢市神菌町 435	神菌西バス停付近 空地	35-5
沼木第3	伊勢市横輪町 159-1	中村屋(横輪茶屋)跡西側空地	36-1
沼木第3	伊勢市横輪町 330地先	県道横輪南勢線 横輪橋東詰め南側空地	36-2
沼木第3	伊勢市横輪町 598-4	横輪公民館前 県道横輪南勢線ガードレール	36-3
沼木第3	伊勢市横輪町 319	桂林寺南向かい側空地	36-4
沼木第4	伊勢市矢持町下村 409-1地先	みどり保育園南向かい側 県道横輪南勢線沿い空地	37-1
沼木第4	伊勢市矢持町菖蒲 415-4	県道横輪南勢線 矢持橋西詰め北側空地	37-2
沼木第4	伊勢市矢持町上村 301	沼木バス 上村バス停前 県道横輪南勢線沿い空地	37-3
沼木第4	伊勢市矢持町床木 272-1	沼木バス 床ノ木バス停前	37-4
二見第1	伊勢市二見町松下 2025	松下区会所前公園フェンス沿	38-1
二見第1	伊勢市二見町松下 556-3	ごみ集積所西側	38-2
二見第1	伊勢市二見町江 589-1	伊勢夫婦岩ショッピングプラザ 前国道42号線江交差点北側	38-3
二見第1	伊勢市二見町江 696	江コミュニティセンター付近 堀	38-4
二見第1	伊勢市二見町江 682-17	江コミュニティセンター付近 堀(日の出橋付近)	38-5
二見第2	伊勢市二見町西 185-39	三交バス 西団地前バス停 西向かい側 田	39-1
二見第2	伊勢市二見町西 866	西コミュニティセンター	39-2
二見第2	伊勢市二見町西 828	(有)金谷工務店付近 堀	39-3
二見第2	伊勢市二見町西 1095-127	測量設計サーベバント(有)付近 ブロック堀	39-4
二見第2	伊勢市二見町今一色 3	旧今一色小学校前フェンス	39-5
二見第2	伊勢市二見町今一色 155-6	三交バス 廣道バス停付近 堀	39-6

## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
二見第2	伊勢市二見町今一色 874-436地先	三交バス 今一色バス停	39-7
二見第3	伊勢市二見町茶屋 420-1	伊勢市役所二見総合支所前	40-1
二見第3	伊勢市二見町茶屋 536-1	勢語庵付近 塀	40-2
二見第3	伊勢市二見町茶屋 111-1	伊勢市二見生涯学習センター 西側花壇	40-3
二見第3	伊勢市二見町三津 415-1	JR参宮線鳥羽第二踏切南東側 畑	40-4
二見第3	伊勢市二見町三津 769	JR踏み切り付近 塀	40-5
二見第3	伊勢市二見町荘 1287	荘公民館向側 塀	40-6
二見第3	伊勢市二見町荘 2068-1	市立二見浦保育園前フェンス	40-7
二見第4	伊勢市二見町山田原 173	山田原公民館前	41-1
二見第4	伊勢市二見町光の街 684-5	光の街公園入口信号機付近	41-2
二見第4	伊勢市二見町山田原 179-2	三交バス 山田原バス停付近 畑	41-3
二見第4	伊勢市二見町山田原 439	溝口バス停付近 市道溝口17号線沿い空地	41-4
二見第4	伊勢市二見町溝口 403	山本医院付近 塀	41-5
二見第4	伊勢市二見町溝口 229-7	メゾン二見付近 塀	41-6
小俣第1	伊勢市小俣町宮前 210	松倉公園フェンス	42-1
小俣第1	伊勢市小俣町宮前 787-3	高畑公民館フェンス	42-2
小俣第1	伊勢市小俣町宮前 434-2	宮前公園フェンス	42-3
小俣第1	伊勢市小俣町本町 944	掛橋公園フェンス	42-4
小俣第1	伊勢市小俣町本町 1335	南本町公民館西側ユニチカ団地 南苑内公園フェンス	42-5
小俣第1	伊勢市小俣町本町 220	大西学院西側 市道小俣19号線沿い空地	42-6

## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
小俣第 1	伊勢市小俣町本町 1-1	市立小俣幼稚園横フェンス	42-7
小俣第 2	伊勢市小俣町元町 663-1	市立小俣小学校 小俣総合支所向かい側フェンス	43-1
小俣第 2	伊勢市小俣町元町 769	小俣町交番北東向かい側 市道元町46号線沿い空地	43-2
小俣第 2	伊勢市小俣町元町 492	栄児童公園	43-3
小俣第 2	伊勢市小俣町元町 1037-1	元町ふれあい公園 東側ガードレール	43-4
小俣第 2	伊勢市小俣町元町 202-1 地先	県道豊北港小俣線中小俣交差点 東ごみ集積所フェンス	43-5
小俣第 2	伊勢市小俣町元町 381	若山公園フェンス	43-6
小俣第 2	伊勢市小俣町元町 1282-1	下小俣公民館フェンス	43-7
小俣第 3	伊勢市小俣町相合 161	小俣浄化センター西側フェンス	44-1
小俣第 3	伊勢市小俣町相合 494-1	新出公民館フェンス	44-2
小俣第 3	伊勢市小俣町相合 750	市立小俣中学校体育館側フェ ンス	44-3
小俣第 3	伊勢市小俣町本町 444	市立ゆりかご園フェンス	44-4
小俣第 3	伊勢市小俣町本町 768	上久保公園	44-5
小俣第 3	伊勢市小俣町相合 997	(株)太陽緑地向い側 市道小俣5号線ガードレール	44-6
小俣第 4	伊勢市小俣町相合 888	六軒屋公園前フェンス	45-1
小俣第 4	伊勢市小俣町湯田 83	湯田水源地前フェンス	45-2
小俣第 4	伊勢市小俣町湯田 409-13	美和ロック(株)伊勢工場 南側フェンス	45-3
小俣第 4	伊勢市小俣町湯田 554-1	湯田公民館	45-4
小俣第 4	伊勢市小俣町新村 41 地先	おかげバス西新村公民館バス停 付近市道小俣26号線フェンス	45-5
小俣第 4	伊勢市小俣町新村 427-3	東新村公園前フェンス	45-6

## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
小俣第4	伊勢市小俣町明野 1239-1	明野公民館駐車場	45-7
小俣第5	伊勢市小俣町明野 1055-4	小俣明野保健福祉会館フェンス	46-1
小俣第5	伊勢市小俣町明野 712-1	明野水源地前フェンス	46-2
小俣第5	伊勢市小俣町明野 1183	近鉄明野駅南口駐輪場フェンス	46-3
小俣第5	伊勢市小俣町明野 685	ポリテクセンター伊勢	46-4
小俣第5	伊勢市野村町 5566-1	野村町公民館フェンス (野村公園)	46-5
小俣第5	伊勢市小俣町明野 396	J A伊勢明野店南側フェンス	46-6
小俣第5	伊勢市小俣町明野 418-1	明野北部公園フェンス	46-7
御菌第1	伊勢市御菌町高向 977-1	新高児童公園	47-1
御菌第1	伊勢市御菌町高向 2018	(株)松本薬品伊勢支店前	47-2
御菌第1	伊勢市御菌町高向 686-16	新高公民館前 塀	47-3
御菌第2	伊勢市御菌町高向 568-1	おかげバス 高向バス停付近 畑	48-1
御菌第2	伊勢市御菌町高向 2589-1	高向公民館	48-2
御菌第2	伊勢市御菌町高向 423	はじめハウス 塀	48-3
御菌第2	伊勢市御菌町高向 2155-2	高向西公園南西側フェンス	48-4
御菌第3	伊勢市御菌町長屋 2767	ハートプラザみその	49-1
御菌第3	伊勢市御菌町長屋 961-2	伊勢市役所御菌総合支所 庁舎東向かい側駐車場	49-2
御菌第3	伊勢市御菌町長屋 1074-9	市立御菌小学校	49-3
御菌第3	伊勢市御菌町長屋 2100-1	伊勢みそのショッピングセンタ ー北西側駐車場	49-4
御菌第3	伊勢市御菌町王中島 594	王中島公民館	49-5



## ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
御菌第3	伊勢市御菌町王中島 750-5	王中島児童公園	49-6
御菌第4	伊勢市御菌町新開 777	新開公園	50-1
御菌第4	伊勢市御菌町上條 1173-1	伊勢市御菌 B&G 海洋センター	50-2
御菌第4	伊勢市御菌町上條 88	上條公民館	50-3
御菌第4	伊勢市御菌町小林 2375	小林児童公園	50-4

伊勢市選挙管理委員会告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 5 年 3 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,076 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,297 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

34,593 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 103,778 人

## 伊勢市選挙管理委員会告示第 11 号

令和 5 年 4 月 9 日執行の三重県議会議員選挙における期日前投票所を、下記のとおり設置します。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜 田 節 夫

### 記

#### 1 期日前投票所

御菌期日前投票所 御菌公民館 御菌町長屋 1221 番地

#### 2 増設する期日前投票所

- ・本庁期日前投票所 伊勢市役所東館 4 階 4 - 3 会議室 岩淵 1 丁目 7 番 29 号
- ・二見期日前投票所 二見公民館 二見町茶屋 209 番地
- ・小俣期日前投票所 小俣公民館 小俣町元町 540 番地
- ・ミタス伊勢期日前投票所 ミタス伊勢 船江 1 丁目 471 番地 1

#### 3 増設期間

令和 5 年 4 月 1 日 (土) ～ 4 月 8 日 (土)

伊勢市選挙管理委員会告示第 12 号

令和 5 年 4 月 9 日執行の三重県議会議員選挙における各投票区の投票所を、  
別紙のとおり設置します。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

令和5年執行予定 三重県議会議員選挙投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
1	進 修	宇治浦田2丁目16番43号	伊勢市立進修小学校 図書室
2	高 麗 広	宇治今在家町511番地	伊勢市立高麗広公民館
3	修道第1	桜木町55番地1	旧伊勢市さくらぎ保育所
4	修道第2	久世戸町5番地1	伊勢市立修道小学校 会議室
5	明倫第1	岡本1丁目18番21号	伊勢市立明倫小学校 体育館
6	明倫第2	岩渕1丁目7番29号	伊勢市役所本庁舎1階ホール
7	有緝第1	船江2丁目2番5号	伊勢市立有緝小学校 会議室
8	有緝第2	船江2丁目2番29号	有緝こども園
9	有緝第3	船江3丁目11番44号	船江保育園
10	厚生第1	一之木2丁目9番11号	一之木町会事務所（一之木ふれあいセンター隣）
11	厚生第2	宮後2丁目3番21号	宮後町公会堂
12	厚生第3	一志町1番4号	伊勢市立厚生小学校 ランチルーム
13	早 修	常磐3丁目10番19号	伊勢市立早修小学校 フレンドルーム
14	中島第1	二俣1丁目2番17号	伊勢市立中島小学校 校舎内(廊下スペース)
15	中島第2	中島2丁目13番4号	中島こども園
16	中島第3	辻久留3丁目17番5号	社会福祉法人三重済美学院
17	神 社	神社港295番地20	旧神社幼稚園
18	大 湊	大湊町1118番地194	旧伊勢市立大湊小学校校舎内
19	浜郷第1	神久2丁目7番18号	三重県立伊勢工業高校武道館
20	浜郷第2	黒瀬町1637番地	浜郷保育所
21	浜郷第3	一色町1682番地	一色町公民館
22	宮本第1	旭町319番地	伊勢市立宮山小学校 ランチルーム
23	宮本第2	佐八町2278番地12	伊勢市立佐八小学校 ワークスペース
24	豊浜第1	西豊浜町1779番地	伊勢市立豊浜西小学校 会議室
25	豊浜第2	東豊浜町299番地1	伊勢市立豊浜東小学校 1階教室
26	北浜第1	有滝町2638番地	有滝町民会館
27	北浜第2	村松町4011番地1	村松町松寿会館
28	北浜第3	東大淀町201番地1	東大淀町民会館
29	城田第1	上地町1767番地	上地町公民館
30	城田第2	栗野町472番地	伊勢市立城田中学校 被服室
31	四郷第1	楠部町2484番地	四郷地区コミュニティセンター
32	四郷第2	朝熊町1994番地1	伊勢市あさま児童センター
33	四郷第3	鹿海町994番地1	鹿海町公民館
34	沼木第1	上野町2841番地2	伊勢市立上野小学校 会議室
35	沼木第2	円座町1573番地4	円座町自治会館
36	沼木第3	横輪町185番地1	中西克秀 宅
37	沼木第4	矢持町菖蒲125番地2	伊勢市消防団上野分団矢持班車庫

令和5年執行予定 三重県議会議員選挙投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
38	二見第1	二見町江683番地2	江コミュニティセンター
39	二見第2	二見町今一色3番地	旧伊勢市立今一色小学校校舎内
40	二見第3	二見町茶屋111番地1	二見生涯学習センター
41	二見第4	二見町光の街907番地7	二見浦小・二見中学校 ふたみホール
42	小俣第1	小俣町本町3番地	伊勢市小俣農村環境改善センター
43	小俣第2	小俣町元町540番地	小俣公民館
44	小俣第3	小俣町相合750番地	伊勢市立小俣中学校 音楽室
45	小俣第4	小俣町明野1939番地	伊勢市立明野小学校 図工室
46	小俣第5	小俣町明野1481番地	明野幼稚園（三重県立明野高等学校隣）
47	御菌第1	御菌町高向686番地8	新高公民館
48	御菌第2	御菌町高向2658番地1	高向公民館
49	御菌第3	御菌町長屋1221番地	御菌総合支所
50	御菌第4	御菌町上條1173番地1	伊勢市御菌B&G海洋センター

伊勢市選挙管理委員会告示第 13 号

令和 5 年 4 月 9 日執行の三重県議会議員選挙における伊勢市開票区の開票の日  
時及び場所を、下記のとおり定めます。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 日 時 令和 5 年 4 月 9 日（日）午後 9 時 3 0 分
- 2 場 所 伊勢市小俣町新村 401 番地 1  
三重電子スマイルアリーナ小俣  
(伊勢市小俣総合体育館)

伊勢市選挙管理委員会告示第 14 号

令和 5 年 4 月 9 日執行の三重県議会議員選挙における伊勢市開票区開票管理者  
及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜田 節夫

記

開票管理者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省 略	竜田 節夫	省 略	潮崎 明義



伊勢市選挙管理委員会告示第 15 号

令和 5 年 4 月 9 日執行の三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票  
管理者及びこれを代理すべき者を、別紙のとおり選任します。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜 田 節 夫

## 1 投票管理者

別 表

## ○御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	西田 均	令和5年4月1日
省 略	中北 幸宏	令和5年4月2日
省 略	西田 均	令和5年4月3日
省 略	中東 松衛	令和5年4月4日
省 略	西田 均	令和5年4月5日
省 略	中東 松衛	令和5年4月6日
省 略	中北 幸宏	令和5年4月7日
省 略	中東 松衛	令和5年4月8日

## 2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

## ○御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	中西 萌	令和5年4月1日
省 略	佐波 聖樹	令和5年4月2日
省 略	中山 幸則	令和5年4月3日
省 略	井波 真理子	令和5年4月4日
省 略	古川 純平	令和5年4月5日
省 略	中村 洋斗	令和5年4月6日
省 略	北出 恭平	令和5年4月7日
省 略	井村 勝仁	令和5年4月8日

## 1 投票管理者

別 表

○本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	大藪 記三	令和5年4月1日
省 略	岡本 忠佳	令和5年4月2日
省 略	作田 貞久	令和5年4月3日
省 略	加藤 壽美子	令和5年4月4日
省 略	堀井 和代	令和5年4月5日
省 略	龍田 洋	令和5年4月6日
省 略	作田 貞久	令和5年4月7日
省 略	岡本 忠佳	令和5年4月8日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	小川 昇一	令和5年4月1日
省 略	高橋 由佳理	令和5年4月2日
省 略	古川 貴俊	令和5年4月3日
省 略	中西 早紀	令和5年4月4日
省 略	加田平 彩夢	令和5年4月5日
省 略	竹澤 正浩	令和5年4月6日
省 略	三宅 亮次	令和5年4月7日
省 略	村田 雄紀	令和5年4月8日

## 1 投票管理者

別 表

## ○二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	三浦 徹	令和5年4月1日
省 略	中井 三樹	令和5年4月2日
省 略	黒田 晴久	令和5年4月3日
省 略	小崎 峰子	令和5年4月4日
省 略	三浦 徹	令和5年4月5日
省 略	中村 省三	令和5年4月6日
省 略	濱口 敏彦	令和5年4月7日
省 略	黒田 晴久	令和5年4月8日

## 2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

## ○二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	須崎 素直	令和5年4月1日
省 略	大西 隆	令和5年4月2日
省 略	大西 利浩	令和5年4月3日
省 略	川面 和彦	令和5年4月4日
省 略	本田 慶一	令和5年4月5日
省 略	江川 健	令和5年4月6日
省 略	松本 拓也	令和5年4月7日
省 略	長 佳那	令和5年4月8日

## 1 投票管理者

別 表

## ○小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	伊佐 良造	令和5年4月1日
省 略	中川 雅司	令和5年4月2日
省 略	小林 三保	令和5年4月3日
省 略	伊佐 良造	令和5年4月4日
省 略	中川 雅司	令和5年4月5日
省 略	小林 三保	令和5年4月6日
省 略	伊佐 良造	令和5年4月7日
省 略	中川 雅司	令和5年4月8日

## 2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

## ○小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	松田 和裕	令和5年4月1日
省 略	小川 直紀	令和5年4月2日
省 略	川上 秀樹	令和5年4月3日
省 略	中井 雅斗	令和5年4月4日
省 略	中西 祥太	令和5年4月5日
省 略	鈴木 健太	令和5年4月6日
省 略	中村 智成	令和5年4月7日
省 略	岡村 基司	令和5年4月8日

## 1 投票管理者

別 表

## ○ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	潮崎 明義	令和5年4月1日
省 略	里中 綾子	令和5年4月2日
省 略	橋本 清美	令和5年4月3日
省 略	潮崎 明義	令和5年4月4日
省 略	橋本 清美	令和5年4月5日
省 略	里中 綾子	令和5年4月6日
省 略	潮崎 明義	令和5年4月7日
省 略	橋本 清美	令和5年4月8日

## 2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

## ○ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	森田 潤	令和5年4月1日
省 略	安田 浩章	令和5年4月2日
省 略	伊藤 元樹	令和5年4月3日
省 略	濱口 真一	令和5年4月4日
省 略	野村 格也	令和5年4月5日
省 略	島岡 秀和	令和5年4月6日
省 略	芦田 尚	令和5年4月7日
省 略	井村 豊	令和5年4月8日

伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

令和 5 年 4 月 9 日執行の三重県議会議員選挙における投票所の投票管理者  
及びこれを代理すべき者を、別紙のとおり選任します。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜 田 節 夫

## 令和5年4月9日執行予定 三重県議会議員選挙

## 投票管理者及び同職務代理者一覧表

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
進修投票区	省略	米本 武俊	省略	中西 弘幸
高麗広投票区	省略	中村 哲也	省略	東 良二
修道第1投票区	省略	森本 真成	省略	川本 浩司
修道第2投票区	省略	東世古 幸久	省略	羽根 隆太
明倫第1投票区	省略	平見 典彦	省略	奥野 明宏
明倫第2投票区	省略	丸山 美幸	省略	神生 千恵子
有緝第1投票区	省略	西井 清子	省略	阿竹 信一
有緝第2投票区	省略	前村 忍	省略	南 裕之
有緝第3投票区	省略	南平 貫志	省略	阿竹 美津子
厚生第1投票区	省略	山口 真司	省略	加藤 寿人
厚生第2投票区	省略	今井 正人	省略	八田 信
厚生第3投票区	省略	世古口 睦	省略	奥野 明日香
早修投票区	省略	増田 研一郎	省略	井上 安里
中島第1投票区	省略	岡井 孝浩	省略	藤川 圭司
中島第2投票区	省略	中山 誠	省略	奥山 武史
中島第3投票区	省略	大桑 和秀	省略	中川 要
神社投票区	省略	日置 憲隆	省略	竹原 幹
大湊投票区	省略	山下 智也	省略	鈴木 友美
浜郷第1投票区	省略	見並 卓也	省略	鎌田 茂樹
浜郷第2投票区	省略	濱口 新	省略	福本 佳大
浜郷第3投票区	省略	中内 悠介	省略	酒徳 芳正
宮本第1投票区	省略	木村 扶美夫	省略	井村 明弘
宮本第2投票区	省略	大西 隆	省略	山本 真史
豊浜第1投票区	省略	北村 幸治	省略	奥野 覚
豊浜第2投票区	省略	奥田 教行	省略	上村 静香
北浜第1投票区	省略	山口 一馬	省略	中川 真知子
北浜第2投票区	省略	徳田 光良	省略	中居 一晃
北浜第3投票区	省略	沖塚 孝久	省略	森 大輔
城田第1投票区	省略	西井 道治	省略	横田 和貴
城田第2投票区	省略	小林 進	省略	西村 圭二
四郷第1投票区	省略	奥野 修司	省略	杉原 匠
四郷第2投票区	省略	上田 淳一	省略	太田 徹
四郷第3投票区	省略	小林 記子	省略	谷本 美貴
沼木第1投票区	省略	浦井 由紀恵	省略	中村 尚
沼木第2投票区	省略	服部 孝行	省略	柘植 健吾
沼木第3投票区	省略	松田 康	省略	世古口 泰彦
沼木第4投票区	省略	西尾 正美	省略	西澤 大介



令和5年4月9日執行予定 三重県議会議員選挙  
投票管理者及び同職務代理人一覧表

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
二見第1投票区	省略	山本 佳典	省略	川端 裕子
二見第2投票区	省略	吉居 寛典	省略	豊岡 賢司
二見第3投票区	省略	野中 孝彦	省略	尾西 学
二見第4投票区	省略	濱口 基久	省略	濱千代 雅章
小俣第1投票区	省略	太田 英明	省略	西山 公子
小俣第2投票区	省略	西山 早苗	省略	北村 文華
小俣第3投票区	省略	倉野 隆宏	省略	小林 正幸
小俣第4投票区	省略	奥野 厚子	省略	楠川 教寛
小俣第5投票区	省略	天満 徹	省略	中村 充
御菌第1投票区	省略	林 歩	省略	佐々木 徹
御菌第2投票区	省略	北村 祥広	省略	北村 貴裕
御菌第3投票区	省略	堀畑 智男	省略	東浦 富美
御菌第4投票区	省略	谷 ともえ	省略	前村 裕紀

伊勢市選挙管理委員会告示第 17 号

令和 5 年 3 月 16 日議案第 18 号で議決した事項中、御園期日前投票所の投票管  
理者、及び小俣期日前投票所の同職務代理者について、下記のとおり変更します。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

御園期日前投票所の投票管理者

	住 所	氏 名	職務を行うべき日
変更前	省 略	西田 均	令和 5 年 4 月 1 日
変更後	省 略	西田 均	令和 5 年 4 月 8 日
変更前	省 略	中東 松衛	令和 5 年 4 月 8 日
変更後	省 略	中東 松衛	令和 5 年 4 月 1 日

小俣期日前投票所の同職務代理者

	住 所	氏 名	職務を行うべき日
変更前	省 略	中村 智成	令和 5 年 4 月 7 日
変更後	省 略	奥山 武史	令和 5 年 4 月 7 日
変更前	省 略	川上 秀樹	令和 5 年 4 月 3 日
変更後	省 略	川上 秀樹	令和 5 年 4 月 6 日
変更前	省 略	鈴木 健太	令和 5 年 4 月 6 日
変更後	省 略	鈴木 健太	令和 5 年 4 月 3 日

伊勢市農業委員会告示第4号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき別段の面積は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第5条の規定により、令和5年3月31日をもって廃止する。

令和5年3月28日

伊勢市農業委員会  
会長 森川 正弘

伊勢市公告第 21 号

第 4 次伊勢市食育推進計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

令和 5 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を環境生活部ごみ減量課、健康福祉部健康課及び保育課、産業観光部商工労政課及び農林水産課並びに教育委員会事務局学校教育課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 22 号

第 2 次伊勢市農村振興基本計画を改定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

令和 5 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 23 号

公 示 送 達

下記の者の令和 4 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 5 年 3 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省 略	省 略
省 略	省 略
省 略	省 略
省 略	省 略

省 略	省 略
省 略	省 略
省 略	省 略
省 略	省 略
省 略	省 略
省 略	省 略
省 略	省 略

伊勢市公告第 24 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和 5 年 3 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和 5 年 4 月 18 日（火）13 時 00 分から 令和 5 年 5 月 9 日（火）23 時 00 分まで
	入札期間	令和 5 年 5 月 16 日（火）13 時 00 分から 令和 5 年 5 月 23 日（火）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和 5 年 6 月 13 日（火）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和 5 年 6 月 13 日（火）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	630,000 円	
公 売 保 証 金	70,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		



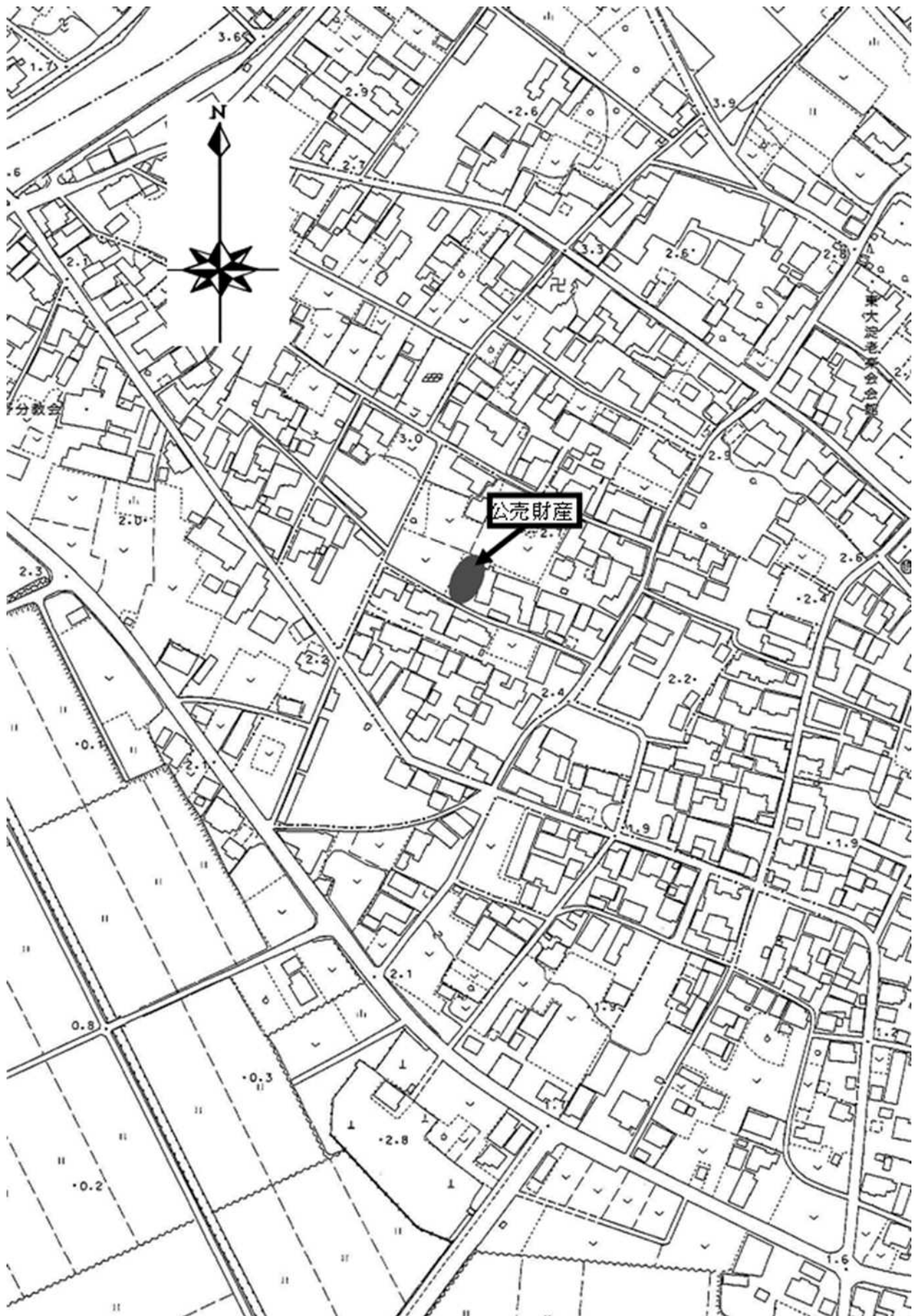
# 公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S 5 - 2
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 伊勢市東大淀町字西ノ山</p> <p>地 番 151 番 2</p> <p>地 目 宅地</p> <p>地 積 287.83 m<sup>2</sup></p>
見積 価額	630,000 円
公売 保証 金	70,000 円
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地目・地積は登記簿による。</li> <li>2 境界については隣接土地所有者と協議すること。</li> <li>3 公売財産は、大堀川河口付近右岸隣接の臨海部にあつて、主要地方道伊勢松阪線を直接主幹となす東大淀地区農漁家集落地域に所在する。</li> <li>4 公売財産は、令和2年6月29日現在、雑種地として利用されている。</li> <li>5 公売財産は南西側で公道（建築基準法第42条2項道路・幅員約2.0m・舗装）に接する。</li> <li>6 上水道引込みあり</li> <li>7 公売財産の南端中央～西部に中部電力パワーグリッド株式会社所有の電柱（支線あり）が1本所在する。</li> <li>8 津波浸水予測区域内 （三重県 ハザードマップ（災害予測図）一覧 津波浸水予測図平成25年度版）</li> <li>9 都市計画法 非線引都市計画区域 用途無指定 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 特定用途制限地域（第二種田園・集落地区）</li> <li>10 消費税及び地方消費税については非課税財産である。</li> </ol>



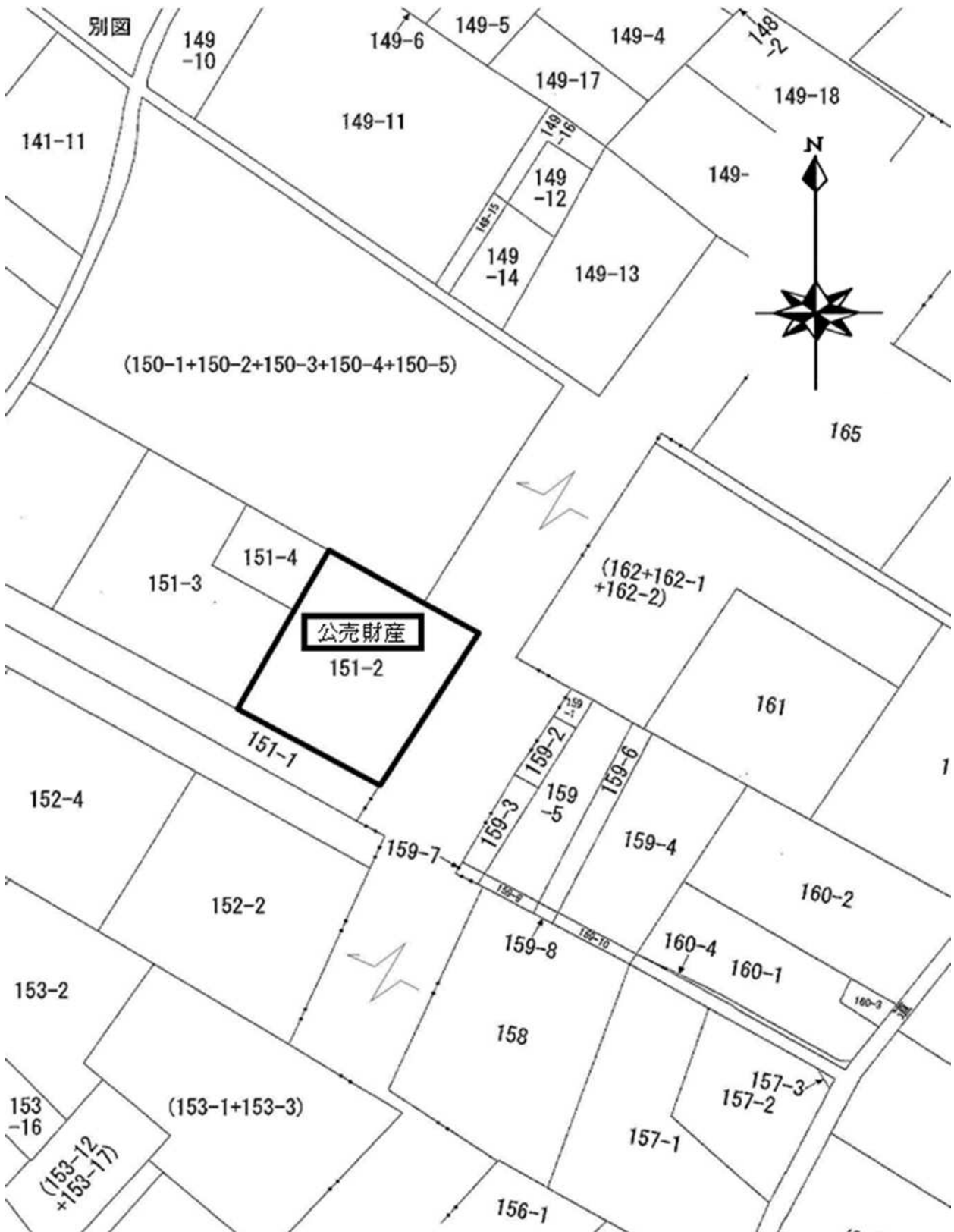
売却区分番号 S5-2

所在図



売却区分番号 S5-2

土地参考図 (公図集合)









売却区分番号 S5-2

写真



伊勢市公告第 25 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和 5 年 3 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和 5 年 4 月 18 日（火）13 時 00 分から 令和 5 年 5 月 9 日（火）23 時 00 分まで
	入札期間	令和 5 年 5 月 16 日（火）13 時 00 分から 令和 5 年 5 月 23 日（火）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和 5 年 6 月 13 日（火）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和 5 年 6 月 13 日（火）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	2,910,000 円	
公 売 保 証 金	300,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

# 公 売 財 産 概 要 書

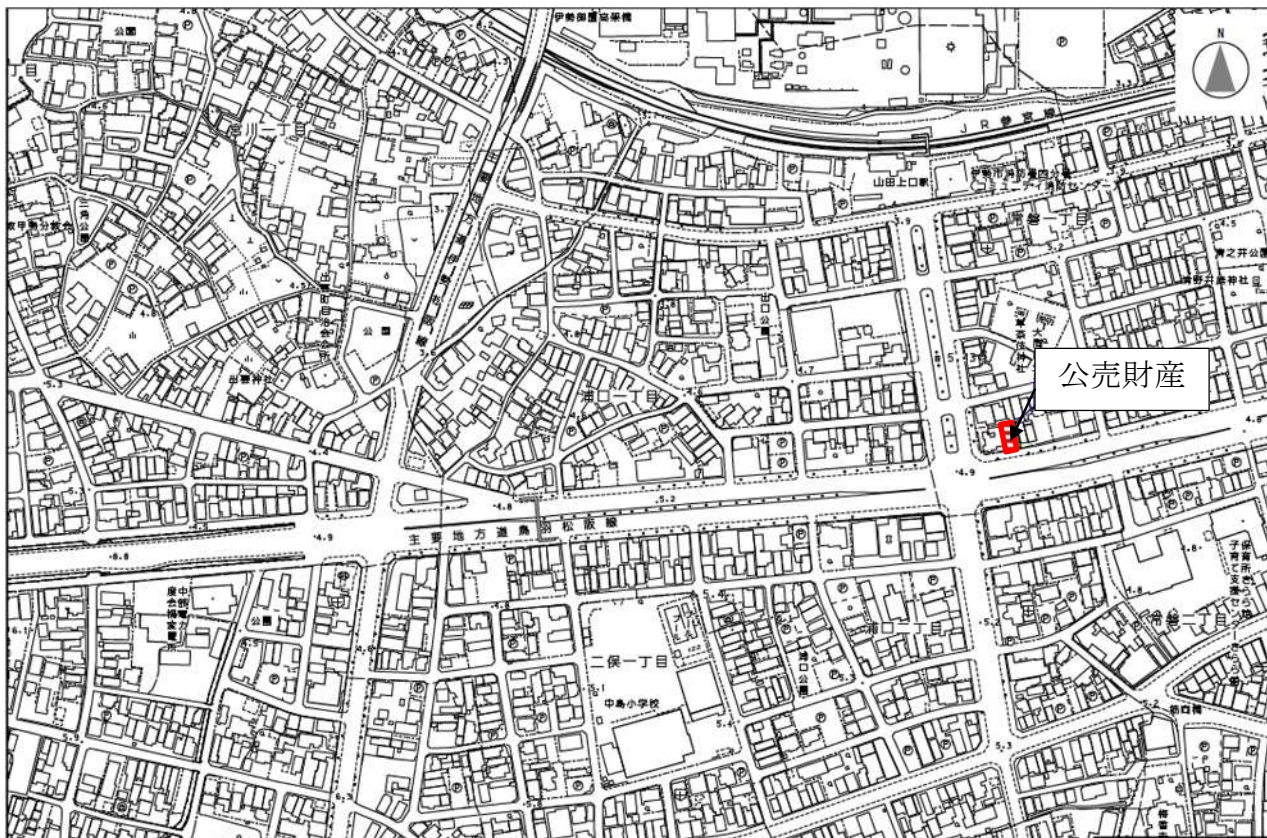
売却 区分 番号	S 5 - 1
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 伊勢市常磐 1 丁目 地 番 1250 番 地 目 宅地 地 積 106.03 m<sup>2</sup></p> <p>(建物の表示)</p> <p>2 所 在 伊勢市常磐町 535 番地 家屋番号 535 番の 2 種 類 居宅・物置 構 造 木造瓦・スレート葺 2 階建 床 面 積 1 階 72.95 m<sup>2</sup> 2 階 19.83 m<sup>2</sup></p>
見積 価額	2,910,000 円
公売 保証 金	300,000 円
公 売 条 件 等	<p>1 上記公売財産を一括売却する。</p> <p>2 地目は現況、地積は登記簿による。</p> <p>3 境界については隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>4 建物の種類・構造は現況、床面積は課税資料による。 登記簿上の建築年月日は不詳であるが、課税資料上の建築年は次のとおりである。 課税資料上の建築年 居宅部分昭和 21 年 物置部分昭和 31 年</p> <p>5 公売財産は、JR 参宮線「山田上口」駅の南方約 200m（道路距離）にある主要地方道鳥羽松阪線沿いの既成商業地域に所在する。</p> <p>6 公売財産は、令和 4 年 8 月 17 日現在、所有者の居住はないが、動産類が置かれている。</p> <p>7 公売財産は、南側で県道（有効幅員約 36m・うち両側歩道約 10m、舗装）に接面する。</p> <p>8 公売財産 2 の 1 階部分は居宅部分と物置部分から構成されており、物置部分は居宅部分に付合している。</p> <p>9 公売財産 1 と隣接境界付近の一部にはコンクリートブロックが設置されており、敷地の南側部分は、コンクリート舗装がされているほか、植栽が見られる。</p>



- 10 都市計画法 非線引都市計画区域（近隣商業地域）  
指定建蔽率 80% 指定容積率 300%  
準防火地域  
伊勢市景観計画 景観計画区域（沿道景観形成地区）  
伊勢市立地適正化計画 都市機能誘導区域内・居住誘導区域内
- 11 消費税及び地方消費税は混在財産である。

売却区分番号 S5-1

所在図



所在図 (拡大)



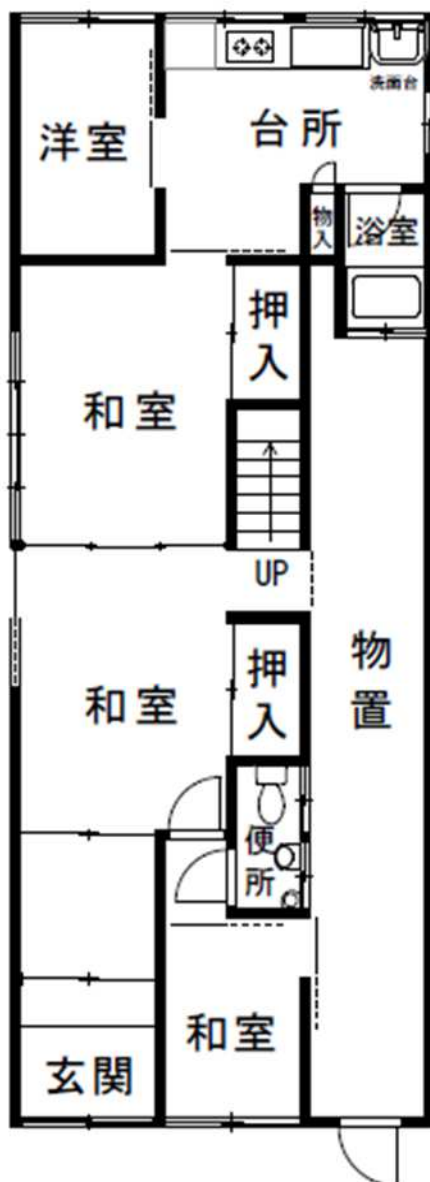
売却区分番号 S5-1  
土地参考図 (公図集合)



2階



1階







対象不動産近景・前面道路



対象不動産近景・前面道路



公売財産

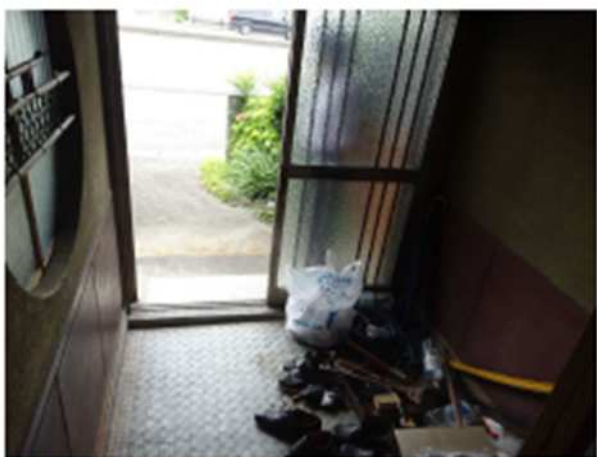
対象不動産全景



公売財産2  
(建物)

公売財産1  
(土地)

対象不動産近景



玄関



1階和室



1階和室



1階和室



1階洋室



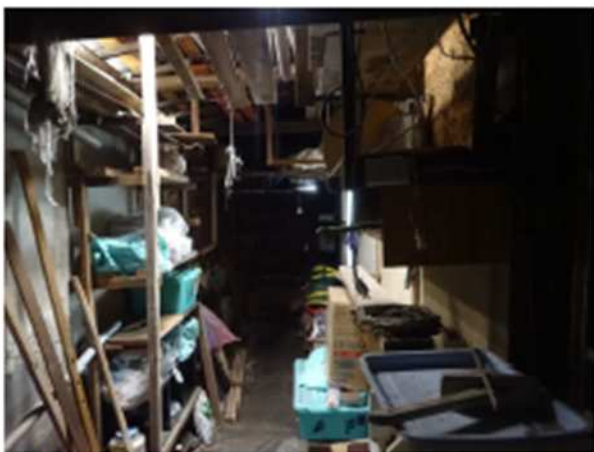
1階台所



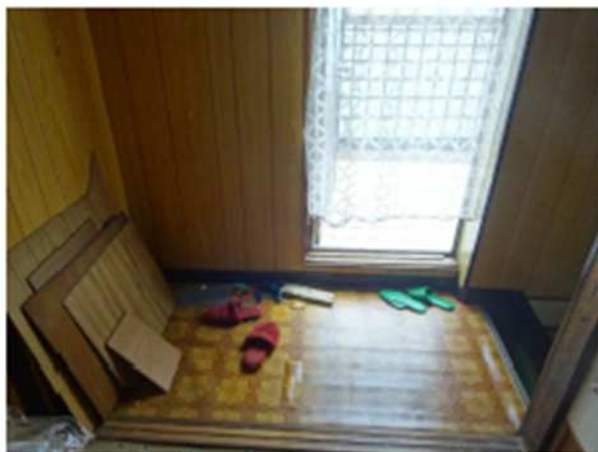
1階浴室



1階便所



1階物置



2階



2階洋室



バルコニー

伊勢市公告第 26 号

第 4 次伊勢市男女共同参画基本計画を策定しましたので、伊勢市男女共同参画推進条例（平成 19 年伊勢市条例第 8 号）第 10 条第 5 項の規定により、次のとおり当該計画を公表します。

令和 5 年 3 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部市民交流課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 27 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症ワクチンに係る予防接種

2 予防接種の対象者

伊勢市の住民基本台帳に記録されている者のうち、ワクチンごとに決められた接種対象年齢の者。ただし、接種日において戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認める者についても、当該者の同意を得た上で対象とします。

3 予防接種を行う期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う場所は、次のとおりです。

(1) 集団接種会場

接種会場	所在地
御菌総合支所	伊勢市御菌町長屋 1221 番地

(2) 個別接種会場



接種会場	所在地
荒木内科循環器科	伊勢市西豊浜町 5444 番地
いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町 6 番 7 号
岩田医院	伊勢市二俣 1 丁目 4 番 16 号
海野内科	伊勢市浦口 2 丁目 2 番 13 号
MG 糖尿病・内分泌・甲状腺 クリニック	伊勢市勢田町 431 番地
越智医院	伊勢市小俣町明野 726 番地 1
小野循環器科・内科	伊勢市御薊町長屋 2181 番地
角前胃腸科医院	伊勢市藤里町 698 番地 15
神田小児科	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 12 号
木村クリニック	伊勢市船江 1 丁目 2 番 38 号
小林胃腸科内科	伊勢市馬瀬町 1007 番地
清水内科	伊勢市神田久志本町 1648 番地
宅間内科	伊勢市船江 3 丁目 6 番 18 号
寺田外科医院	伊勢市一志町 3 番 13 号
西井耳鼻咽喉科	伊勢市一志町 7 番 1 号
花田小児科医院	伊勢市中島 2 丁目 6 番 13 号
藤井整形外科クリニック	伊勢市楠部町乙 139 番地 2
ふじさとこどもクリニック	伊勢市藤里町 671 番地 17
堀胃腸科医院	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 1 号
村松有滝診療所	伊勢市村松町 3294 番地 15
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77 番地
いせはまごうくらた内科	伊勢市黒瀬町 690 番地 2
亀谷内科胃腸科	伊勢市岩淵 1 丁目 13 番 3 号

森本内科・循環器科	伊勢市河崎1丁目12番2号
永井こどもクリニック	伊勢市八日市場町5番20号
やまなかこどもクリニック	伊勢市小俣町相合480番地
伊勢志摩レディースクリニック	伊勢市黒瀬町671番地20
玉石産婦人科	伊勢市御菌町長屋2049番地
さかとく小児科	伊勢市小木町512番地1
徳田ファミリークリニック	伊勢市倭町132番地
篠塚小児科	度会郡玉城町下田辺725番地15

## 5 使用するワクチン

- (1) 12歳以上用ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）
- (2) 5～11歳用ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）
- (3) 乳幼児用ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）
- (4) オミクロン株対応モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）
- (5) 12歳以上用オミクロン株対応ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）
- (6) 5～11歳用オミクロン株対応ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

## 6 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

- (1) 予防接種を受けることが適当でない者は、次に掲げる者とします。
  - ア 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められるもの

- イ 明らかな発熱を呈している者
- ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- エ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- オ アからエまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者は、次に掲げる者としします。

- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ウ 過去にけいれんの既往のある者
- エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

(3) 接種後の注意事項

- ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。
- イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。
- ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに伊勢市健康福祉部健康課に連絡す

ること。

伊勢市公告第 28 号

第 3 期伊勢市環境基本計画を変更しましたので、伊勢市環境基本条例（平成 17 年伊勢市条例第 134 号）第 8 条第 6 項において準用する同条第 5 項の規定により、次のとおり当該計画を公表します。

令和 5 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 29 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 30 号

伊勢市立地適正化計画を変更しましたので、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 24 項において準用する同条第 23 項の規定により、次のとおり当該計画を公表します。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市上下水道事業公告第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画及び明和都市計画下水道事業

宮川流域下水道

### 2 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課



伊勢市岡本町財産区の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市岡本町財産区条例第1号

### 伊勢市岡本町財産区の個人情報の保護に関する条例

伊勢市岡本町財産区（財産区議会を含む。）が保有する個人情報の取扱いについては、伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年伊勢市条例第1号）又は伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年伊勢市条例第2号。第6章を除く。）の例による。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

伊勢市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和5年3月24日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	久	保	真

令和4年度

定期監査等結果報告書

伊勢市監査委員

## 目 次

1	監 査 の 種 類	.....	1 頁
2	監 査 の 対 象 及 び 実 施 日	.....	1 頁
3	監 査 の 範 囲	.....	2 頁
4	監 査 の 着 眼 点	.....	2 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	.....	3 頁
6	監 査 委 員 の 交 代 及 び 除 斥	.....	3 頁
7	監 査 の 結 果	.....	3 頁
	(複 数 課 で 認 め ら れ た 事 項)	.....	3 頁
	(各 課 に 関 す る 事 項)		
	検 査 室	.....	4 頁
	総 務 部	.....	4 頁
	危 機 管 理 部	.....	4 頁
	情 報 戦 略 局	.....	4 頁
	資 産 経 営 部	.....	5 頁
	環 境 生 活 部	.....	5 頁
	健 康 福 祉 部	.....	6 頁
	産 業 観 光 部	.....	7 頁
	都 市 整 備 部	.....	8 頁
	二 見 総 合 支 所	.....	9 頁
	小 俣 総 合 支 所	.....	9 頁
	御 菌 総 合 支 所	.....	9 頁
	会 計 課	.....	9 頁
	議 会 事 務 局	.....	9 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	.....	9 頁
	監 査 委 員 事 務 局	.....	10 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	.....	10 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	.....	10 頁
	上 下 水 道 部	.....	10 頁
	教 育 委 員 会 事 務 局	.....	11 頁
	消 防 本 部 ( 署 )	.....	12 頁
	工 事 の 現 場 確 認	.....	12 頁
8	む す び	.....	12 頁
9	工 事 監 査	.....	13 頁

## 令和4年度定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和5年3月24日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣  
 伊勢市監査委員 中 井 豊  
 伊勢市監査委員 久 保 真

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査及び同条第2項に基づく行政監査

### 2 監査の対象及び実施日

実施日	対 象 箇 所
令和4年10月13日	北浜支所 豊浜支所 城田支所 沼木支所
令和4年10月14日	四郷支所 宮本支所 浜郷支所 神社支所 大湊支所
令和4年10月17日	工事の現場確認（学校統合推進室 二見浦小学校・二見中学校 建設工事）
令和4年10月18日	総務課 職員課 危機管理課 検査室
令和4年10月19日	デジタル政策課 企画調整課 防災施設整備課 広報広聴課
令和4年10月20日	秘書課 文化政策課
令和4年10月21日	財政課 資産経営課
令和4年10月25日	市立伊勢総合病院
令和4年10月26日	課税課 収納推進課 会計課
令和4年10月31日	契約課 営繕課 戸籍住民課 人権政策課
令和4年11月1日	ごみ減量課 環境課 医療保険課 生活支援課
令和4年11月2日	二見浦保育園 五峰保育園 保育所きらら館 子育て支援センターきらら館

令和4年11月7日	健康課　こども発達支援室
令和4年11月8日	福祉総務課　福祉生活相談センター
令和4年11月9日	子育て応援課　保育課
令和4年11月10日	商工労政課　農林水産課　市民交流課 農業委員会事務局
令和4年11月14日	観光振興課　議会事務局　観光誘客課 選挙管理委員会事務局　監査委員事務局
令和4年11月15日	介護保険課　高齢・障がい福祉課
令和5年1月16日	監理課　都市計画課　交通政策課　基盤整備課
令和5年1月17日	維持課　住宅政策課
令和5年1月18日	教育総務課　学校統合推進室　用地課
令和5年1月19日	小俣総合支所生活福祉課　御園総合支所生活福祉課
令和5年1月24日	スポーツ課　社会教育課　学校教育課　教育研究所
令和5年1月25日	水道事業　下水道事業　二見総合支所生活福祉課
令和5年1月30日	消防本部（署）
令和5年2月17日	工事監査（農林水産課　二見町今一色地内排水路整備工事）
書面監査	中島小学校　明倫小学校　宮山小学校　浜郷小学校 豊浜東小学校　豊浜西小学校　明野小学校　厚生中学校 港中学校　城田中学校　桜浜中学校　明野幼稚園

### 3 監査の範囲

令和4年度9月末まで（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行状況について監査を実施した。

### 4 監査の着眼点

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、収入及び支出に係る会計処理、契約事務、現金等の保管及び公有財産の管理は適正に行われているか、個人情報の管理及び職員の時間外勤務の管理は適正になされているか、前年度定期監査で指摘または意見を述べた事項が是正または検討されているかなどを着眼点として実施した。

### 5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、関係職員から説明を聴き取り、質疑を行ったほか、関係文書の閲覧及び諸帳簿と証書類の照合を行った。また、決算審査及び出納検査の結果も踏まえ、監査を実施した。

工事監査については、令和4年度に施工している工事の内から1件を抽出し、技術士による調査を実施した。また、監査委員による工事の現場確認については、施行中の工事の内から1件を抽出し、工事現場において担当者から説明を受け、進捗状況を確認した。

各小中学校、幼稚園については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、学級閉鎖等が相次いだことから、現地での監査に替えて、各学校等へ資料及び簿冊の提出を求め監査を行った。

## 6 監査委員の交代及び除斥

市議会議員の内から選任された監査委員として、令和4年11月15日までは吉井詩子が、令和5年1月16日からは久保真が監査を行った。

また、地方自治法第199条の2の規定に基づき、政務活動費に関する監査については市議会議員の内から選任された監査委員を除斥とした。

## 7 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね事務が法令に適合し、正確に行われ、効率化に努めていることがうかがえた。同様にその組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

詳細については次に述べるとおりである。

なお、簡易な事項については確認の上、口頭で指摘し、改善を必要とする項目については是正を指示した。

### (複数課で認められた事項)

以下に記載した事例は、複数課にわたって認められた事例である。全ての課で注意して事務にあたられたい。

- (1) 報道された他市町の不祥事件では、会計事務を長期にわたり1人の職員が行っていたことや上司等のチェックがなおざりになっていたことなどが、その原因とされている。各課においては、担当する職員のローテーションを考慮するとともに、複数人の目が届くよう、事務の進め方について十分留意されたい。
- (2) 委託業務や指定管理業務では、仕様書等により報告の期限や内容、業務を行うにあたって必要とする資格、実施体制等を定めているが、守られていない事例が散見された。受託者に対し求める内容を確認し、適切に指導されたい。
- (3) 協議会や団体等への負担金について、その必要性や金額の根拠が明確にされていない事例が認められた。要綱等により明確に示し、説明責任を果たせるようにされたい。また、事業の実施にあたり全額を概算払いしている事例がある。必要とする額にとどめ、事業完了後に検収のうえ精算するべきと考える。検討いただきたい。
- (4) 補助金や負担金を支出している事業について、使途や成果が十分に確認されていない事例が認められた。目的どおりに使用されているか、期待した成果が得られたかを検証し、より効果的な事業となるよう努めていただきたい。
- (5) 市が経理事務を担う協議会や団体等の事務において、複数の団体で事務誤りが認められた。それらの団体には、公金が補助金や負担金として支出されている。市の事務と同様、適切に事務管理されたい。



- (6) 不動産の賃貸借契約について、当該契約を自動更新する条項のあるものが散見された。予算の裏付けがない状態で翌年度以降の契約を約束するものであり、不適切である。複数年度にわたる契約が必要であれば、長期継続契約として予算の承認を条件とする旨を記載するか、債務負担行為として定めておくべきと考える。
- (7) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律では、書面により支払時期が明らかでない場合の支払期限は、請求をした日から15日以内とみなすとされている。相手方の合意を得た上で、15日を超えて支払っている事例が多数認められたが、法の趣旨を鑑みると不適切であり、改善に努められたい。
- (8) 伊勢市の花・木・鳥を制定し、広報紙への掲載等、周知に努められているが、制定した目的に合うよう、さらに積極的な発信に努めていただきたい。

#### (各課に関する事項)

#### 検 査 室

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

#### 総 務 部

総務課 職員課 課税課 収納推進課

職員課、課税課及び収納推進課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。  
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

#### 【総務課】

##### 指摘事項

- (1) 手書き用領収書について、書き損じた際の処理が不適切なものがあつた。適切に管理されたい。

#### 危 機 管 理 部

危機管理課 防災施設整備課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

#### 情 報 戦 略 局

秘書課 デジタル政策課 企画調整課 財政課 広報広聴課 文化政策課

秘書課、デジタル政策課、財政課及び広報広聴課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行わ

れていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

#### 【企画調整課】

##### 指摘事項

- (1) ふるさと応援寄附金の返礼品に係る委託業務について、受託者における事務処理誤りが複数確認された。業務管理及び受託者への指導を徹底し、再発防止に努められたい。

#### 【文化政策課】

##### 指摘事項

- (1) 指定管理業務の報告書について、基本協定書で定める提出期限を過ぎている事例が認められた。受託者に対し、期限の遵守を適切に指導されたい。
- (2) 郵便切手受払簿について、昨年度に引き続き文書管理規程と異なる様式を使用している。所定の様式を使用し適切に管理されたい。
- (3) 手書き用領収書について、通し番号の付番や書き損じた際の処理が不適切な事例が認められた。適切に管理されたい。

### 資 産 経 営 部

資産経営課 契約課 営繕課

契約課、営繕課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

#### 【資産経営課】

##### 指摘事項

- (1) 電気自動車用の急速充電器について、利用料金を返金した際、相手方から受領書をもっていない。また、集計履歴が記録されていない月があった。収納の証拠となるものであり、適切に管理されたい。
- (2) 令和4年4月1日の道路交通法改正により、酒気帯びの有無について、運転前後の運転者の状態を目視等で確認することが義務付けられた。改正に対応し、公用車使用申込書も改正されているが、運転後のチェックが失念されている。運転後についても確認をするよう改められたい。

### 環 境 生 活 部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 ごみ減量課 支所

人権政策課、環境課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 【市民交流課】

#### 指摘事項

- (1) 男女共同参画推進委員会の議事録が作成されていない事例が認められた。会議の記録は対外的な説明資料として、また意思決定の経過確認のため必要なものである。適切に作成されたい。

#### 【戸籍住民課】

##### 意見

- (1) マイナンバーに関する簿冊の保存年限が、戸籍住民課及び各総合支所間で統一されていない。統一すべきものとする。

#### 【ごみ減量課】

##### 指摘事項

- (1) 可燃ごみについては、指定ごみ袋を使用したもののみ収集している。しかし、伊勢市環境会議が作成した袋は、指定外にもかかわらず収集している。収集の対象とするのであれば、要綱に則り、適正に指定されたうえで収集されたい。
- (2) 指定ごみ袋の製造の承認や取消しについて、要綱で定めている。製造を認め、また規格に適合しない場合に不承認とし、要綱に反した場合に承認を取り消すのであれば、条例で定めるべきである。また、義務を課すものでなければ、要綱の内容を見直されたい。

#### 【支所】

##### 指摘事項

- (1) 昨年度、コミュニティセンターの鍵を紛失したことを受けて、「支所で管理する鍵の適正管理について」を作成したが、十分に理解されていない。今一度、周知を徹底し、適切に管理されたい。
- (2) 以前にも指摘しているが、自治会で集めた募金について、現金の保管期間が長い事例が認められた。現金を長期間保管することは紛失等につながるリスクがある。適切な現金管理をするとともに、振込にする等、事務処理の方法についても検討されたい。

### 健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 高齢・障がい福祉課 生活支援課  
福祉総務課 福祉生活相談センター 子育て応援課 保育課 こども発達支援室  
保育所等

医療保険課、介護保険課、生活支援課、福祉総務課、福祉生活相談センター、子育て応援課、保育課及び保育所等については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 【健康課】

#### 指摘事項

- (1) 書類の管理不足やチェックもれ等により、5件の支払遅延が発生している。適切な事務管理に努め、再発防止を徹底されたい。
- (2) 休日・夜間応急診療所診療料の領収日付が受領日の前日となっている事例が認められた。収納の証拠となるものである。十分に注意されたい。

#### 意見

- (1) 伊勢市民健康会議は、健康都市づくりに関する計画、具体的事案の検討、政策提案・提言等を行うことを所掌事務としている。附属機関に位置付けるものと考えてるので、検討いただきたい。

#### 【高齢・障がい福祉課】

##### 意見

- (1) 共生社会バリアフリーシンポジウム in 伊勢が開催されたが、市民の参加が少なかった。ホームページ、LINE、Facebook や小中学校でのチラシ配布等で周知を行ってはいしたが、今後は他課とも連携し、より一層の周知を図り市民に参加してもらえるよう努めていただきたい。
- (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領では、「所管課等は、相談内容及び対応結果を記録し、高齢・障がい福祉課に報告する」としているが、十分に周知されていない。改めて周知し、相談事例や取組事例を共有して市全体の取組の推進に努めていただきたい。
- (3) ヘルプマークについて、インターネットでの販売や不正利用に関する報道があり、その管理について疑問が呈されていた。各総合支所と管理を統一し、配付場所、配付方法の周知を図っていただきたい。併せて、その意義の啓発に努めていただきたい。

#### 【こども発達支援室】

##### 指摘事項

- (1) おおぞら児童園の会計年度任用職員の労災保険について、加入漏れが認められた。適切な事務管理に努め、再発防止を徹底されたい。

#### 産 業 観 光 部

商工労政課      農林水産課      観光振興課      観光誘客課

農林水産課、観光誘客課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

#### 【商工労政課】

##### 指摘事項

- (1) サンライフ伊勢の指定管理業務の事業報告書が、基本協定書に定める内容を満たしていない。受託者に対し求める内容を確実に把握し、適切に指導されたい。
- (2) 伊勢地域勤労者福祉サービスセンターは、事務所をサンライフ伊勢内に置いて事業を行っている。経費の一部を負担しているが、施設使用料を無償としている。公共施

設の使用については、原則、適正な使用料を徴収すべきであり、無償使用は補助金の実質的な増額となる。なお、要件に該当するとして無償使用を認めるのであれば、目的外使用許可の起案文書に無償とする理由を記載すべきと考える。改善に努められたい。

#### 【観光振興課】

##### 指摘事項

- (1) 伊勢神宮奉納全国花火大会委員会の経理事務において、出張旅費の領収書に記載された金額が誤っていた。現金授受の証拠となるものである。十分に注意されたい。

### 都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課  
住宅政策課

基盤整備課、維持課、用地課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 【監理課】

##### 指摘事項

- (1) 勢田川改修促進期成同盟会及び宮川水系治水事業促進期成同盟会の経理事務において、支出及び戻入の伺いが作成されていない事例、精算決議書に記載した金額に誤りがある事例、立替払された事例が認められた。適切な事務処理をされたい。

#### 【都市計画課】

##### 指摘事項

- (1) 手書き用領収書において、一部が欠落している事例が認められた。書き損じて、破棄したものと推察されるが、適正な事務がされていない。領収書の不適切な取り扱いはリスクが伴うものであり、今一度、取扱方法の周知を徹底し、適切に管理されたい。
- (2) 伊勢都市計画連絡協議会の経理事務において、支出及び戻入の伺いが作成されていない事例が認められた。適切な事務処理をされたい。

#### 【交通政策課】

##### 指摘事項

- (1) 伊勢市交通安全都市推進協議会の経理事務において、施設の使用料を振り込む際、振込手数料を重複して記載したため組戻した事例が認められた。組戻には手数料が生じる。慎重に事務をされたい。
- (2) 伊勢度会地区交通安全対策協議会の経理事務において、収入伝票が作成されていない事例が認められた。適切な事務処理をされたい。

##### 意見

- (1) 伊勢地域観光交通対策協議会がパーク&バスライドの事業を行っている。収入金は、

同協議会が独自に経理しており、その事務は当該課が担っている。また、同協議会に、特別会計から負担金を支出し、経費に充てている。共に交通対策を担うものであり、その出納事務を一本化し、収入金の公金化と事務の効率化及び適正化を考慮すべきと考える。検討いただきたい。

#### 【住宅政策課】

##### 指摘事項

- (1) 住宅新築資金等貸付事業基金に関する文書について、決裁権者や合議者の押印がない事例が認められた。適正な事務をされたい。

#### 総 合 支 所

二見総合支所生活福祉課      小俣総合支所生活福祉課      御菌総合支所生活福祉課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、各総合支所に共通する意見については、次に述べるとおりである。

##### 意見

- (1) マイナンバーに関する簿冊の保存年限が戸籍住民課及び各総合支所間で統一されていない。統一すべきものとする。
- (2) ヘルプマークの配布方法が、高齢・障がい福祉課及び各総合支所間で統一されていない。統一すべきものとする。
- (3) 一部の総合支所で、人事異動に伴う防火管理者の解任及び選任の届出がされていない事例が認められた。適切な事務処理をしていただくとともに、防火管理者等の建物管理に必要な資格を持つ職員の養成に努めていただきたい。

#### 会 計 課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

#### 議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

#### 選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

#### 監 査 委 員 事 務 局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

## 農業委員会事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

## 市立伊勢総合病院

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

### 指摘事項

- (1) PCR検査を病院敷地内で行っていたが、目的外使用許可がされていない。会計規程に則り、適正な事務処理をされたい。
- (2) 施設の目的外使用の許可の期間について、会計規程では3年を超えることができないとしている。しかし、郵便ポストについては5年間の許可をしている。会計規程に則り、適正な事務処理をされたい。
- (3) 委託業務2件において、仕様書に定める必要書類が提出されていない事例が認められた。受託者に対し求める内容を確実に把握し、適切に指導されたい。
- (4) 諸会費の支出伺について、施行理由の記載がないもの、予算書や決算書、事業内容等、必要書類の添付がないものが認められた。支出の根拠を明確に説明できるよう、適切な事務処理をされたい。

### 意見

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る駐車場使用料を無料としているが、根拠が明確にされていない。駐車料金の収納に関する取扱いや減免の基準等について、規程を整備すべきと考える。検討いただきたい。

## 上下水道部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

## 教育委員会事務局

学校総合推進室については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 【教育総務課】

##### 意見

- (1) 金券の確認頻度が、「毎月1回」「使用の都度」など、学校により異なっている。統一したルールを作成することを検討いただきたい。

#### 【学校教育課】

##### 指摘事項

- (1) 複数の学校で鍵を紛失した事例があった。鍵の管理については昨年度の定期監査でも指摘したところである。再発防止を徹底されたい。

##### 意見

- (1) 薬品受払簿について、使用量及び購入量の記載漏れや鉛筆による記載が認められた。また、記録は、薬品の種類別だけでなく、保管容器別に行うことが望ましいと考える。様式や記録のルールの統一を検討いただきたい。

#### 【社会教育課】

##### 指摘事項

- (1) 子ども読書活動推進会議委員の報酬について、委員の変更があったにも関わらず、前任の委員に支払った事例があった。支出先の相違は、重大な事故につながりかねなく、再発防止に努められたい。

#### 【スポーツ課】

##### 指摘事項

- (1) やすらぎ公園プール運營業務委託について、仕様書で求めている職員体制が満たされていない日が認められた。日報のチェックにより確認できることであり、適切に指導し、管理されたい。
- (2) 小俣総合体育館の利用料について、減免の基準を内規で定めている。内規はオーソライズされたものではない。規則等で定めるよう改められたい。
- (3) スポーツ推進委員連絡協議会の経理事務において、支出及び戻入の伺いが作成されていない事例が認められた。適切な事務処理をされたい。

#### 【教育研究所】

##### 指摘事項

- (1) 情報教育推進委員会の会議録が作成されていない事例が認められた。会議の記録は対外的な説明資料として、また意思決定の経過確認のため必要なものである。適切に作成されたい。

##### 意見

- (1) 貸出用モバイル Wi-Fi ルーターについて、購入数と貸出実績件数とに差異が認めら



れた。今後については、経費節減のため、一層の調査をされ、より使用数に近いものとしていただきたい。

#### 【小中学校・幼稚園】

##### 指摘事項

- (1) 復命書について、報告日の記載がないものや提出が遅い事例が多数認められた。適切な事務処理に努められたい。
- (2) 通帳からの出金において、金額誤りや不要な出金の事例が認められた。十分に確認し、慎重に事務処理をされたい。また、年度末に精算されていない事例が認められた。年度ごとに精算をされたい。

##### 意見

- (1) 金券の確認頻度が、「毎月1回」「使用の都度」など、学校により異なっている。教育委員会事務局と調整し、適切に管理いただきたい。
- (2) 薬品受払簿について、使用量及び購入量の記載漏れや鉛筆による記載が認められた。また、記録は、薬品の種類別だけでなく、保管容器別に行うことが望ましいと考える。教育委員会事務局と調整し、適切に管理いただきたい。

#### 消防本部（署）

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

##### 指摘事項

- (1) 本来、資金前渡すべき研修会参加負担金について、職員間の連絡不足により、立替払した事例があった。会計規則に則り適正な事務処理をされたい。

#### 工事の現場確認

##### 二見浦小学校・二見中学校建設工事

工事は、安全に配慮して行われており、工程表に基づき順調に進捗していると認められた。また、契約事務については適正に行われていると認められた。なお、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

## 8 むすび

他市町において、不祥事件が多く報道されている。本年度の監査においては、そうした事件と同類の取扱事務について注視して監査にあたった。

本年度も事務の誤りが多く見受けられた。報じられた他市町の事件と類似した事例も認められた。一人ひとりが慎重を期すとともに、課内でのチェックが適切であれば防ぐことができた事例が大半である。他市町での事件は、決して他人事ではない。今一度、事務手順の見

直しを求めたい。

各職員におかれては、求められる職務や職責を認識し、公務員としての自覚をもって業務にあたっていたいただきたい。市民の信頼に応えられることを切に望むものである。

## 9 工事監査

### 1 実施日及び対象工事等

実施日	対 象 工 事	所 管 課
令和5年2月17日	二見町今一色地内排水路整備工事	農林水産課

### 2 監査の方法

令和4年度施行の工事のうち、設計金額が300万円以上かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人 大阪技術振興協会所属の技術士により調査を実施した。

### 3 監査の結果

工事の執行については、計画、設計、積算、契約及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書の概要については4に記載のとおりであるが、内容を十分理解し、技術の向上を図るとともに、今後の設計、契約及び施工に際し、品質の確保、透明性、経済性、安全性及び環境面に配慮するよう努められたい。

今後も市のインフラ整備に要する経費が増大すると想定されるが、市民が安全な生活を送れるよう、引き続き励んでいただきたい。

また、工事監査の結果については、今回、監査の対象ではなかった所属の技術系職員にも共有され、技術向上に活用されるよう望むものである。

## 意見

- (1) 関連団体との協議に関する記録が公文書として保存されていない事例が認められた。対外的な説明資料として、また意思決定の経過確認のため必要なものである。適切に作成し、保存していただきたい。
- (2) 出来形管理、品質管理及び写真管理の記録が、現場事務所でなく事業所で保管されていた。監督員の業務に支障が生じないように検討いただきたい。
- (3) 施行体系図が、現場規模に比して過大となっていた。誤りではないが、統括安全衛生責任者や元方安全衛生管理者の常駐等、事業者の管理体制の確認が必要となる。建設業法及び労働安全衛生法に則り、現場規模に見合う体系図の作成を指導いただきたい。

### 4 工事技術調査結果報告書の概要

#### 【二見町今一色地内排水路整備工事】

#### (1) 工事概要

ア	工事場所	伊勢市二見町今一色地内
イ	工事内容	排水路工 L=151m U型水路 L=97.9m、L型水路 L=47.3m、摺付工 L=2.1m 底張工 L=3.4m
ウ	工事受注業者	業者名：株式会社西山組：三重県伊勢市宮後2丁目 現場代理人：資格/経験年 2級建設機械施工技士 主任技術者：資格/経験年 2級建設機械施工技士
エ	設計業務委託業者（業務年度）	株式会社カギテック伊勢支店 (令和2年度 農地第7号 二見町今一色地内 排水路整備工事に伴う設計業務委託)
オ	施工監理	自主監理
カ	工事費	設計金額 29,158,800円（消費税含む） 予定価格 29,158,800円（対設計金額:100%）（消費税含む） 最低制限価格 事後 24,635,600円（消費税含む） 請負金額 24,761,000円（消費税含む） 落札率 (対設計:84.9%) (対予定:84.9%)
キ	工事期間	令和4年10月28日～令和5年3月15日
ク	工事進捗状況	計画出来高 37.8% 実施出来高 23.6% (14.2%遅れ、12月末現在)
ケ	公告又は指名通知	令和4年10月7日
コ	入札年月日	令和4年10月25日
サ	財源内訳	水利施設等保全高度化事業補助金（国55%、県14%）
シ	低価格入札の有無	無
ス	契約年月日	令和4年10月28日
セ	履行保証体系	履行保証 東日本建設業保証株式会社

## (2) 工事技術調査講評

### ア 調査内容

工事技術調査（以後「調査」という。）は、全国都市監査委員会制定の「都市監査基準」（令和2年改正）の「実務ガイドライン」に準拠し実施した。具体的には、計画、設計、積算、契約、施工、検査、委託業務について、法令に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的であるかという観点で実施した。

調査対象工事は、プレキャストコンクリート排水路工事(L=151m)である。

書類調査では、事前に提示された書類を基に、疑問点及び確認事項を質問することにより、各段階における技術的事項について調査した。

### イ 総括講評

書類調査及び現場施工状況調査の結果は、全般的に大過なく良好と言える。

今後は、引き続き工事監督及び検査業務を適切に行い、現場周辺の環境に配慮しつつ工事情報の発信に努め、安全及び品質の確保に努められたい。

調査結果から、特に留意すべき排水路設計と施工計画（安全管理）については以下に指摘事項として整理する。

なお、それぞれの調査結果について気付いた点は、各項目の所見で記述しているので確認、対応されたい。

### ウ 排水路改修設計

事業実施が単独事業から補助事業に切り替わり、単独事業想定時の設計成果を使用したことから、再検討の余裕はなかったのかも知れない。改修排水路の形式・構造は妥当であるが、断面規模と安全性確保に疑問が残る。

一般論からは安全な施設設計に対する配慮が欠けているが、社会条件、地形条件等を勘案した市行政の一環としての措置であるとすれば調整すべき課題と考えられる。

#### エ 協議・管理記録の保管

関連する河川・道路協議、漁業協同組合との協議、地元関係者への説明会などは終了しているとの回答であったが、その記録文書の一部が確認できなかった。協議記録は、事業完了後の紛争回避、説明責任を果たす上でも適切に管理されたい。

出来形管理、品質管理及び写真管理の記録類については、現場事務所ではなく、現場代理人が会社に持ち帰り保管しているとのことであり、監督員の巡回作業に支障がないように現場事務所に備え置くように指導されたい。

#### オ 施工計画

施工計画書は、三重県公共工事共通仕様書（1-1-1-4 施工計画書）に準拠し、必要項目について漏れなく、適正に作成されている。

ただし、施工体系図に建設業法、労働安全衛生法に則っていない記述がみられた。

本工事は特定事業（建設業）であるが、現場の常時作業員は3人～4人であり小規模の工事現場となる。この場合、労働安全衛生法では統括安全衛生管理者の選任は必要ないとされている（(注)参照）。一般的な施工体系図（作成例）に惑わされず、現場規模に見合う体系図の作成を心掛けられたい。

なお、このことは昨年度の工事監査（鎌地田橋橋梁修繕工事）でも留意事項として指摘されており、庁内組織での水平展開がなされていないことを指摘しておきたい。

(注)隧道等、圧気工法作業、橋梁建設以外の建設業で、常時作業員が50人以上の現場では、統括安全衛生管理者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者の選任が必要とされている。

### (3) 技術士所見

#### ア 事業目的、計画について

事業目的・整備内容にマッチした補助事業の選択に時間を要したと感じられる。

農林水産省所掌の事業制度を幅広く点検することにより、比較的容易に当該事業での採択申請に着手できたものと推察される。合理的な事業遂行という側面から、適切な事業選択に留意されたい。

また、事業実施に対する合意形成は大きな要件でもあり、工事に関する他機関との協議、地元住民等との協議あるいは説明会の記録は適切に管理されたい。

#### イ 設計について

事業実施が単独事業から補助事業に切り替わり、単独事業想定時の設計成果を流用したことから、再検討の余裕はなかったのかも知れない。改修排水路の形式・構造は妥当であるが、断面規模と安全性確保に疑問が残る。

一般論からは安全な施設設計に対する配慮が欠けているが、社会条件、地形条件等を勘案した市行政の一環としての措置であるとすれば調整すべき課題と考えられる。

特記仕様書は、当該現場の施工条件を適切に記載している。

#### ウ 積算について

工事内容、設計数量に対する適正な積算がなされており特に問題はない。

エ 入札・契約について

- ・入札公告、入札者評価及び落札者決定の一連の入札手続きは適切である。
- ・履行保証、技術者届など一連の必要書類が提出されており、契約手続きは適切である。

以上のとおり入札、契約について特に問題はない。

オ 施工管理について

施工計画書は、必要事項が漏れなく記載されており問題ない。

監督員は、「施工プロセス」のチェックリストを活用し、施工体制（施工体制一般、配置技術者）、施工状況（施工管理、工程管理、対外関係）の管理に努めていることを確認した。ただし施工状況の工程管理、安全活動についてはチェックが実施されていなかった。

現在まで現場での事故等もなく、また、近隣住民、関係組織等からの苦情も受けていないことから、工事状況に問題がないと言える。

なお、次の点について留意されることを望みたい。

① 施工体系図について

施工体系図は、労働安全衛生法のより深い理解の下、工事規模の実態に合わせた組織体制とされることを望みたい。

② 施工管理記録の保管体制について

出来形管理、品質管理及び写真管理の記録類については、現場事務所ではなく、現場代理人が会社に持ち帰り保管しているとのことであり、監督員の巡回作業に支障がないように現場事務所に備え置くように指導されたい。

③ 検査時の工事写真

監督員は、検査時の写真に看板と共に写り込むことで適正な管理・監督が担保できるが、監督員への聞取りでは実施できていないとのことであった。今後は検査時の写真により5W1Hの確認が可能なように、看板とともに監督員が写り込むことを推奨する。

カ 現場施工状況について

- ・現場の施工管理及び安全管理状況は良好である。
- ・無事故で工期内完成を目指して工事を続けられたい。

伊勢市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和5年3月24日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	久	保	真

令和 4 年度

財政援助団体等監査結果報告書

伊勢市監査委員

## 目 次

1	監 査 の 種 類	.....	1 頁
2	監 査 の 対 象 及 び 実 施 日	.....	1 頁
3	監 査 の 範 囲	.....	1 頁
4	監 査 の 着 眼 点	.....	2 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	.....	2 頁
6	監 査 の 結 果	.....	2 頁
	(1) 財政援助団体に対する監査	.....	2 頁
	ア 一般社団法人 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター	.....	2 頁
	イ まちづくり協議会	.....	3 頁
	○佐八学区まちづくりの会		
	○大湊町未来づくり委員会		
	○四郷地区まちづくり協議会		
	○高城まちづくりの会		
	(2) 公の施設の指定管理者に対する監査	.....	5 頁
	ア シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	.....	5 頁
7	む す び	.....	7 頁



# 令和4年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和5年3月24日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣  
伊勢市監査委員 中 井 豊  
伊勢市監査委員 久 保 真

## 1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

## 2 監査の対象及び実施日

### (1) 財政援助団体に対する監査

実施日等	対 象 団 体	所 管 課
令和5年2月16日	一般社団法人 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター	商工労政課
書面監査	佐八学区まちづくりの会	市民交流課
	大湊町未来づくり委員会	
	四郷地区まちづくり協議会	
	高城まちづくりの会	

### (2) 公の施設の指定管理者に対する監査

実施日	対 象 団 体 （ 施 設 名 ）	所 管 課
令和5年2月16日	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 （放課後児童健全育成施設 伊勢市御菌こどもプラザ及び伊勢市二見こども未来クラブ）	子育て応援課

## 3 監査の範囲

令和3年度（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について監査を実施した。

## 4 監査の着眼点

### (1) 財政援助団体に対する監査

補助金等の算定、交付方法、時期、手続等は適正に行われているか、交付の目的どおりに事業が実施され効果をあげているか、補助金等は交付条件に従って適正に執行されているか、出納関係諸帳票、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか、所管課による指導監督は適切に行われているかなどを着眼点として実施した。

### (2) 公の施設の指定管理者に対する監査

指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか、協定書等には必要事項が適切に記載されているか、施設は協定等に基づき適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか、利用料金の収納や費用の支出等の会計事務は適正に行われているか、所管課による指導監督は適切に行われているかなどを着眼点として実施した。

## 5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、所管課から説明を受けた後、団体の担当者から当該財政的援助等に係る事業概要等について説明を受け、関係諸帳簿の監査を実施した。

また、まちづくり協議会については、所管課及び団体から提出された事業実績報告書、収支決算書、関係諸帳簿等により書面監査を実施した。

## 6 監査の結果

### (1) 財政援助団体に対する監査

#### ア 一般社団法人 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター

##### (ア) 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
伊勢地域勤労者福祉サービスセンター 補助金	補助金	13,284,000	中小企業で働く 勤労者の福祉の向上と中小企業の発展を図る。

##### (イ) 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該補助金に係る出納及びその他の事務の執行は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 【所管課】

指摘事項

- ① 補助金の交付については、上限額を定めているが、その根拠が明確でない。補助金交付の目的や期待する効果等と合わせて要綱で示し、補助金交付の説明責任を果たせるよう、負担する3市町での協議を早急に検討されたい。

【一般社団法人 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター】

意見

- ① コロナ禍の影響もあり、会員数、事業所数とも減少傾向にある。積極的な加入促進の取組みにより会員数及び事業所数の増加を図り、地域の中小事業の従業員の福利厚生に努めていただきたい。

イ まちづくり協議会

(ア) 事業の内容

○佐八学区まちづくりの会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	1,821,306	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額及び世帯割額)		1,664,050	
	広報紙配布等協力金		1,715,400	
合計			5,200,756	

※事務運営費のうち、収支決算の余剰金は市へ返還されている。

○大湊町未来づくり委員会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	1,096,764	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額及び世帯割額)		996,158	
	広報紙配布等協力金		2,702,200	
合計			4,795,122	

※事務運営費及び活動事業費のうち、収支決算の余剰金は市へ返還されている。

○四郷地区まちづくり協議会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	2,336,559	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額、世帯割額及び臨時特例分)		2,428,030	
	広報紙配布等協力金		4,513,400	
合計			9,277,989	

※事務運営費及び活動事業費のうち、収支決算の余剰金は市へ返還されている。

○高城まちづくりの会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	1,381,494	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額、世帯割額及び臨時特例分)		535,270	
	広報紙配布等協力金		1,081,400	
合計			2,998,164	

※事務運営費及び活動事業費のうち、収支決算の余剰金は市へ返還されている。

(イ) 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該交付金に係る出納及びその他の事務の執行は、おおむね適切に行われていると認められた。事業については、コロナ禍もあり、一部未執行や縮小がみられた。それによる余剰金は市に返還されている。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

- ① 支出及び収入に係る伺いや伝票が作成されていない事例や基金の計画変更承認手続きがされていない事例が認められた。経理関係書類及び実績報告書により十分に照査し、適切に指導していただきたい。

- ② 備品について、台帳に登録されていない事例が認められた。適切に指導していただきたい。

【団体】

意見

- ① 備品について、台帳に登録されていない事例が認められた。適切に管理していただきたい。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

ア シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

(ア) 公の施設の管理委託内容及び事業実績

- ① 放課後児童健全育成施設 伊勢市御菌こどもプラザ

指定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理料：指定管理期間総額 61,975,000円（消費税込）

令和3年度分 12,395,000円（消費税込）

収支計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

〈シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 分〉

（消費税込、単位：円）

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
人件費	7,988,725	指定管理料	12,395,000
需用費	2,591,634	利用料金	3,142,001
役務費	311,860	/	
委託料	63,000		
使用料	154,000		
雑費	2,338,263		
管理費	2,089,519		
支出計	15,537,001	収入計	15,537,001
収支差額			0

- ② 放課後児童健全育成施設 伊勢市二見こども未来クラブ

指定期間：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

指定管理料：指定管理期間総額 16,406,000円（消費税込）

令和3年度分 8,203,000円（消費税込）

収支計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

〈シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 分〉

（消費税込、単位：円）

支出の部		収入の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
人件費	5,085,911	指定管理料	8,203,000
需用費	1,155,342	利用料金	1,820,028
役務費	169,656	/	
委託料	36,000		
使用料	104,831		
雑費	1,032,528		
管理費	2,438,760		
支出計	10,023,028		
収支差額			0

(イ) 所見

監査の対象とした指定管理者の当該施設の運営管理は、おおむね委託の目的どおりに行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

- ① 放課後児童クラブの利用料を指定管理者の収入としているが、設置条例に使用料の規定がない。利用料金制を採用しているが、規定を整備したうえで、適正に運用されたい。
- ② 指定管理業務が協定書及び仕様書に沿って実施されているか、施設の運営及び諸規定の整備状況が適切であるか、十分に確認されていない。監督不足である。指定管理者に対し求める内容を確実に把握し、また報告書を検証し、適切に指導されたい。

【シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社】

指摘事項

- ① 基本協定書及び仕様書に定めるアンケートが実施されていない。利用者の意見は、事業の運営向上に不可欠なものであり、確実に実施されたい。また、意見とその対応状況を市に報告されたい。
- ② 仕様書で求めている傷害及び賠償責任補償について、提出された書類では内容の一部が確認できなかった。協定書及び仕様書を確実に把握され、適正に運営さ

りたい。

#### 意見

- ① 男子トイレの手洗いの1つが1か月程度、使用不可となっていた。当該課と連絡を密にして、施設の不備等、利用者の不便に係ることについては、速やかに対応し、いつでも不自由なく利用できるよう適切に施設の管理をしていただきたい。

## 7 むすび

補助金の交付にあたっては、その支出が公益に適うものか、金額は妥当なものか検討し、その資金が目的のとおり使用されたか、その効果はどうであったのかを絶えず検証し、交付事業に取り組んでいただくようお願いしたい。

また、指定管理制度については、指定管理者との連絡を密にし、適切な管理に努めるべきである。事業の成果及び効果についても十分に検証し、よりよい事業となるよう努めていただきたい。